

平 泉 文 化 研 究 年 報

第 15 号

平成 27 年 3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

序

岩手県では、世界遺産に登録された遺産を含む平泉の文化遺産を周辺の歴史遺産も含めて総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、研究機関の整備を検討しています。そのための一環として、平泉遺跡群の中核遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、「平泉文化研究機関整備推進事業」により、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るための共同研究など、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。また、「平泉の文化遺産」について、「平泉文化フォーラム」などの機会を通して、県民の学習と理解の場を提供するよう努めているところです。

岩手県教育委員会は平泉文化研究体制整備の観点から、柳之御所遺跡を含めた平泉遺跡群の調査、および研究の拠点として「平泉遺跡群調査事務所」を開設するとともに、「平泉文化フォーラム」を共同で開催するいわて高等教育コンソーシアムと、平泉文化の総合的研究体制について協議を進めながら、共同研究を行っています。

この「平泉文化研究年報」は、毎年度の平泉文化共同研究の成果をまとめたものです。今後も、多くの研究者の方々からご意見ご指導をいただき、本年報が平泉文化研究の進展の一助となるよう努めて参りたいと考えております。

最後に、共同研究に参画された諸先生方をはじめとする関係機関各位のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

目 次

序

【基調講演】

「平泉、鎌倉、一乗谷」

小野 正敏（前 人間文化研究機構理事）・・・・・・・・・・ 1

【研究報告】

12 世紀平泉の暮らし	前川 佳代・・・・・・・・・・ 21
院政期平泉の仏会と表象に関する歴史学的研究	
	誉田 慶信・・・・・・・・・・ 35
日本国内における「平泉寺」について	伊藤 博幸・・・・・・・・・・ 51
平泉藤原氏の権力基盤に関する基礎的研究	七海 雅人・・・・・・・・・・ 59
平安貴族社会における陸奥国の位置づけ	滑川 敦子・・・・・・・・・・ 69
地域・時代別にみた四面廂建物の特徴	荒木 志伸・・・・・・・・・・ 81
第 15 回平泉文化フォーラム実施報告	・・・・・・・・・・ 87

例 言

1. 本書は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課と、いわて高等教育コンソーシアムが行っている、平成 26 年度「平泉文化研究機関整備推進事業」の成果を含むものである。
2. 本書には、いわて高等教育コンソーシアムと共同で開催した、第 15 回平泉文化研究フォーラムでの基調講演、研究発表を掲載した。
3. 本書の編集は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が行った。

基調講演

平泉、鎌倉、一乗谷 ―都市・館・威信財にみる武家権力―

小 野 正 敏

1. 「中世考古学」と平泉研究

本日の話は、先ほど紹介にありましたように平泉、鎌倉、一乗谷と三題噺のようなタイトルになります。都市、館、この呼び方にも時代性が現れていると思いますが、館を平泉に興味もつ方は「たち」、新しい時代に興味を持つ方は「やかた」と言いますが、それからモノ資料からは威信財という3つのキーワードを用意して武家権力をみる話をさせていただきます。威信財とは何かと先ほど聞かれてしまいましたが、モノ資料からどのように権力を語れるのか、そういう話になります。

もともと今回依頼されたのが、「中世考古学と平泉」みたいなことでしたが、中世考古学の話だけでなく、私自身が興味を持っているさきほどの話題を中世の各時代を代表する3つの遺跡を材料に話をしたいと思います。

最初に中世考古学の話をししますと、考古学は、古い時代から新しい時代まで、例えば現在では戦跡遺跡という先の戦争の戦跡についても考古学の調査対象になってきています。ですから、考古学というのは時代で対象が決まるのではなく、考古学の方法でいろいろな時代の歴史を研究をしていくものと考えています。したがって「中世考古学」というのは考古学の研究手法で中世を研究することであり、特殊なものではないのです。私は、そんな意味で「中世の考古学」という言い方をしていますが、中世以降を対象とする考古学の立場にはひとつ特色があると思います。私はもともと大学時代、石器時代を勉強していましたが、福井県の一乗谷という戦国時代の城下町を調査するために研究所がつくられ、そこに就職しました。そこでは、自分たちが考古学的に発掘調査をしている、同じ時間、同じテーマを、文献資料を材料に長いこと研究していたいわけの中世史の実績がありました。石器をやっていたころは、ちょっと古いですねというと、だいたい数千年から時には何万年か、そういう時間オーダーでものを考えていましたが、その遺跡はなんと町ができてから滅ぶまで全部入れても百年しかないという遺跡でした。文字資料のほうには、ある日ある時、誰がどんなことをしたという記録まで残っており、考古学でこういう時代を調査することへのとまどいを感じたことを思い出します。

私が、中世の考古学が始まったという言い方をすると、いつも広島県草戸千軒町遺跡という中世の町の発掘を例に挙げます。この遺跡は、川の底から鎌倉から室町時代の町が発見されたことで発掘調査が開始されました。これを私は比喩的に「中世の考古学の発見」と言っています。もちろんこの発掘があった昭和38年以前にも、中世という時代に入る遺跡は調査されていました。城跡や墓、あるいは焼物の窯などの発掘です。いずれもみんな中世という時代の遺跡です。でも、墓や城、焼物の生産地というのは、社会の特殊な一部であって、その時代の多くの人々がごく普通に日常的な生活をおくっていた町だとか都市、あるいは村の遺跡、その時代の主人公の生きた場を掘ることが考古学から中世を語るということに不可欠なことだったと思っています。そういう意味で、私は草戸千軒町遺跡の発掘が、中世の考古学そのものの発見だったと言っているわけです。

その結果、それまでと何が変わったのでしょうか。たとえば、焼物が遺跡から出てきます。それ以前には、この焼物は何世紀のどこで焼かれた焼物、13世紀の瀬戸で焼かれた鉢ですねということで遺跡の年代を計る物差しになり、そこまでで終わりになったような感じでした。しかし、本来は、人が使った用具・道具としての遺物であり、あるいは人がそこで生活をした空間としての城や町、建物な

のですね。そういった人の生き様を考えるための考古学的な資料という見方が定着していきます。そしてもうひとつ大事なのが、各地で多様でたくさんの中世の遺跡が発掘されるようになり、それによって、均一ではない、均質ではない日本列島が捉えられていきます。東もあれば西もある、北もあれば南もある。そして山のほうもあれば、海のほうもある。それぞれの土地、それぞれの場所にさまざまな人たちが多様な生活をしていて、その上に乗っている権力や政治も、それにあわした多様なあり方をしている。当たり前といえば当たりの前のそういうことがようやく問題になり、研究視点、対象となってきます。そういう意味で、私は中世考古学というものが動き出し、考古学から各地の特徴ある中世を語るという方向性がより明確になってきたのだと理解しています。そういう視点からは、平泉という遺跡が掘られることで、ひとつは二項対立ではなくて、たとえば北の世界と、中央の都の世界、あるいは西の近畿圏等とどういう風な歴史があるのかという、お互いの地域の状況を明らかにし、その特色を見ながら自分たちの地域を研究し、発信、相互の関係を確認していくような研究が定着していきます。それが一番大きなことだったのではないかと思います。とりあえず、中世考古学の話はこれくらいにして、今日の話に入ります。

平泉、鎌倉、ここまではよくご存知の遺跡だと思います。そして、もう一つの一乗谷という遺跡は、ここにお集まりのみなさんにはそれほど知られていないのではないのでしょうか。これは15、16世紀の戦国時代の越前を支配した朝倉氏の本拠で城下町を町ごとそっくり残して半世紀以上にわたって発掘、調査した遺跡です。私はここで中世の考古学に初めて触れたわけです。今日の話も、私自身は平泉の研究者ではないし、鎌倉の研究者でもないのですが、ただ、自分が戦国時代のさまざまな問題を研究していく中で、戦国時代の諸問題について、それがどうやって生まれて、どこから来ているのか、どういう意味をもつかということを考えていくときに、その先に鎌倉があり、その先にまた平泉があって、同じような論理、同じような意味が、長い歴史の時間を通してつながっているということを感じたわけです。今日の話は、そういった考えを基底に、平泉、鎌倉、そして一乗谷という武家権力が自分たちの本拠として、町づくり都市づくりをした遺跡の代表例に、武家の論理という視点から、この3遺跡を比較したらどんな風に見えるのかを話します。

一つは都市の空間構造です。二つめは、実際にそこで日常生活や儀式、行事、宴会もありましたが、さまざまなことが行われた具体的な空間である建物や屋敷・館の問題です。それぞれに異なる時代ではあるが、武家の論理がこの3遺跡の中でどんなふうに見えるのか。そして、三つ目は威信財、モノ資料になります。焼物をはじめ様々な資料から、当時の権力のあり方、同じように武家だからこそその論理で、そういった道具がどのように位置づけられて、どのような場で、どんな風に使われていたのか。これを時代を超えてみてみます。

2. 平泉にみる都と東国奥羽の意識

まず平泉の都市の問題を考えます。私は、平泉の研究は30年くらい前から急に発展したと思っています。さぞや現場の人たちは大変だったろうなと思いますが、その中で今日の私の興味から言えば、中でも3つの調査が重要です。ひとつはみなさんよくご存知の柳之御所遺跡、まさに平泉の中心が発掘されたということでした。次は毛越寺から今の平泉駅にいく道路拡幅の工事によって、当時の街並みといいますか、道路計画が確実に見えてきた、これが2点目の大きな成果だったと思います。3点目は、衣川の堤防に関わる調査になります。中尊寺には関山という山号がついていますように、衣川には古代以来の関がありそこを境にして、北は奥六郡という違う世界になっていました。その衣川の北側、それまで平泉としていた外側にも、都市平泉が広がっていることがわかった。この3つがあり

ます。

平泉では考古学的な遺跡の発掘以前に、今も残る、あるいは痕跡が明瞭な寺院群がよく知られていました。そして吾妻鏡などの記述もあることから、平泉というのは、京都風の立派な寺院群があって、京都を模倣した同じような景観の都市があるに違いないという発想で見られていました。そういう先入観を打ち破ったのが柳之御所遺跡の発掘だったのです。まず、そのときの都の状況を外観してみます。平泉より少し前の都になります。平安京はご存知のように、9世紀ごろから日本の都、都城として国政の中心都市でした。内裏、天皇や官庁が儀礼や国政をとる平安宮があって、真ん中の朱雀大路が南北にとおり、左京と右京から構成された条坊制の都城でした。しかし、たちまちのうちに、右京が使われなくなって、次第に左京の方に重点が移っています。現在の京都の都市部が展開するのもこれを反映しています。10世紀から11世紀ごろ、平泉ができる直前のころの様子をみてみますと、大きく都の様子が変わっていいきます。簡単に結論だけ言わせていただきます、ひとつは、本来天皇がすまい、国政を司っていた平安宮という宮の部分から、天皇そのものが京の中へ出ていきます。里内裏といますが、ここで国政を執ります。10世紀半ばに火災が続き、修理の間住めないため京の貴族の屋敷などに仮住まいするのですが、次第に戻らなくなります。宮には天皇がいなくなり、都の中で国政をつかさどるところが宮ではなくって、京の中のいろいろなところに分散しているということになり、古代の王権に基づく天皇を核にした都市の論理が崩壊したのです。

また、そのころ実質的に国政を支配した上皇や法皇といった、いわゆる院政に関わる人たちや藤原氏などの拠点、この京の中にも何箇所かありますが、さらにその外の、本来は平安京の外のところにできます。白河や鳥羽、法住寺殿などの院政の拠点や平氏の拠点六波羅などが作られていきます。その新しい都市は院の御所を中心に洛外に展開していき、例えば、白河ですと御所と法勝寺などの寺院がセットになって東西方向に並んでいるという、御堂（寺）と御所がセットの東西軸の新しい景観

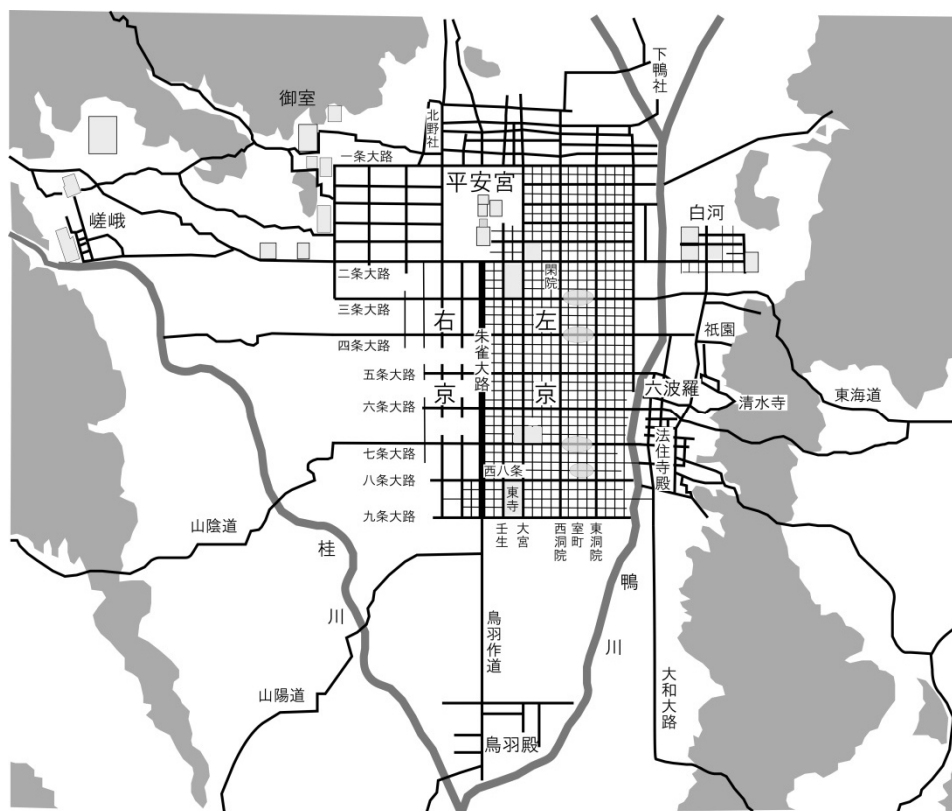


図1 院政期平安京模式図

が特徴的です。寺院については、平安京だけでなく平城京も都城の中は寺と墓が穢れを避けるために作れないという規制がありました。しかし、ちょうどこのころに末法の世がくると考えられ、極楽往生するための寺院をそれぞれの貴族たちが作りはじめますが、自分の屋敷とセットに寺を持とうとすると京の中では規制があり京外にその地を求めます。自らの拠点としての都市ですから、そこには、その家を支えるための機関、家政機関の集合体としての町ができる。家を論理とする都市ができます。家ということを強調しますと、そこには、自分はどんな先祖と家筋を持っていたかという、先祖や家系を主張し、それを可視化した墓や廟が街づくりの核にしたものができてくる。これがもうひとつの特徴です。例えば、六波羅は平清盛の本拠地ですが、ここでは清盛の祖父の正盛の墳墓堂が中心となって都市が作られています。「平家物語」には、一族、親類、殿原及び至郎眷属の住む処といわれ、3200の屋敷を数えると描写されます。また、白河譲位後の御所として作られた鳥羽には、御所や近臣たちの屋敷とともに、鳥羽、白河両院と近衛天皇の墳墓堂がありました。

この時代のイエという論理で新しい都市が作られることが、平泉という武家権力が作る都市のキーワードになっています。もともとは、都の周辺にできた新しい新都市の状態でしたが、武家という権力はイエという、実際の家族ではないけれども主従関係、家の子郎党と言いますが、それに擬したあり方が、権力構造の基盤となっている。そのため、武家が自分たちにふさわしい街を作ろうとしたときに、都の新都市の論理が自分たちの武家そのものの論理にも適していたわけです。平泉だけでなく武家権力の街づくりでは、都の真似ではなく、自分たちに適した論理の都市づくりとして積極的に選択し取り入れます。その結果、平泉をみると、初代清衡ならば中尊寺と柳之御所、二代目の基衡ならば観自在王院（もとは基衡の館）と毛越寺で、秀衡ならば、無量光院と伽羅御所がセットということになって、それぞれの代ごとに御堂と御所のセットによって町ができている新都市の景観です。初代の柳之御所は平泉の中心となり、2代目からも平泉館として政庁の役割を継続したと考えられます。また毛越寺から今の平泉駅に向かう東西方向の道路を軸にした、新しい都市計画の構想が取り入れられています。

もう一つ重要なのが、金色堂だろうと思います。先ほどのようなイエ論理から言えば、まさに先祖の廟で、3代の遺体が入っていますので、先祖の墓、墳墓堂というものに擬せられる金色堂を核にした町づくりになります。さらに中世の武家権力にとって単にイエという問題だけではなく、もうひとつの大きな問題がありました。この時期の武家権力がよって立つところが地域の中の同じような武士集団によって推戴されている、相互の共通認識によって権力が成り立っているということです。つまり地域の武士団の支えなくして権力は成立しないということです。

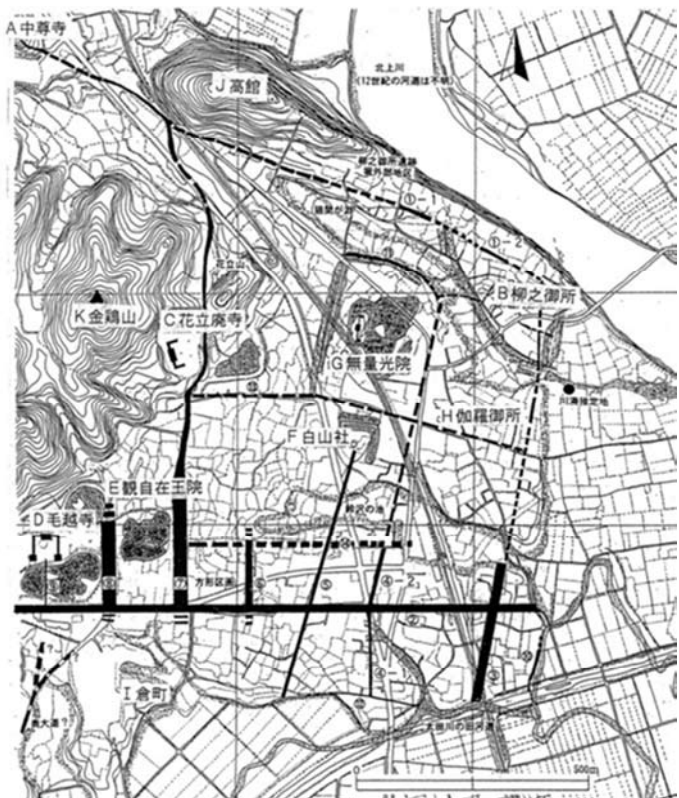


図2 平泉模式図（羽柴 2001）

その状況のなかで藤原氏は二つのことをしています。ひとつは、京都風の最先端の荘厳な寺院を作ることでの自分の威信というものを示しています。都の文化をひけらかすことで都の権威を背景にする主張です。しかし、これですと地元の論理がなくなるわけですから、宗教的施設の場合とは別に自分が住む御所のほうには北奥の世界を表現して北奥の代表者である自分という立場を強調します。奥州藤原氏は、安倍氏と清原氏という、それまでの奥羽の二つの権力の継承ということで自分の血を知らしめています。前の時代の奥羽の権力者たちの血

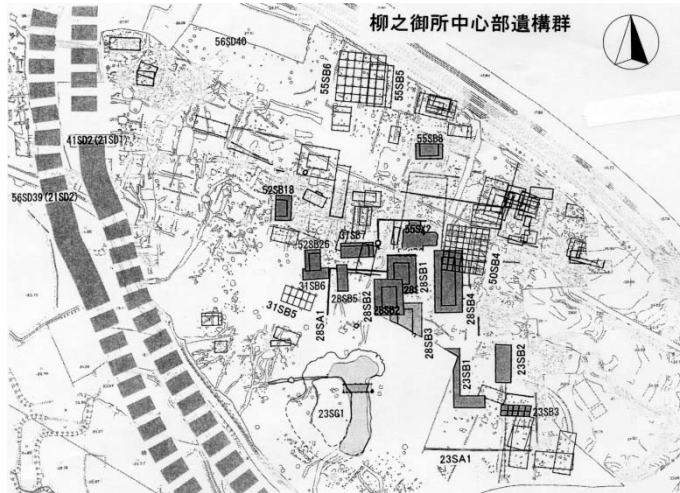


図3 柳之御所遺跡遺構図

を引いている、奥州藤原氏ということになるわけです。柳の御所が先の清原氏の大鳥井山遺跡の景観、川沿いの丘陵地形にそって大きな堀で囲む形をそっくり模倣しているのはその可視化のためです。

柳之御所遺跡を掘ると、寺院とは異なり、当時の都の御所とは全く違う様相が見えてくる。これがもう一つの大きな点です。当時、都で高貴な屋敷と言えば、寝殿造の屋敷が作られていました。藤原道長の大規模な東三条殿などをみると、中心に寝殿があって、南側に広庭と大きな池があり、それぞれの建物群が廊状の施設でつながれて、建物毎に機能が分かれていることが特徴です。そして屋敷の空間は、外部までの間に中門廊という、屋敷の中を二重構造に分ける施設があり、その外側と内側の空間に格差をつけた二重構造を持っています。また中心的な建物はその基本構造が、大きく壁や建具で囲まれた身舎（母屋）とよばれている室内部分と、その外側の開放的な空間の廂から成ります。こういう構造をとっているのが都の上級の屋敷です。個々の建物をみると、柳之御所遺跡でも、中心建物は似たような構造で四面に廂を持つことで高いランクを示すという単純な構造では一致しています。ただ柳之御所遺跡と都とが違うところは、柳之御所遺跡では建物が独立していてほかの建物と廊で連結した構造を持っていないこと、また寝殿造りでは南面することが原則となるので寝殿をはじめ主要建物の棟が東西軸になりますが、ここでは主要建物が南北軸になる、つまり正面の向きが90度異なり、池庭との関係も違います。さらに建物の底はこの時期の都と比べて底の出る長さが大きく古代的な特徴をもつことです。つまり、都の貴族の屋敷とは異なる建物群から構成された屋敷景観をもっていたことになります。

柳之御所遺跡のこのようなあり方は、12世紀後半という時代からみると、非常に保守的な状況を示しています。例えば同じ陸奥でも仙台市王ノ壇遺跡では、すでに身舎と庇の単純な二重構造の建物ではなく、内側の身舎と呼ばれる室内部分が外側の廂も室として取り込んだ間取りに変わっています。また柱の一部には角柱が使われ始めており、新たな建具による間仕切りなども推定されます。13世紀になると、こうした変化により複雑な間取り建物に変わっていきませんが、王ノ壇遺跡に比べると柳之御所遺跡や平泉全体が、保守的な建物を中心に構成されているという特徴を指摘できるのです。おそらくこのことは、さきの平泉が意識した北奥の論理の館の表現と連動したものといえるでしょう。

藤原氏は、在地陸奥の論理を主張する保守的な館と最新の都のきらびやかさを主張した寺院とを両方上手に使い分けたのです。

次に衣川地区の問題です。中尊寺の下、衣川の対岸が調査され、大きな堀を持つ屋敷が発見されて

います。そうしますと、こちら側、衣川より南のいわゆる内側の平泉と、この川を挟んだ北の外側の空間、平泉が二重構造になっているということになるわけです。そして「吾妻鏡」によれば、この衣川地区には前の陸奥守の藤原基成の衣川の館や源義経の館があったと記されています。これがすごく重要なことです。こちら側の空間とあちら側の空間と二つの空間からなる都市というのは、武家の都市づくりの中で非常に重要な共通する意味を持っていました。

これについて一乗谷の例でお話したいと思います。15、16世紀の戦国城下町一乗谷では、南北に細長い谷を中心に都市が広がり、東の高い山稜に山城、周辺の稜線がこの町を囲んで防御しています。町の入り口には土塁と堀からなる城戸がつくられています。城戸の内側と外側の世界の二重構造の都市になっています。城戸の内には大名朝倉氏の館を中心にして、主従関係をもつ近臣たちや集住した武家の屋敷、町を支えていた商工業者の町屋、寺院があり、計画的な街路により都市景観を作っていました。一方、城戸の外にも町が広がっていて、ここには一乗谷と外部の世界とを結節する川湊や街道が通り、市場がありました。先の話題との関連で重要なことは、城戸の外が朝倉氏のイエに属していない人達がいる空間となっていることです。例えば朝倉氏よりも身分が高い客人のひとり最後の足利將軍になる義昭は、上城戸の外に御所が造られ住んでいました。また、政敵に都を追われて北陸に流浪した足利義材は下城戸の外、阿波賀にあった公界寺の含蔵寺にはいり朝倉氏に庇護されました。あるいは一向一揆という宗教戦争がありますが、その和平のための加賀側の人質が住んだのもここです。つまり、朝倉氏のイエに属していない人たちが住む空間が城戸の外だったのです。平泉とおなじ二重構造があるのです。

平泉では、内側の世界には奥州藤原氏のイエの論理に属する人たちが屋敷を構えて生活し、藤原氏よりも身分が高い前陸奥守藤原基成の屋敷や源氏の棟梁の血筋を引く源義経の屋敷は衣川の外側にあります。先ほど武家権力が町をつくる時にそこにはイエ、主従関係という論理があるという話をし

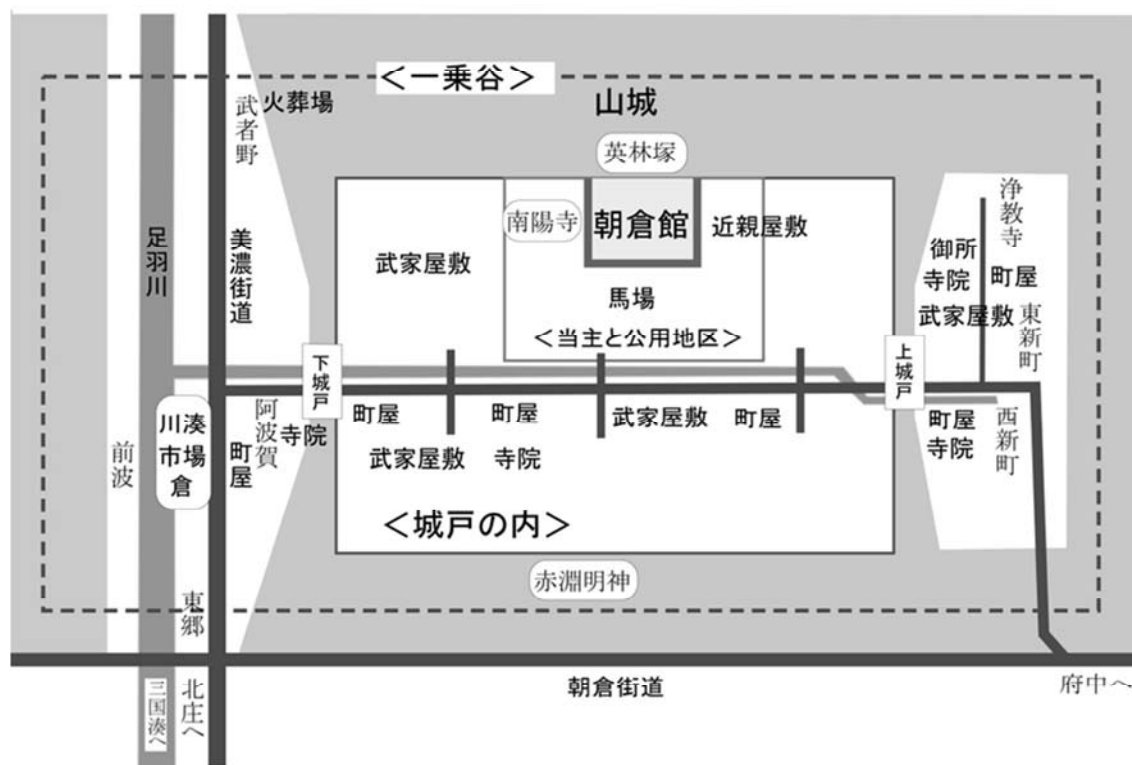


図4 一乗谷模式図

ましたが、その外側の空間に藤原氏のイエの論理に含まれない人がいる世界がある、内側がイエだからこそ、そこには置くことができない立場が生まれ、外側になるのです。一乗谷という16世紀の武家の政権都市と平泉が同じ論理が連綿と続く町であるということなのです。一乗谷は16世紀ですから、さかのぼること約400年です。平泉が中世初めの武家の都市の様子を示したとするならば、一乗谷は1573年に天下統一を目指す織田信長によって滅ぼされた都市ですので、戦国というよりは近世への過渡期、信長や秀吉によって新しい時代へ代わっていく境目ということになります。

もう一つが血の問題です。血筋あるいはイエを象徴する先祖ということです。金色堂は3代の遺体が入っているところで、これを精神的な中核として平泉ができています。これは先ほど都の周辺にできた新都市が、家筋や先祖、あるいは先祖と擬している人たちの墳墓堂や廟を中心に街をつくっているということと通じるという話をしました。柳之御所遺跡の特徴のひとつは、北上川のすぐ脇の自然丘陵、その地形に沿って堀をまわしてつくられていた特異な形にありますが、そのモデルと指摘されているのが秋田県横手市の大鳥井山遺跡、清原氏の館と言われている遺跡です。この館の中心には、積石墓があり火葬骨が石櫃に入って発見されています。おそらく、清原氏の先祖あるいは先祖と擬されたこの墓に守られて館が成り立っている。

都市鎌倉や荘氏、浅羽氏などの御家人の本拠、そして戦国時代の一乗谷でも同じです。御家人は先祖とのつながりを強く意識していました。埼玉県坂戸市入西地区は御家人浅羽氏の本拠地で、八幡神社、万福寺があり、竹之内という地名が残されます。竹之内は館があったところです。八幡神社は鶴岡八幡宮を勧請したと言われていいますので、鎌倉将軍との紐帯を示します。万福寺には1307年の年号をもつ板碑がたっており、それには、浅羽氏の先祖浅羽行道の供養のために子孫がこれを建てたこと、先祖を敬ってこれを建てるので願わくば自分たち子孫の安泰と繁栄を見守ってほしいという趣旨が彫られています。先祖と共に生きる自分たちという紐帯がここに示されています。また、一乗谷模式図に示したように、朝倉館の上の平場には一族を見守るように初代朝倉孝景の石塔が祀られた英林塚があります。この石塔には、朝倉氏に災いが及ぶ時には鳴動するという伝説が伝わります。先祖あるいは血に対する厚い思いが視覚的に明示されること、これが武家の本拠地の特徴なのです。

3. 鎌倉の都市と館、威信財の変化

(1) ゆれる鎌倉将軍

鎌倉の構造を模式化しました(図5)。北の山裾に鶴岡八幡宮があり若宮大路という平安京の朱雀大路のような広い道が真っ直ぐ浜へ向かいます。周りは丘陵が囲っていて谷戸の中に町が広がる状況です。外の世界とは7つの切り通しでつながります。「十六夜日記」の著者は、この景観をみて、ちょうど袋の中に家々を閉じ込めたようだと感想を残しています。現在もこの中に市街地が広がりますが、これは最終段階の鎌倉を承けた姿です。中世の鎌倉を考えるときには大きく二つの時期に分けて考える必要があります。前半は平泉を滅ぼした頼朝が、鎌倉に幕府を開き三代実朝までの、いわゆる源氏将軍が続く時期です。後半は13世紀半ば、源氏の将軍が絶えて、そのあと、執権北条氏が実権を握って幕府を動かしていく、この大きな二つの時期の違いです。結論から言えば前期は源頼朝のための町、源氏棟梁の本拠地としての鎌倉です。後期は、全国の公的な武家政権の都としての鎌倉という大きな違いといえます。源頼朝からはじまる源氏三代の鎌倉は、東西方向の街道を軸に、源氏の鎮守鶴岡八幡宮を中心に、頼朝の御所大倉があります。それから父義朝の菩提寺勝長寿院、そして後の寿福寺が義朝の館のあとと言われますので、先祖の館などが並びます。また奥州攻めの鎮魂のための永福寺があります。鎮守と御所があって寺院群が東西道路にそって山裾に並び、周辺には御家人311名の

宿館が集まった、これが頼朝段階の鎌倉でした。その後、承久の変を経て執権北条氏が権力を持った段階になりますと、源氏三代の故地が色濃く残る北の山裾地区はそのままに、町は南へむかって展開し、南北方向の若宮大路沿いに御所が移転され、その中心には執権の屋敷、北条氏の実権をみせる形で町が改造されました。この段階では四方を大路が走り、その中心部が都市化していきます。この大路沿いや交差する辻には常設店舗が許可され、都市的な商店街が形成されます。また史料には、同じ頃戸主制という京都に倣った宅地配分や保々奉行、篝屋の設置など都市の管理のための形が整えられていったことが記されます。源氏三代の将軍の時代までは、平泉と同じように、源氏の本拠地を表現していましたが、この段階になると武士の都、幕府所在地としての都市にふさわしい空間構成に変質していったのです。このような都市的な状況が生まれるまでに約 50 年ほどかかったわけですが、そこには武家の本拠地から武家の都としての公的な都市への論理の転換があったといえます。

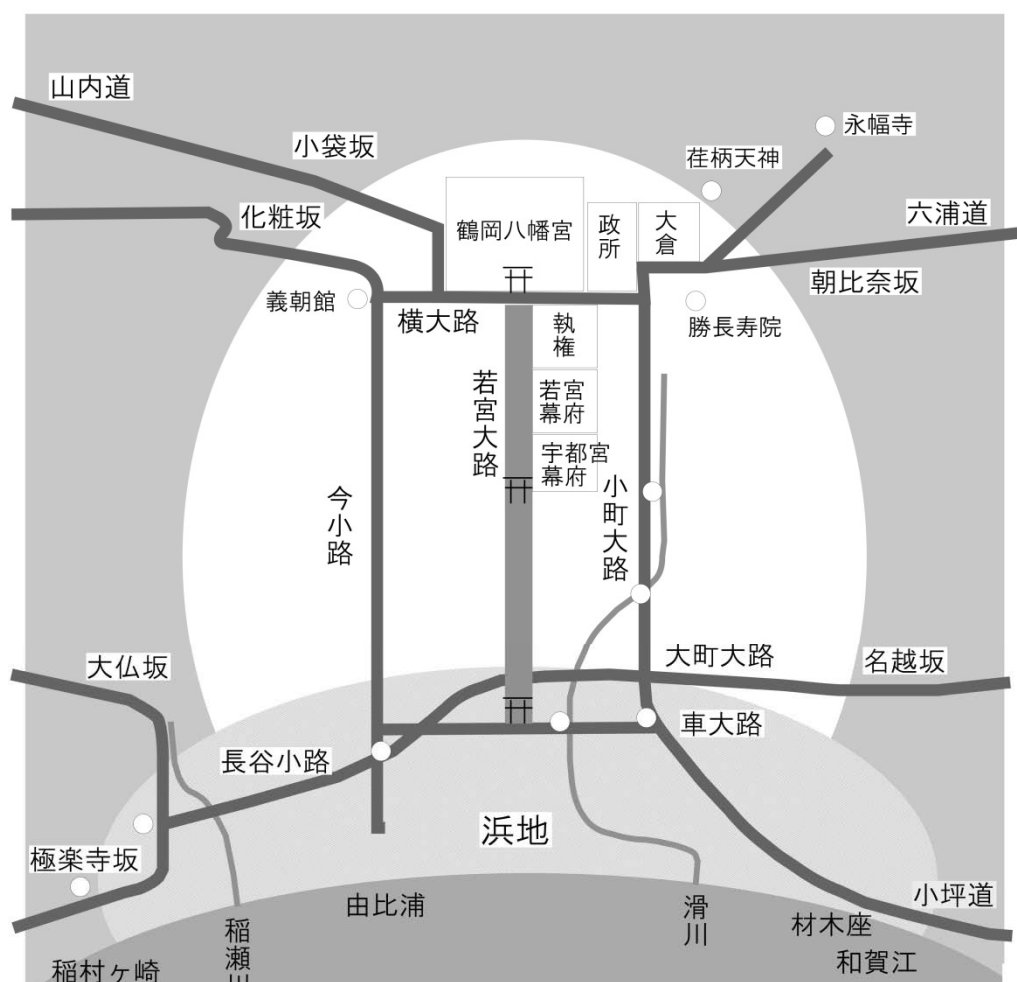


図5 鎌倉模式図

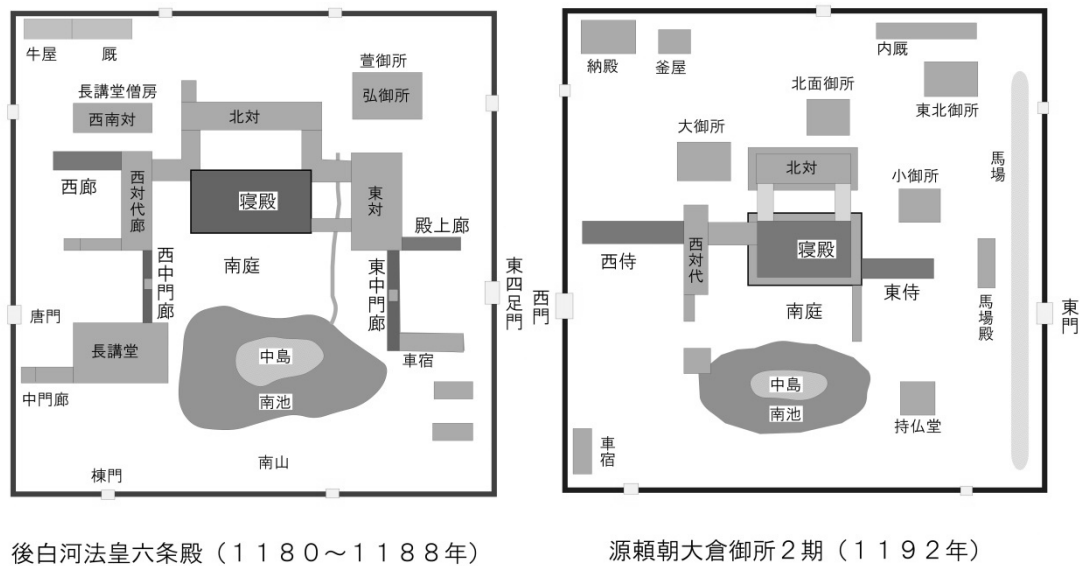


図6 源頼朝大倉御所、後白河法皇六条殿比較

そうした意識の変化を御所の比較に見てみましょう。図6は、後白河法皇の六条にあった屋敷と頼朝の大倉御所とを比較した模式図です。大倉御所は、3回作り直しをしますがその二回目のものです。いずれも発掘遺構ではなく、建築史の太田静六氏が、文献にのこされた記録などから類似した寝殿造の建物が六条殿と大倉御所にあったと復元したものです。吾妻鏡などには大倉御所に、寝殿、西対、西侍（所）あるいは小御所、厩、持仏堂などの建物名が出てきますので、当時の身分ある屋敷からいえば、寝殿造の建物群が想定されています。後白河法皇の六条殿は、最大規模の寝殿造の屋敷が復元され、両者はよく似た建物群からなりますが、一つ大きく違う点があります。先ほど寝殿造は寝殿を中心とする全体の構造であり、中門廊という施設で屋敷内が二重構造に成っていた話をしました。身分によってこの外側までしか入れない人、寝殿の座に上がれる人、あるいはその中間の二棟廊で対面する人などがあり、空間が、大きく1、2、3ランクというふうに、ランク付けされていました。この重要な屋敷空間をランク付けするための中門廊が大倉御所にはありませんでした。大倉御所では空間の使い方や意識に都の貴族とは違いがあったのです。

この意味は、頼朝の大倉御所で行われていた儀礼をみると、明白になります。例えば正月の元旦、二日、三日に、御家人のトップクラスの人たちが日を変えて、食事を将軍に捧げ、頼朝から返礼をうける壇飯という儀式が行われました。この舞台は寝殿とその前の広庭でした。壇飯の後、頼朝は西の侍という細長い建物のところに出て、そこで集まった御家人たちと一緒に酒を飲み交わしています。この侍（侍所・侍廊）は中門廊の外のエリアにあります。都の貴族は、主人は儀式や接客のため寝殿から二棟廊までは出ることがあっても、中門廊を越えてその外側にある侍廊で対面することは原則的にありません。大倉御所では年頭の公式行事の後に、外側の西の侍に出座し御家人たちと一緒に酒を飲み交わすという、都の貴族とは異なることが行われていたということになります。

寝殿と侍所という二つの異なる場を使った儀礼・行事のあり方は、これもまた同じように、後述する戦国大名の館の空間分析から類似したふたつの場が確認できます。付け加えますと、西の侍では、御家人たちがたくさん集まって、酒宴を催すわけですが、お互いに自分たちは同輩だという意識を持っていたと言われています。つまり同じ武士同士という意識です。そしてこの意識は、御家人たちが

頼朝を支えていることで、源氏の棟梁として将軍が成り立っているという意識に繋がっているともいえます。寝殿では将軍が中にいて、御家人たちは広庭のほうからそれを見上げて、空間の違いに身分の差を見せるための儀礼が行われていた。もちろん侍所でも車座に座るのではなく将軍が一番奥に座し、その前に御家人が2行に対座したのですが、武家においては侍所（廊）という施設そのものが将軍と御家人の交流の空間、身分の差を超えて座を共有する空間としての性格をもっていたことが重要です。大倉御所にあった侍所は棟行十八間（約38m）、松田亭の侍所は二十五間（約53m）です。幅（梁行）は2間（約4m）ですから非常に長大な建物になります。この侍所が重視されたのも、この武家ならではの機能空間だったからといえます。

一方、頼朝の大倉御所では中門廊がないのが特徴でしたが、三代実朝になると中門廊を作るようになります。和田義盛の乱で焼失した御所の再建に際しては、御前で指図を改め、今度の御所には中門（廊）を建てるようにという指示がされます。東国の御家人たちとともに権力を育てた頼朝段階と、実朝の都風の御所への変換というものに、見事に意識の変化がみられます。都にむかって揺れ動いていく将軍ということになるわけです。それは頼朝段階ではさかんに侍所で酒宴をしていたのが、実朝からは将軍が侍所に出座することがなくなることにも端的に表れます。長沼宗政をして、頼朝は武備を重んじたが、当代（実朝）は歌や蹴鞠を業として武芸は廃れている、女房衆を重んじて勇士はいないかのようだ、と言わせた、意識の変化でした。

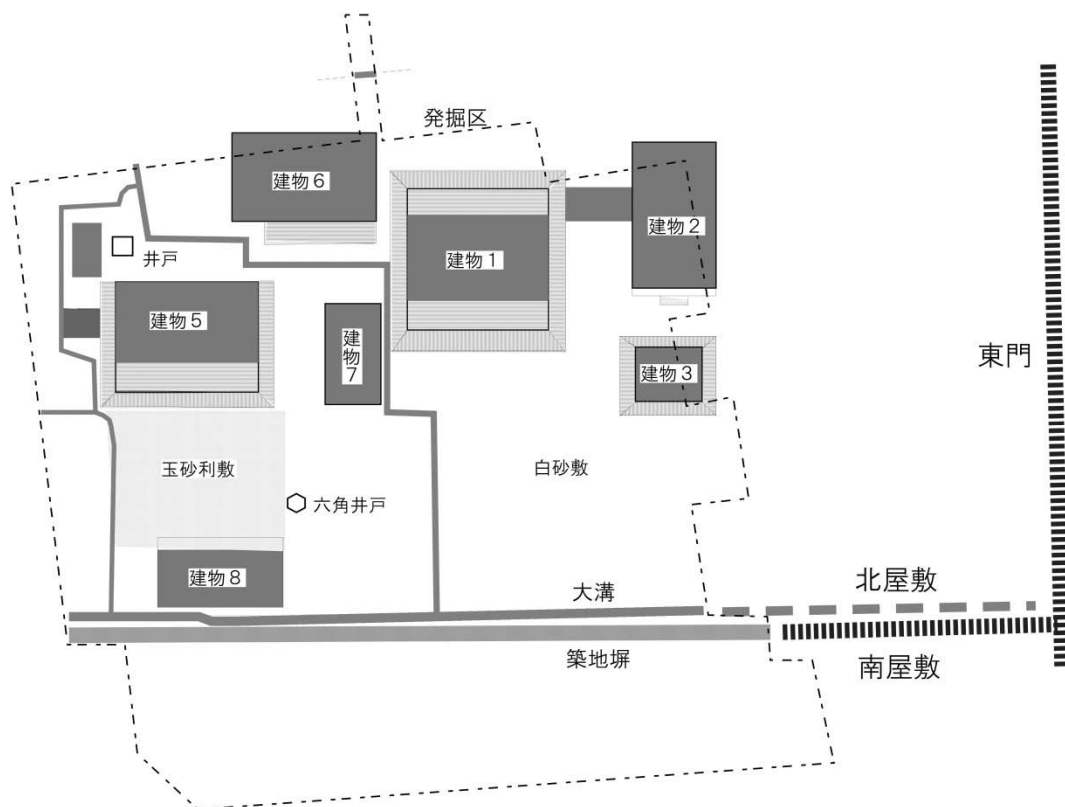


図7 今小路西遺跡模式図

鎌倉では、武家屋敷の中でも、将軍に近い幕府の中核にいた人の屋敷と言われる大きな屋敷が今小路西遺跡で発掘されています（図7）。ここは大きな屋敷のようすがわかる数少ない発掘ですが、残念なことに東門や中門廊があるはずの場所が発掘されていないので、この屋敷が中門廊を持っていたか

は不明です。北屋敷では、中心の建物1（寝殿）があり、建物2（東対屋）が廊で結ばれています。寝殿と東、西の建物6が結ばれた、おそらく寝殿造の屋敷だったと推定されます。隣の南屋敷では、簡略化した中門廊が直結する寝殿がみられますので、これも寝殿造系の屋敷でしょう。このことから鎌倉の中の一定のランクになると、寝殿造の屋敷があったことが推定できます。後半の鎌倉では、將軍実朝をはじめ、だんだんと京都のほうへと揺れ動いている状況が確認されるのです。

（2）ゆれない関東御家人

それでは、東国の御家人たちの屋敷はどうなっていたのかがもう一つの問題です。実は彼らは揺れませんでした。相変わらず東国の在地の論理、鎌倉幕府が出来る以前からあった東国武家のスタイルを連綿と継承しています。御家人荘氏の本拠埼玉県大久保山遺跡をみましょう（図8）。丘陵の南斜面裾に溝や堀で区画された屋敷群があります。その脇には積石墓が残され、小さな社、園池を持つ寺院が発掘されています。館と寺院と先祖墓と称している墓（実際はもっと古い墓のようです）があり、そして鎮守があるというセットです。13世紀半ばの状況を見ると、溝が方形に回る段階から薬研堀（V字型の堀）に囲まれた段階に変わります。屋敷の中は、四面に廂を持つ東西棟の主屋があり、これに細長い南北棟の建物がL字型に付属しています。そのあとの13世紀後半から14世紀の頃も同じように東西棟の主屋「寝殿」と、細長い建物「侍所」、「厩」がコの字型に並び広場を囲むという構成が確認できます。

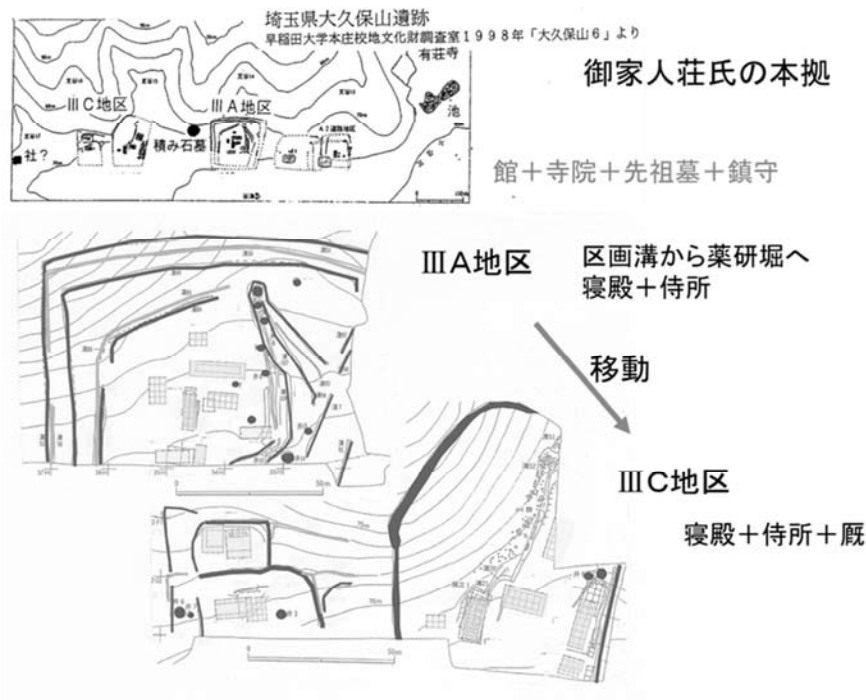


図8 御家人荘氏の本拠大久保山遺跡（早稲田大学本庄校地文化財調査室 1998）

茨城県島名前野東遺跡では方形に堀が囲み、内部には二つの時期に特徴ある同じ建物群がセットで発掘されています。門1が最初のA期の削り残しの土橋をもつ門で、館中央に主屋があって、これに細長い建物が付属します。南側に堀の一部を埋めて作り直した門2のB期には、門に面して同じように主屋があり、これに直交して細長い建物が付属します。この細長い建物は近接しているけど主屋に直接接続せず少しだけ離れている特徴があり、簡略化された侍所のようにみえます。この館では、門が変わって屋敷の正面が変化しても同じような建物構成に作り変えられていることから意識的に建物群が踏襲されているといえます。御家人たちにとっての在地の論理、自分たちがこれまで持ってきた価値観が屋敷空間に表現されているのです。関東地域では鎌倉を除くと寝殿造の建物群がほとんど確認されません。

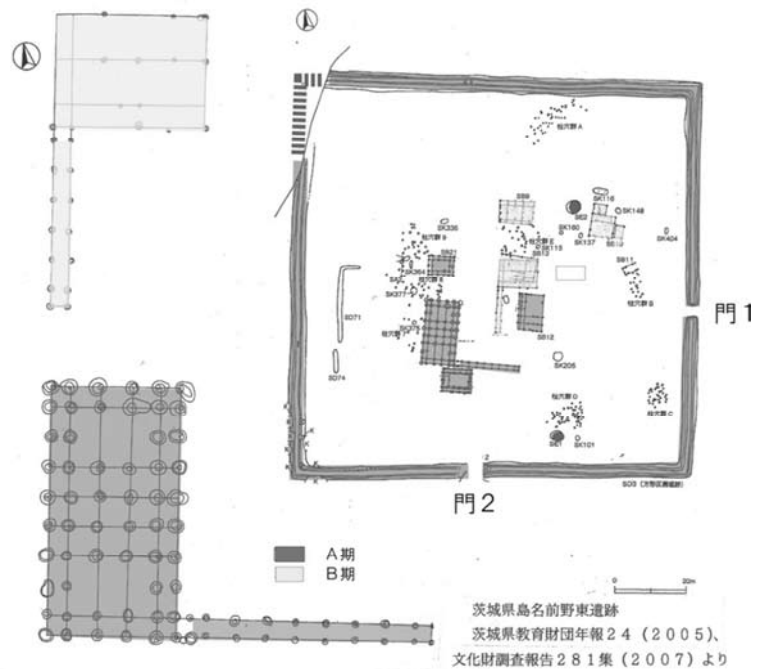


図9 前野東遺跡（茨城県教育財団 2007）

4. 武家の威信財

(1) 平泉の威信財

戦国期の館と建物群の話題に入る前にモノの話をしたいと思います。館・屋敷と建物群の意味を考えると、そこがどのように使われたのか、場の機能とセットで考えることが大事でだと思うからです。威信財という視点ですが、私の言う威信財とは、ある道具群を持つこと、使うことでその主人の権威や価値観を表現するものです。使うということは儀礼、宴会などの行為とともに先述した建物などの場がセットであるということでもあります。こうした道具は、後生大事に蔵の中に持っていて何も意味はない、こんなにすごいものを持っている、こんなにすごいもので宴会をやるというように、すごいものの使用を儀式や宴会を通じて人びとに見せびらかすことで意味が生まれる道具でした。そしてそれにふさわしい舞台装置、場があること、また、相手側もその価値観を共有していることが必要です。だからこの威信財には価値観が決まったよく似たモノが各地で所有されたのです。逆に言えば、出土したモノ資料から権力や権威を語ることが出来る考古資料なのです。

平泉からたくさん出土する中国製の白磁四耳壺などはこの時期の唐物威信財の典型です。平泉では、白磁と共に大量のかわらけと呼ばれる土器の出土が特徴的ですが、白磁四耳壺や白磁水注などは酒を入れる器で、酒を飲む杯がかわらけです。これらはいわば宴会セットで、藤原氏にとっては、酒器が権威を強調するための道具、威信財になっていたのです。この意味もまた武家の権力編成と深く関わることなのです。武家はイエ論理、主従関係という人間関係を基礎に権力を編成していきます。そのための一番根本ともいえる儀礼が、酒を交わすことで成り立つ儀礼です。これは後に「式三献」として整備されますが、この時の酒器のセットが武家の権威を見せびらかすための道具、一番重要な強調

されるべき道具になったのは必然といえます。

したがって、この威信財のもちかたは平泉だけに限りません。福島県会津の陣ヶ峰城の出土品も同じです。ここも二重の堀を持っている段丘上にある屋敷で、一説には越後の城氏の館と言われているところです。越後の城氏は、藤原秀衡が陸奥守になった同じ 1181 年に越後守になっています。広い東北の中で決して奥州藤原氏だけが都と関係があつて、中央から一定のランクをもらっていたわけではないのです。同じランクの越後城氏の屋敷から出土したものも中国製白磁四耳壺と白磁水注、さらに朝鮮半島で生産された高麗青磁碗もあります。高麗青磁は中国の青磁よりも質が良いといわれた大変珍しいものです。東日本各地で、八重樫忠郎さんが提唱した平泉セットが出土しますが、近年、彼の周辺でこのセットをもつところは平泉の勢力圏だというイメージに話が拡大解釈されています。しかし、それは違います。この唐物の酒器は、この時代には日本列島の各地で権力と財力があれば似たような道具で宴会をしているといったほうがいいでしょう。また白磁四耳壺のランクを落とした代替え品としての渥美焼や常滑焼の壺、さらにランクを落として日本海側の須恵器系壺などがあるという構造も同じです。地域と時期によって代替え品が変わるだけです。このセットの価値観は平泉で作られた独自のものではないことに注意すべきです。ただ、八重樫流に言えば、京都模倣の手づくねのかわらけがそこに伴ってセットになっていたかどうかが重要になります。酒器のほうは一緒だが、京都風のかかわりけで酒を飲むかどうか、かわらけまで京都模倣するかどうか、そこに意識と中央とのネットワークの大きな違いがあり、その意味ではやはり平泉は奥羽のなかでは特殊な地位を占めているといえます。

（２）鎌倉の威信財

鎌倉の威信財には、平泉と同じ白磁壺があり、梅瓶とよぶ口の小さな瓶、青磁の蓋つきの口の大きな酒海壺や花瓶、香炉、茶碗、あるいは天目茶碗など質の高い唐物がたくさん出土しています。ただ、これはさきほどの鎌倉を大きく二つの時期に分けると後半の 14 世紀に近い頃の資料です。平泉の威信財は酒器で宴会セットでしたが、後半の鎌倉では宴会セットから部屋を飾る座敷飾りなど、さまざまな他の道具がこのセットの中に入ってきていることが確認できます。前半の頼朝段階のときには、まさに平泉と同じような酒器を中心とした宴会セットで、代替え品は瀬戸焼でした。それが後半からは次第に宴会セットに室礼セットが加わったものに変化しています。15 世紀の初めの酒宴の様子を描いた絵巻物では、青磁の酒海壺や梅瓶が酒を入れる器として描かれ、別の絵巻には青磁大皿には果物やお菓子が描かれ、ごちそうを盛る器でした。こういった道具がまさに宴会セットだったことがわかります。

鎌倉の今小路西遺跡では、この後半の威信財がまとまって出土しています。注目されるのは、出土した場所が、儀礼をするための寝殿（建物 1）ではなく建物 5 からだということです。この屋敷では、庭の部分が溝によって東西に仕切られていて、建物 5 がある西側は玉砂利敷、寝殿がある東側は白砂敷の広庭になっていました。屋敷の中で寝殿を主とした儀礼空間と唐物を飾り酒宴などをする二つの異なる空間が分けて構成されていることが指摘できる鎌倉時代の重要な発掘例です。

一乗谷朝倉館のような戦国大名の館の中でも儀礼と宴会などの空間が別の建物群として存在しますが、その早い時期の例ということになります。詳細は後述しますが、戦国時代になると建物 5 にあたる機能をもつのは、「会所」という建物です。後の会所的な建物と庭からなる空間が考古学の遺構として確認できる早い例がこの北屋敷であり、ここに会所のルーツがみられたと考えています。ただし鎌倉時代の文献の中には会所という言葉は出てきません。会所という言葉が出てくるのは 14 世紀の

後半くらいからでしょうか、独立した建物として会所が文献で確認できるのが、1378年の将軍義満の室町殿といわれます。

威信財問題でもう一つ大事なことは、地方の御家人たちの屋敷からも私が御家人セットとよぶ鎌倉と同じような威信財セットが発掘されることです。将軍と同じ価値観の共有が意識されており、紹介した浅羽氏においては、鶴岡八幡宮を地元で勧請し、寺院には永福寺と同じ瓦、鎌倉の瓦を葺いていること、そして発掘された荘氏の館などのように、モノにおいても同じ威信財の所有でそれが表現されているのです。在地における御家人や特に地方に領地をもらった西遷御家人たちにとって、鎌倉、将軍とともにある御家人という権威や連帯感のよりどころとなったのが、これらの具体的な威信財だったといえるのです。

（3）一乗谷の威信財

戦国期にはどうなったのかを一乗谷でみてみましょう。一乗谷の朝倉館や武家屋敷の威信財をみると、既に宴会セットは消えつつありました。平泉や鎌倉でみた白磁四耳壺の出土や鎌倉の梅瓶、青磁酒海壺子、青磁大皿など、鎌倉時代に生産された中国の白磁や青磁、天目茶碗など、同じ唐物威信財も後生大事に、400年も後の、戦国大名の後の屋敷にも使われています。しかし、それらは酒器ではなく、骨董品として座敷飾り、室礼のために押し板や違い棚などに飾られていることがその変化です。武家のルーツとして考えられた源氏の将軍の御所、鎌倉で使われていた威信財という武家の価値観が、連綿と戦国大名の中に継承されたといえます。正確に言えば、鎌倉が戦国大名に直接つながるのではなく、御家人のひとりであった足利氏が、京都に上って将軍になり、足利将軍が武家の価値観を武家政権のルーツと意識する鎌倉将軍から継承したことにはじまり、全国の戦国大名クラスが、都の足利将軍に裏付けされた価値観を受容したことになります。足利義政の別邸、京都の東山殿の室礼のあり方や唐物の価値について将軍に仕えた同朋衆という芸術家集団が記述した『君台観左右帳記』という卷子がありますが、この書写されたものが越前朝倉氏をはじめ、全国の大名が求め、伝えます。将軍と同じ価値観で同じ唐物を飾り使うこと、そこに権威をみせびらかす意味を認めたわけです。この巻子は、有職故実として唐物飾りの規範書としての性格をもったわけです。当然、モノだけが受容されるのではなく、そこに同じ儀礼や行事が同じ建物で行われることが前提でした。この時代には、武家権力にとって将軍と同じ文化的規範をもつことは単なる趣味ではなく、槍や鉄砲と並ぶ武器ともなり、内外で権力を行使するための必須の条件になっていたのです。将軍御成も鎌倉の将軍頼朝から始まっています。頼朝は、正月行事で壇飯や侍所での酒宴が終わると、御成始めという、家臣、御家人の屋敷を訪問する儀礼をしています。その将軍御成が足利将軍にも継承され、徳川将軍も行いました。威信財だけの問題ではなく、こういった行事そのものも鎌倉以来ずっとその武家儀礼として繋がってくるわけです。戦国期の朝倉館で開催された15代将軍となる足利義秋の御成の記録から儀礼・宴会と場の問題、威信財の問題をみてみましょう。御成は、二部構成になっています。第一部は昼十二時に始まる主殿（寝殿）での式三献という盃事です。将軍と大名朝倉氏が、その身分関係を確認、契約する場、それが式三献です。結婚式でいえば、夫婦の契約をする三々九度と同じ意味です。平泉の儀礼にもおそらく同じような盃事があり、その時代に式三献という形式はまだできていなかったでしょうが、盃を交わすことによって、主従関係をつくるという意味では一緒だったと思います。これにともない飾り馬や太刀が献上され、劔が返されます。第二部は会所という建物での十七献に及ぶ大宴会です。途中能や茶の湯があり、翌朝十時に帰っていく、そういうプログラムです。この会所の宴会の主室では、御成の性格上将軍と随身の公卿達、そして朝倉氏だけの堅苦しい宴会になっていますが、

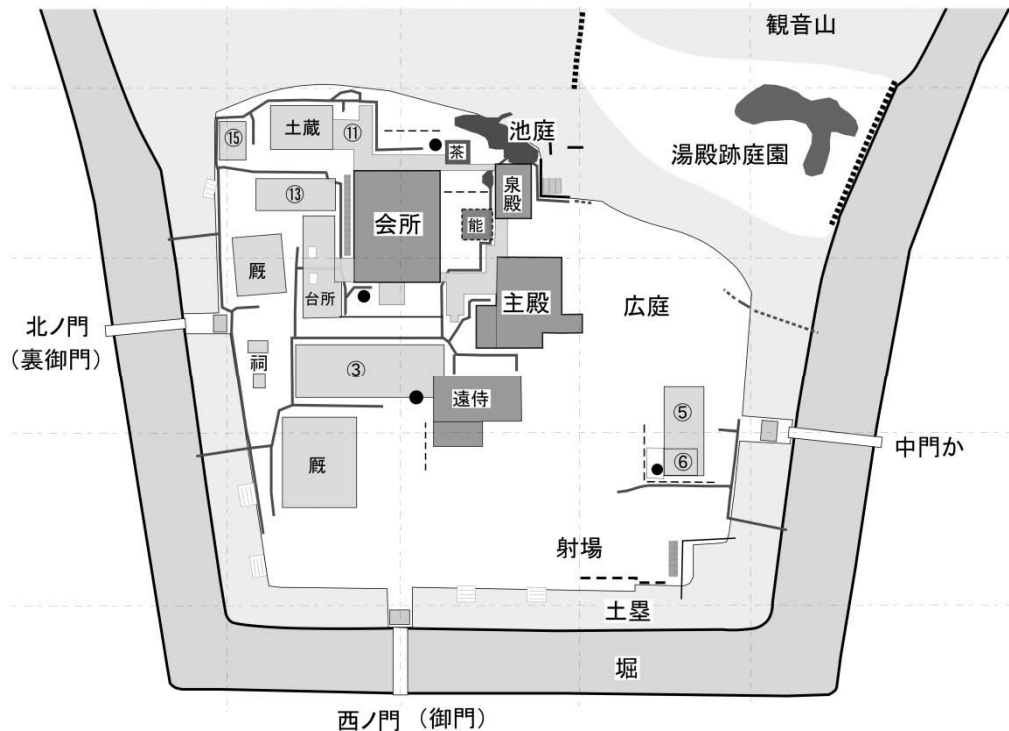


図10 朝倉館模式図

本来的に会所は、連歌や和歌、茶の湯、立花の会という文芸や芸能的な集まりに使われる空間でした。会所では無礼講といいますか、社会的な身分が高い人も低い人も同じ目的のために一緒に座をなすという貴賤同座、一味同心の一揆の原理空間でした。主殿（寝殿）は身分の確認、会所は世俗的な身分関係を消す、この両極がセットで存在することが中世の特徴だったのです。戦国期には、主殿という名称になっていますが、主殿（寝殿）と会所です、鎌倉の大倉御所でみた寝殿と西の侍という二つの原理の空間に相通じるものが整備されて形式化されたことがわかります。この会所が押し板や違い棚などをもち、さまざまな行事にあわせて唐物飾りをする空間でした。

その建物の位置関係をみていきます（図10）。朝倉館では表門入ると広場があり、第一部の舞台になった主殿、儀礼の空間があります。中庭を挟んで北側にある大きな建物が会所で、ここで二部の饗宴が行なわれました。途中で休憩の茶の湯が池庭に面した小座敷（茶室）でした。能はメインの座敷の真正面、中庭に能舞台が仮設されました。

鎌倉の今小路西遺跡で再確認しますと、寝殿（建物1）があり、別に会所に繋がる唐物をたくさん出土した会所的な建物5がセットであった。そういう構造がここから始まることを確認しました。大倉御所で行なわれていた寝殿と広庭を場にした埴飯儀礼と、無礼講に近いような西の侍を場にした酒宴も同じです。

こういった論理というのが平泉段階ではどうなっていたのかは、よくわかりません。酒宴が大事なことは、今も昔も変わらないのですが。平泉よりももうちょっと前の段階でも同じように行なわれていたらしい。例えば会津の大江古屋敷遺跡という10世紀頃の屋敷では、かわらけ儀礼で使われた大量の土器が主屋の脇の穴にまとまって捨てられているという状況が報告されています。平泉はどんな場面でどんな宴会をしていたのでしょうか。

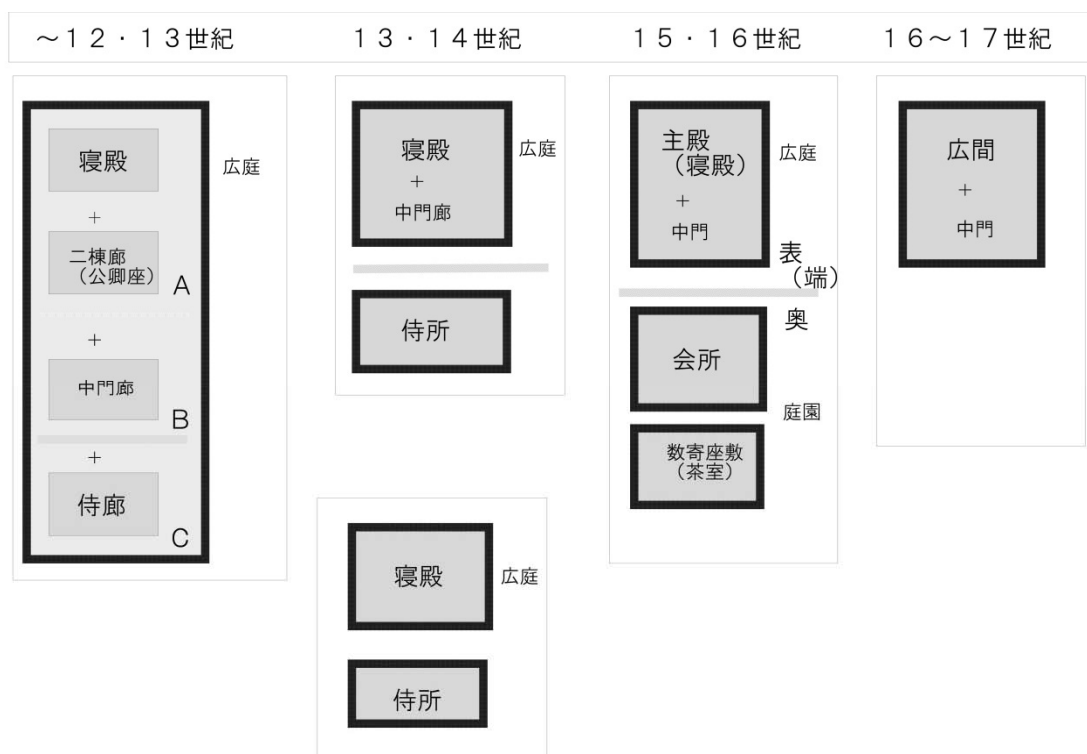


図 11 主要建物機能変化

これまで話してきた変化を中心建物に焦点を絞って流れとして図 11 にまとめてみました。外側の枠が屋敷で内側の囲みが建物だとすると、12、13 世紀段階には、建物群として寝殿造があり、建物を繋ぐ二棟廊や屋敷の中を区画するための中門廊という重要な建物があり、その中門廊の外側に侍廊(侍所)という細長い建物がある。これによって、この段階では、屋敷内が A ランク、B ランク、C ランクの空間というように区分されます。それが鎌倉の 13 世紀後半には、寝殿に簡略されて短くなった中門廊がくっついた寝殿が屋敷の中心建物になります。この寝殿+中門廊に接続していない細長い建物侍所が広庭を形成するかたちで、屋敷の主要な部分が作られます。これも中門廊の名残をもつので寝殿造系です。一方で、例えば東国の御家人クラスの屋敷では、中門廊を持たない、寝殿造系の建物ではないかたちをとり、在地の論理の中で四面廂がある寝殿とそれに近接して L 字型に侍所の細長い建物が配置され、それらが広い庭を形成する構造です。都から入ってきた寝殿造系の建物の系列と、そうではない東国の在地系の系列が併存することが示されています。15、16 世紀頃には寝殿から主殿に名称が変わったりしますが、中心建物があり、そこに中門廊の名残、このころには再び中門と呼ばれる出っ張りが付属しています。この主殿という儀式が行なわれる空間があり、一方別に会所という建物が独立してあるようになります。この時期の主殿に中門廊の名残が見られることは、各地で独自に成立したのではなく、この時期に新たに都からの第 2 波として将軍邸を模倣した中門が付属した主殿が受容されたというように考えるほうがいいと思います。

この段階では、主殿と会所という二つの別の機能空間をもつ建物を中心とした空間分離が明確になりますが、それを象徴的に表すのが威信財による室礼です。御成のときには、主殿の飾りは和の伝統的な鎧と弓矢、太刀です。今も端午の節句のときに、鎧と太刀と弓矢という飾りがありますが、それらの実物が飾られ将軍に進上されます。一方、会所は唐物飾りで、新規性といえます。例えば朝倉館では価値が定まっている伝統的な骨董品の唐物とともに、当時流行するベネチアングラスなど、海外

からの新規の文物も加わり、主殿の伝統的な和の飾りとは対照的です。朝倉館の御成の記事には、このふたつの空間に主殿側は表とか端、会所側は奥という別々の空間名がつけられています。ですから当時の人々もその空間の違いを理解していました。主殿（寝殿）＋広庭を表（端）、会所や茶室＋池庭を奥という整理になりますが、これは朝倉館独自のことでなく、当時の將軍邸や寺院などにもある一般的な理解でした。この原型をたどれば、12、13世紀の寝殿造のA＋BとCのセットが13、14世紀の寝殿＋侍所となり、15、16世紀の主殿（寝殿）＋会所・茶室の形につながり、16世紀末から17世紀には中世独特の会所の論理が消えて対面機能を主たる機能に特化した広間へという流れにつながることがわかります。なお、寝殿造という武家にとって借り物の屋敷の時代以降、武家の屋敷に池庭が伴うようになるのは室町期になってからです。平泉の柳之御所では既に池庭をもっていたことは知られる通りですから、この池庭をもつことの意味をどのように語るかは、建物の形以上に柳之御所の性格に深く関わる問題だと考えます。

5. まとめ

こういう変遷をみてみますと、都市の論理もそうでしたし、館、屋敷の中の空間論理もそうです。そして更には、建物という空間次元になっても、同じ武家の意識を反映した機能が継承されているということが理解できると思います。戦国時代の研究をする中で、鎌倉に興味を持ち、平泉に興味を持ち、このルーツはどこにあったのか、どういうことでこの原理ができてくるのかを見るためには、平泉というのが欠かせない遺跡だということになってきます。そのあとの変化を少し加えて、最後のまとめにしたいと思います。

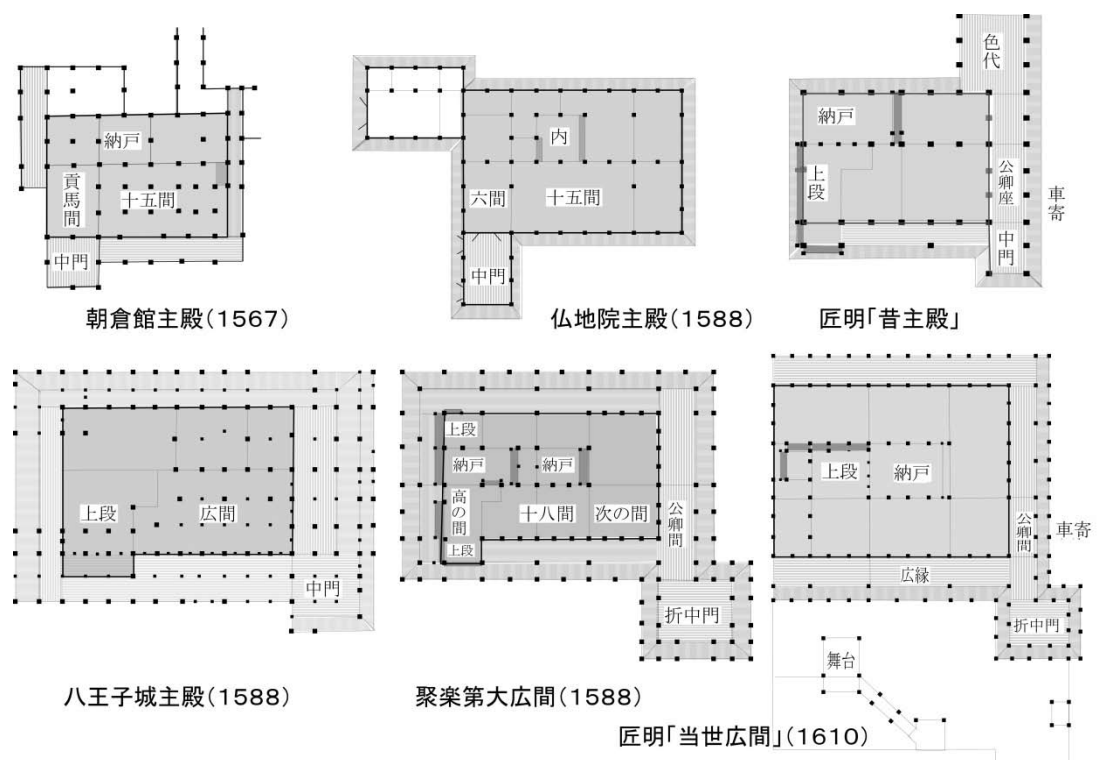


図12 主殿・広間の比較

図 12 は戦国期から近世の主殿の変化を示したものです。1573 年に滅んだ朝倉館の主殿は南に面して主座敷と広縁があり、これに出っ張って付属しているのが中門廊の名残の中門です。1588 年の奈良の興福寺仏地院でもやはり同じような間取りと付属する中門があります。ところが 1580 年代ごろから少し様子が変わってきます。1588 年に秀吉の東国攻めにより焼亡した後北条氏の八王子城の主殿や文献から復元された聚楽第の大広間が次の段階です。この変化は、主殿（寝殿）が身分の序列を可視化する空間という原理をさらに強く進めるベクトルでした。

朝倉館では、主殿の座敷で将軍候補の義昭や朝倉義景、将軍お相伴の公卿たちが同じ部屋で対面する儀礼でした。1580 年代の広間と呼ばれる頃、例えば聚楽第の大広間で関白秀吉が毛利輝元らに謁見した際の対面の部屋の使い方にその違いがでています。秀吉は高の間、十八間、次の間、公卿間と並んでいる複数の部屋を貫いてランク付けして使います。朝倉段階では主賓の視線は広縁に直角、つまりひとつの部屋で庭に面していました。一方、秀吉は高の間に座し、視線は広縁と並行に 3 部屋を見通す方向です。十八間はだれも座りません。次の間に前田や安国寺などの関白側の大名が座し、広縁側に毛利側が面して座します。部屋を 3 つ貫いて、部屋と席次により身分格差を顕在化する構造に変わっているのです。高の間は名前どおり一段高くなっていて、さらに権威を意識させる舞台装置です。

「匠明」は江戸幕府の大工の総棟梁の平内家に残された建築のモデル集のような文献です。慶長の 1610 年ですが、この頃はもう主殿と言わずに広間という名称になりますが、その指図では、先の聚楽第と同様に複数の部屋を連ねてランク付けをして使う対面空間がさらに L 字型に曲がって使うのが

「今の広間」で、八王子城のような形は「昔の主殿」になっています。さらにランクづけが徹底されることとなります。時代と共に対面空間が権力を誇示するための機能を大きく強化していきました。

こういう場の変化に対して座敷飾りなどの威信財はどうなっているのでしょうか。座敷飾りの道具そのものは、基本的に江戸時代、徳川将軍になっても同じような伝統的価値があるものが継承されています。むしろ戦国段階が終わって信長や秀吉の天下統一の時代になり、天下人とよばれた彼らの威信財への執着が強くなったといえます。例えば、「松花」、「金花」という今も伝世された大変有名な茶壺では、松花は元々は管領斯波氏が所有し、松本珠光に伝わり、さらに信長、秀吉から家康へ伝わっていきました。一方金花は足利將軍家が所有し、六角から信長、秀吉へわたり、何人かを経て家康に、そして紀州の頼宣に渡った。越前朝倉氏が所有した唐物の肩衝茶入は堺の宮尾、信長代官の松井友閑にわたって秀吉、家康、そして井伊へ伝わっていきました。このように天下人たるものは、足利將軍の東山御物をはじめ天下の名物をもつこと、これが天下人の威信の条件とまで意識されて唐物名物は伝わっていきました。これらには新たに信長名物、太閤名物、柳営御物などの名がつけられていくのです。こうした威信財が、いつも新たな権力者にとってその権威を裏付けるための重要な必須の道具であること、それは中世、近世を通じて変わりませんでした。

こうした天下の名物が富士山の頂上だとすれば、その広い裾野を支えたたくさんのおもな唐物がありました。それが遺跡から発掘される遺物の一部です。出土した考古資料が語る威信財は、時代と地域によって様相が変わってきました。元々はまさに宴会セット、酒器のセットにはじまり、それが次第に座敷飾りセット主体となり、それまでの酒器も座敷飾りに変わり、さらに室礼専用の道具に新しい価値観が生まれていき、中世の終わりには茶道具に大きなウエイトを持つようになってきます。一方で、遺跡には残りにくい唐絵や漆器、胡銅などの金属製品など、唐物の主体が考古遺物とは別のところにあることにより、私たち考古学もその全体像が見えにくいことの限界にも注意しなくてはなりません。

都市、館・屋敷、屋敷の中の建物、そしてそれらの場で行なわれ、そこで使われていた道具の変化、

中世以降、新たな権力を持った新興の武家が自分たちの権力をどのように理論付け、その権威を補強し、可視化するか、その時の対象に都というものと地元と2者があったという視点からみると、この三題嚁みたいな話題に同じ原理が脈々と生きているということがみえてくるのではないのでしょうか。ご静聴ありがとうございました。

参考引用文献

- 茨城県教育財団「島名前野東遺跡」文化財調査報告 281 集 2007 年
太田静六「寝殿造の研究」1987 年
太田博太郎・伊藤要太郎「匠明」1982 年
岡陽一郎「鎌倉の変容」『鎌倉時代の考古学』2006 年
小野正敏「戦国城下町の考古学 一乗谷からのメッセージ」1997 年
小野正敏「中世武士の館、その建物系譜と景観」『中世の系譜』2004 年
河野真知郎「武家屋敷の構造」『武家の都鎌倉』よみがえる中世3 1989 年
早稲田大学本庄校地文化財調査室「大久保山6」1998 年
高橋 学「囲郭集落の系譜―出羽国城柵が北方の地域社会に及ぼしたもの」『北方世界の考古学』2010 年
高橋慎一郎「武家の古都、鎌倉」『日本史リブレット 21』2005 年
野口孝子「閑院内裏の空間構造―王家の内裏」『院政期の内裏・大内裏と院御所』2006 年
野口 実「中世前期の権力と都市―院御所・内裏・六波羅」『中世の中の「京都」』2006 年
羽柴直人「平泉を構成する地割」『都市・平泉―成立とその構成』2001 年
平井 聖「図説日本住宅の歴史」1980 年
古川一明「十一～十二世紀の陸奥国府と府中」『都市のかたち―権力と領域』2011 年
馬淵和雄「武士の都鎌倉―その成立と構想をめぐって」『中世の風景を読む2 都市鎌倉と板東の海に暮らす』1994 年
美川 圭「鳥羽殿と院政」『院政期の内裏・大内裏と院御所』2006 年
百瀬正恒「平安京の外京、白河の都市空間」『鎌倉時代の考古学』2006 年
山田邦明「京都都市史の研究」2009 年
吉田 敏「武士の館―侍所について」『平泉文化研究年報 第3号』2003 年

図1は、山田邦明 2009 年の図を元に加筆

図6は、太田静六 1987 年に加筆

図7は、河野真知郎 1989 年を下図に作成

12 世紀平泉の暮らし—糸作りから布へ—

前 川 佳 代

はじめに

2013 年度に調査された伽羅之御所跡第 20 次 6 号土坑からアサの果実破片と大量の花粉化石が検出され（平泉町 122 集）、吉川氏らによる分析結果では、アサは風媒植物で花粉が広域に飛散するため、周囲にアサ畑があった可能性が指摘された（吉川 2014）。アサ畑があったなら、当然、アサの利用法として、繊維の採取が考えられる。平泉では、紡錘車や糸巻、手押木、栳といった紡績具が出土していることから糸作りが行われていたことは確実だろうし、さらに布を織るという作業も想像される。

製糸から製織の作業に使われた道具類は、弥生時代からほぼその形状を変えないことが分かっている。また 2014 年には栃木県下野市の甲塚古墳で機織形埴輪が人物を伴い検出された。弥生時代から使われる原始機と、地機を使用する人物埴輪で、古墳時代には両機が併存していたことが確実となった。地機は昭和初期まで農村で使用されており、形状は変わらないと判断される。そこで、製糸から製織の作業に使用する道具類を昭和初期までの民俗資料や近世の紡織関係の書物から確認し、平泉内で、これまで出土した遺物から、それらの道具となりそうな遺物を見出そうと考えた。そしてそれらの遺物で糸作りから布を織る工程を復元して、12 世紀平泉の暮らしをのぞいてみようと思う。

1. 糸作りから布作りの工程と道具（下線は使用道具）

まず、近世から昭和初期にかけて使用されていた道具類を民俗資料や記録類から抽出する。

（1）糸の原料

糸の原料は、植物性の糸と動物性の糸に分けられる。植物性の糸も、草皮を利用するものと、樹皮を利用するものに分かれる。

植物性の草皮を利用する植物には、大麻（クワ科）、苧麻（ちょま）・カラムシ（イラクサ科）、赤麻・アカソ（イラクサ科）、葛（マメ科）がある。樹皮を利用するものは、カジノキと楮（クワ科）の木綿（ゆう）がある。

一方の動物性繊維には絹があり、これには蚕を飼う家蚕と天然の蛾の繭を採取する天蚕がある。天蚕の繭は、少し黄色がかった薄緑色である。

糸から布の工程には大きく分けて糸を作る製糸作業と、布を織る製織作業がある。

（2）糸作り（製糸）

1) 苧の場合

苧麻（カラムシ）は、道端や河川の土手などに自生する。繊維を採取するには、6 月ごろ、梅雨の時期が、枝が分枝する前で、節のないきれいな繊維を採りやすいとのことである⁽¹⁾。

①刈り取り：苧麻を刈り取り、水にさらしてしばらく置く。②草皮を剥ぐ：次に草皮を剥ぐが、根元から 20 cm ほどのところを折り、



写真 1 苧挽に使う道具（麻遊会蔵）

草皮と芯を分離させ、そこにひとさし指を入れて、いっきに先端まで剥ぐ。③苧挽金を使い表皮をはぎ、靱皮にする（写真 1）。これを苧挽（おひき）という。昭和初期の平泉では、苧挽金を「カナグ」と称したという（平泉町 44 集）②で剥いだ草皮を水につけておき、取り出して、苧挽金でなめし表皮と靱皮を離れやすくする。苧挽台に表皮を上にして置き、苧挽金でこすり、表皮を剥ぎ、白～薄緑の靱皮を取り出して、水につける。④苧績具で細く裂き、繋いで長くして苧桶に入れる。これを苧績（おうみ）という。滋賀県では、「グルゲ」という苧績具を使用していた（写真 2）。『近江麻布史』には、おばあさんや女性が集まって、苧績をする写真が掲載されている（渡辺 1975）。⑤撚りをかける。紡錘（ツム）と「テシロ」「ツムスリ」を使う。植物性繊維は常に水で湿らせないと、扱いづらい。撚りをかけても元にもどる可能性があるので、水を使いながら撚りをかけて紡錘車に巻き取った状態で、しばらく置いておき、撚りを固定させる。紡錘車の出土が比較的多いのは、撚りをかけてしばらく置くため、複数必要なことに起因するともいわれる（竹内 1989）。⑥桙に巻きあげると、総（総糸）が完成する（図 8 春日権現験記絵）。

2) 絹の場合

蚕の繭から作った糸に、絹糸と紬糸がある。

絹糸は、①繭を 80 度くらいの灰汁で煮て、②箸やワラ束などでかき混ぜて糸口を探す。③数本集めて「糸桙」に巻き取る（図 1）。④乾燥させて、⑤揚げ桙に巻き返し、総「生糸」（繰糸）が完成する。

紬糸は、真綿から糸を紡ぐため、真綿作りから始まる。真綿は、蛹がふ化して糸を取り出せなくなったクズ繭などを利用する。①繭を灰汁で煮て、②指で繭を引き延ばして中の蛹を除き、ここから角真綿と袋真綿の二通りの作り方がある。角真綿の場合、③塗桶や下馬にはりつけて延ばして角真綿が完成する（図 2）。袋真綿は、②指で繭を引き延ばして中の蛹を除く、③広げて 5・6 枚重ねると袋真綿が完成する。いずれも④乾燥させる。⑤真綿引に挟み、指に唾液をつけて繊維を引き出し、撚りを掛けながらつむぎ、糸は苧桶に入れる。⑥糸桙に巻き取り、揚げ桙に巻き返すと総となる。



写真 2 苧績具（グルゲ：右）と苧桶（左）
（滋賀県愛荘町 金剛苑蔵）



図 1 繭から糸を取り出す様子
（『蚕飼絹篩大成』下巻）



図 2 真綿作り（『蚕飼絹篩大成』下

(3) 布作りへ（製織）

作られた糸を、織機に設置するために、経糸と緯糸の準備をしなければならない。

経糸は、総かけから複数の糸巻に巻き直して小分けにする。つぎに整経という作業に入り、糸枠を並べ、糸を引き出し、織物の大きさに合わせて経の本数と長さを設定する。この時に整経台や整経杭を用いる。そして整経した経糸を機にかけ、織り始める。

緯糸は、小さな玉状、もしくは小管などに巻き直す（緯の巻き返し）。これは足りなくなれば補充することができる。

以上の工程を東村純子氏が図示されているので、提示しておく（東村 2011）。

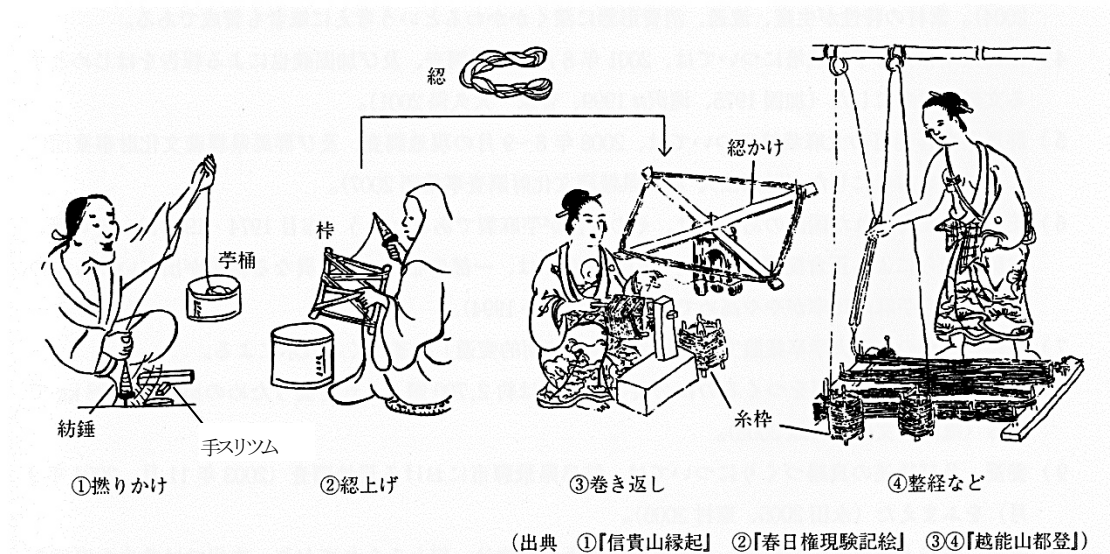
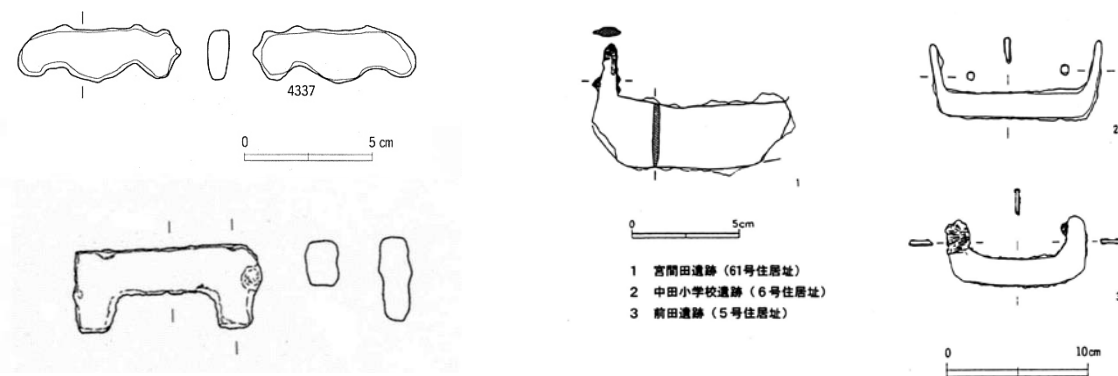


図3 紡織の工程と道具（東村 2011 に加筆）

2. 平泉出土の糸作り（紡績具）と布織具（紡織具）

先に確認した道具類を、これまで平泉で出土した遺物から抽出して確認したい。

(1) 苧挽金（図4）



上：泉屋遺跡第15次ⅡE6h 包含層出土鉄製品 4337

(県埋文 247 集)

山梨県出土の苧挽金（山下 1992）

下：泉屋遺跡第14次柱穴19 出土金属製品（平泉町 47 集）

図4 平泉出土の苧挽金らしき金属製品

苧挽金は、繊維の上の表皮を剥ぐために用いる。麻畑から麻を採取し糸を取り出すことが行われていたなら、12世紀平泉にも存在したと思われ、可能性がある二点をあげたが、さびがひどく確証はない。参考に、山梨県で出土した苧挽金の図も掲載しておく。

泉屋遺跡第15次調査・不明品4337は、ⅡE6h地区の包含層から出土した鉄製品である（県埋文247集）。完形品なら長さ6cm。これは12世紀のものである。

泉屋遺跡第14次柱穴19出土の金属製品（平泉町47集）も候補に入れた。この柱穴は中世の可能性が指摘されている。長さは7.2cm。

山梨県出土の苧挽金に比べると、サビのせいかわかり厚さがあるため、断定はできない。

（2）手スリツム（手押木（てしろぎ））

手スリツムは、紡錘（ツム）、いわゆる紡錘車に回転を加えるための道具で、図5の『石山寺縁起絵巻』に描かれている。44の台に紡錘車の軸をのせ、45の手押木で軸をこすり、回転を加えて、糸に撚りをかけたようだ。民俗資料としては、青森県の民具が『図録民具入門事典』に載っている（宮本1991）。

中尊寺金剛院黒色土下層出土 木製品92は、長さ8.7cm、幅3.9cm、厚さ1.0cmを測り、長辺は丸みを帯びて、こすった痕跡が見られ研磨されている（平泉町53集）。

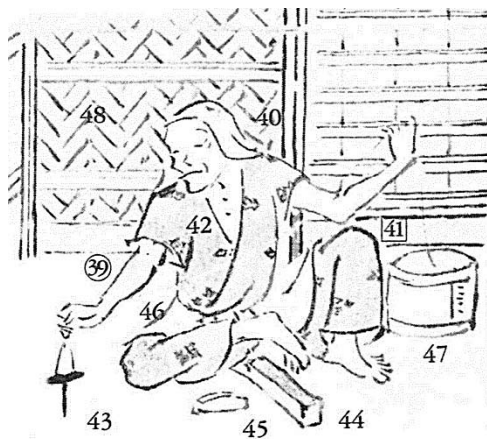


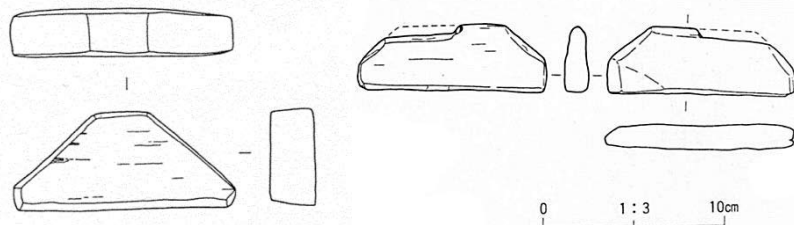
図5 『石山寺縁起絵巻』（澁澤1984）

志羅山遺跡第30次5号土坑出土品は、「カナグ」と報告されているが（平泉町44集）、これは苧挽金の「カナグ」ではなく、手押木である。長辺7.5cm、幅2.7cm、厚さ0.9cmで、長辺にはこすった痕跡がみられ、研磨されている。

（3）ツム（紡錘車）

ツム（紡錘）と称すが、考古学では紡錘車と認識されている。軸の紡茎と、紡輪からなる。図5の『石山寺縁起絵巻』の43である。

古くは、石製、木製、金属製、土製があったが、平泉では、木製、金属製、土製が確認できる。ただし、土製はかわらけの口縁を欠き、中央に孔があいたものを紡錘車と考えた。



左：中尊寺金剛院黒色土下層出土 92（平泉町53集）

右：志羅山遺跡第30次5号土坑出土 カナグ（平泉町44集）

図6 平泉出土の手押木（てしろぎ）

木製には志羅山遺跡第52次調査（図7）、柳之御所遺跡第30次調査（堀外部地区）で出土した漆を塗る製品もある（平泉町）。金属製は、柳之御所遺跡堀内部地区から出土している（図7）。

材の違いは、撚りをかける素材によって紡輪に重量を必要とするかしないかが関係するかと想像されるが、明確にはわからない。また1章で麻などの植物性繊維の撚りを固定するために紡錘車に糸を巻いた状態で置いておくことから、紡錘車の数が多い可能性が指摘されていることを紹介した。平泉では、紡錘車の数がそれほど多いとは思えないが、不確定としたかわらけ転用品であれば多い。

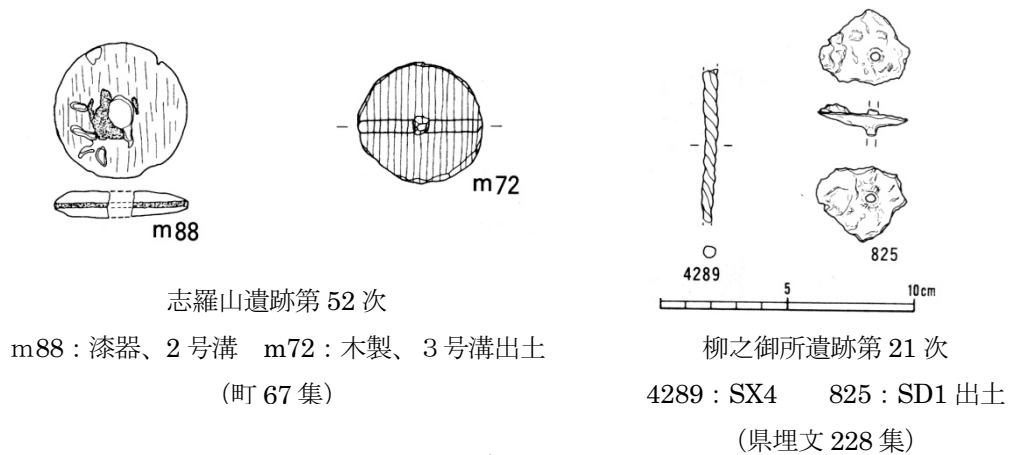


図7 平泉出土の紡錘車

(4) 棒 (かせ) (図9)

手スリツムを用いてツム (紡錘車) に撚りのかかった糸が一杯になると、棒に巻き取る。同時に糸の長さを測ることができる。使い方は、図8の『春日権現験記絵』を参照していただきたい。

平泉では、中尊寺金剛院黒色土下層出土の木製品91がある (平泉町53集)。取手 (軸) の長さは30.6 cm、横棒 (支木) は23.7 cmで、最大厚さは1.2 cm、もう一方の横棒を欠く。横棒に縦棒が組み合わさる。はめ込み部はH型を呈している。取っ手の中央は手に持つ部分がくびれている。これは、伊勢神宮や熊野速玉社の神宝の棒にも同表現がみられる。図8に比べても横棒が短いことから、糸は8の字に巻く程度であろうか。



図8 『春日権現験記絵』 (澁澤1984)

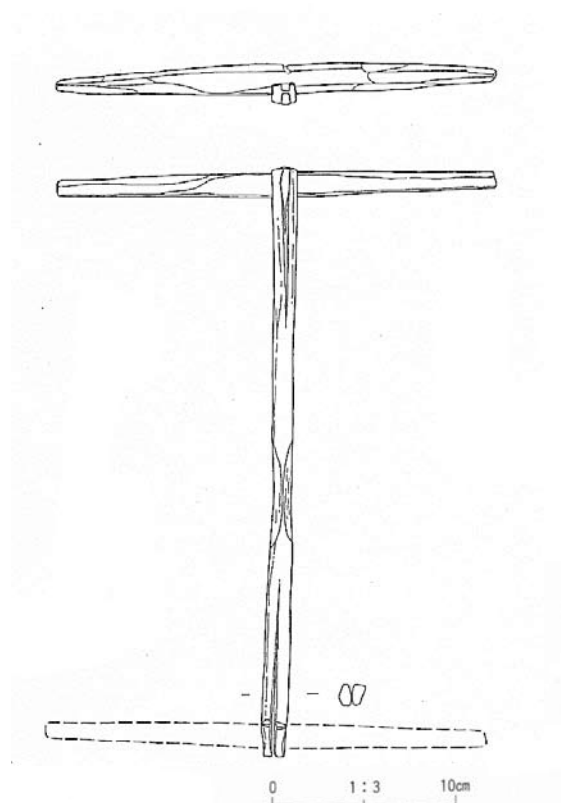


図9 中尊寺金剛院黒色土下層出土 91 (平泉町53集)

(5) 糸杵（糸巻）（図12）

糸杵は、考古学では糸巻と呼称される。横木と杵木からなる。糸杵の検出例が一番多い。横木は長さ 6.7～11.9 cm、杵木は、長さ 21～24.5 cmにおさまる。杵木の形式は、『木器集成図録』で分類されるAⅡ形式とⅣ形式がある（奈文研 1985）。横木の幅にバリエーションが認められるが、それが何を示すか今後の課題である。

柳之御所遺跡堀内部地区の第28次・第31次調査の検出例が多い。

この糸杵は、次の総かけ（舞羽）とセットで使われる（図11）。



図11 「舞場にて糸くる図」（『蚕飼絹篩大成』下巻）

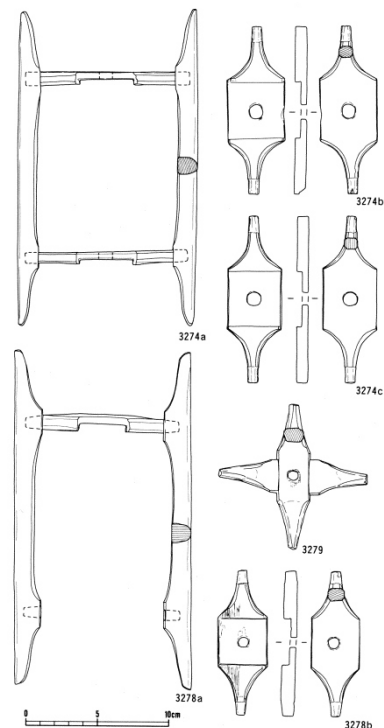


図12 柳之御所遺跡 31SE8 出土の糸杵
（県埋文 228 集）

(6) 総かけ（舞羽）（図13）

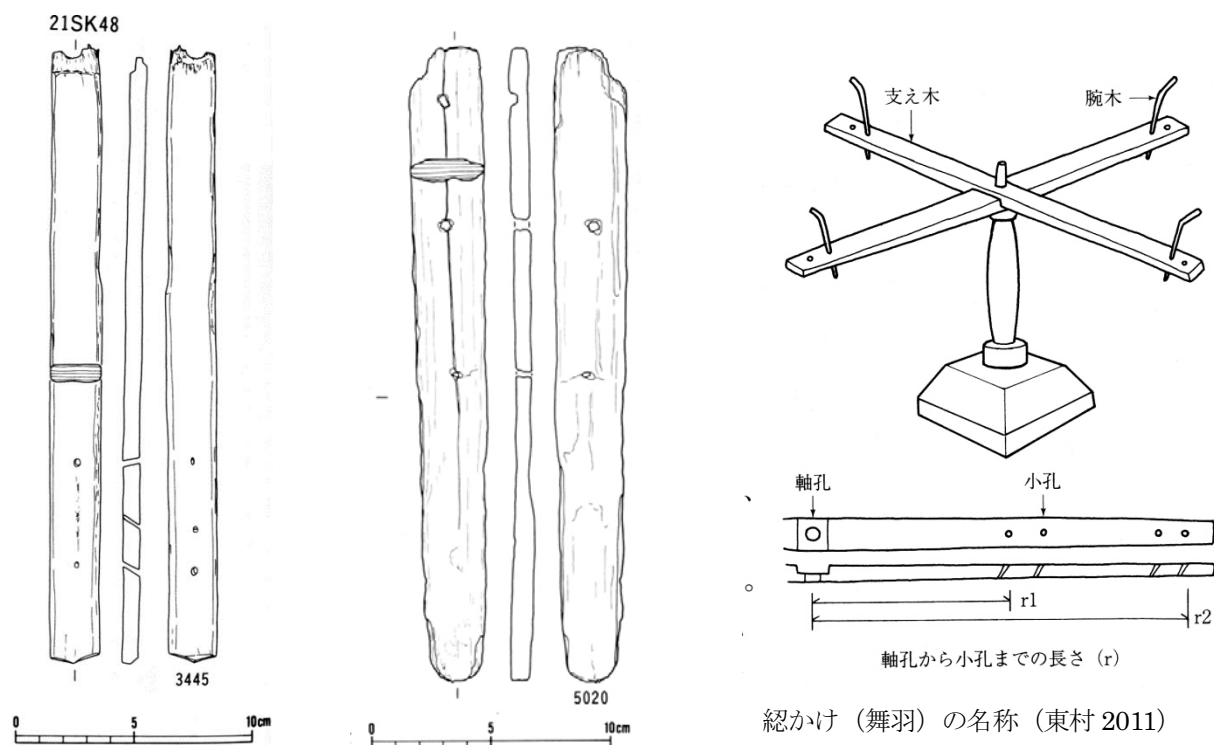
総かけは、民俗資料では「舞羽」と呼ばれる。また平安時代には「繰返し」、「反転（くるべき）」などと呼称されていた。それは使用状況から生まれた命名である。平泉では数点、確認できた。

柳之御所遺跡 21SK8 出土木製品 3445 は、長さ 25.9 cm、幅 2.1 cm、厚さ 0.7 cm で折れた部分に軸孔の痕跡をとどめ、支え木の端に三か所の孔が斜めにあく（県埋文 228 集）。孔には腕木を斜めにさし、総をその外側に掛けて、糸を出して糸杵に巻き取る。3445 の右側が上面になり、軸孔部は左側に凹むため、十字にあわさる二枚の支え木上下の上の支え木と推測できる。軸孔からの半径が 20～30 cm の小タイプの総かけになる。

柳之御所遺跡 21SD2 出土木製品 5020 は、残存長 26.6 cm、幅 20.9 cm、厚さ 1.0 cm で三か所の孔が認められる（県埋文 228 集）。3445 より大きく、半径 50～60 cm の大タイプの総かけと復元できる。その他は、柳之御所遺跡第18次調査では鑄木として取り上げられている 48 が三か所の孔をもつ総かけと思われる。泉屋第2次、花立Ⅱ遺跡第12次調査区からも総かけらしき木製品が出土している。

なお、総かけの支え木の軸と台については、そのように想定できるものが出土している。軸は中尊寺金剛院跡出土木製品 121（町 53 集）と、台は中尊寺讚衡蔵の調査で木製品（町 111 集）がある。

以上が製糸作業に関わる道具で、次に織機の部材と想定できるものを取り上げる。



柳之御所遺跡 21SK8 3445
(県埋文 228 集)

柳之御所遺跡 21SD2 5020
(県埋文 228 集)

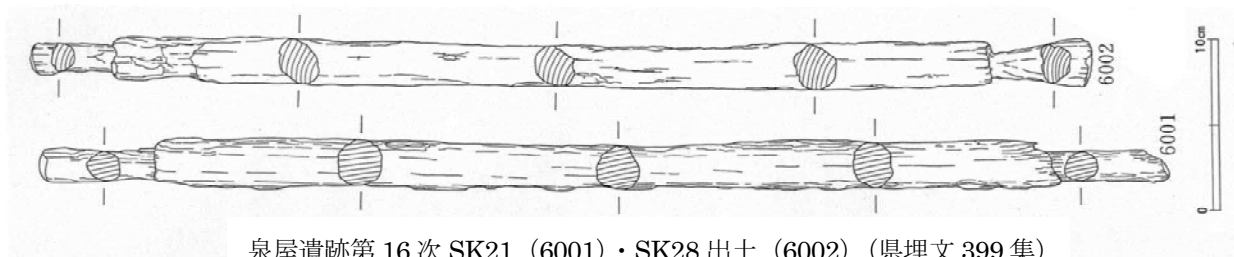
図 13 平泉出土の総かけ（舞羽）

(7) 布巻具・経巻具（図 14）

織機の部材として比較的認識されやすいものである。

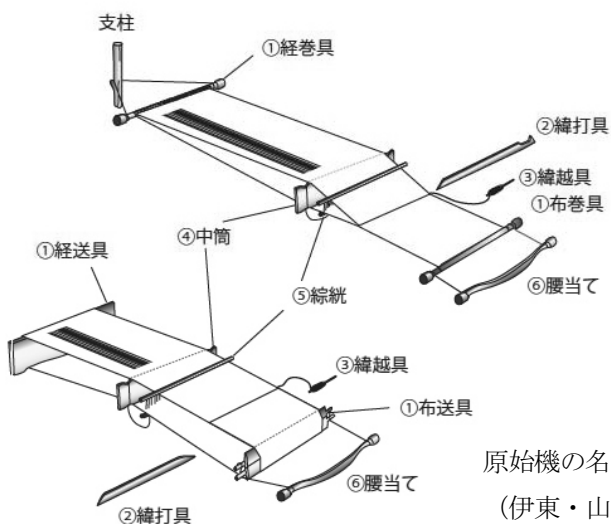
泉屋遺跡第 16 次調査 SK21 (6001)・SK28 出土 (6002) (県埋文 399 集) は、両端に突出部を持つ棒である。突出部を除いた長さが 51 cm で、平安時代中期の装束の幅が 45 cm、現在の装束の幅が 46 cm であり、布を巻き取った道具としても良いかと思われるが、表面に凹凸がみられる点が不可解である。もし、これらが布巻具か経巻具であるなら、原始機の可能性がある（図 14 原始機の図参照）。しかし原始機が 12 世紀まで残るかどうかわからないので、不明とせざるをえない。

柳之御所遺跡第 31 次 SE7 出土木製品 3262 は、地機の布巻具で、片方が切断されていると判断した。残存長 37.9 cm、幅 2.0 cm、厚さ 0.9～1.5 cm である。一端は 2.6 cm の U 字形に挟入部があり、角状を呈す。内側は凹み、外側表面はなめらかである。民俗資料の地機の布巻具も「猪足」と呼ぶ同じ形状の布巻具を使う。内側に経糸をおき、棒状のもので抑えて端の猪足に紐をかけて固定する。また地機の腰宛ての紐もこの角に引っ掛けて、長さを調整するのである。東村純子氏が岩手県川井村（現宮古市）の民俗資料で類似品をあげているので、掲載しておく（図 14：東村 2011）。



泉屋遺跡第 16 次 SK21 (6001)・SK28 出土 (6002) (県埋文 399 集)

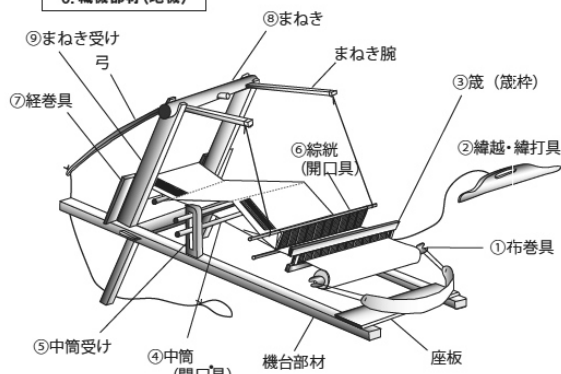
5. 織機部材 (原始機)



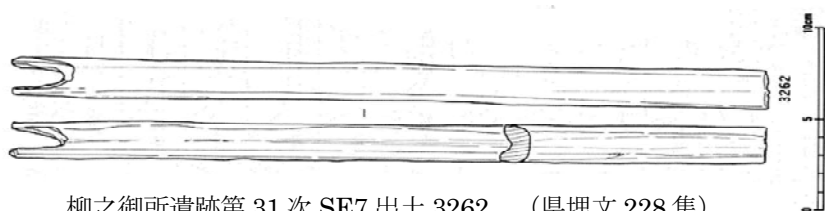
原始機の名称

(伊東・山田 2012 画: 黒須亜希子)

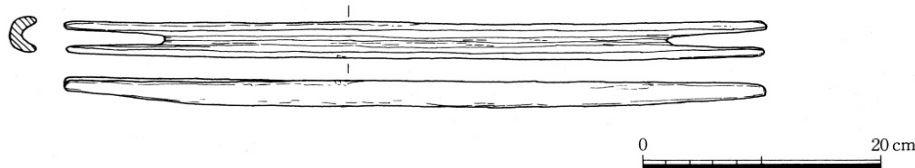
6. 織機部材 (地機)



地機の名称



柳之御所遺跡第 31 次 SE7 出土 3262 (県埋文 228 集)



岩手県川井村 (現宮古市) 布巻具 (東村 2011)

図 14 布巻具・経巻具に想定できそうな木製品と、織機の部材の名称

(8) まねき 弓 (足縄連結部材) (図 15)

まねきの弓は、地機の綜統の上下を足で操作するための部材で、まねき (招木) に連結し、その向きをかえて、まねき腕を上下させることで綜統を上下させる。部材と足は縄でつながれる (図 14 地機図参照)。

柳之御所遺跡第 30 次 SE5 出土・杖状木製品が該当するかと考えた。実見すると、弓状に曲がっており、端部は一方を有頭に作りだし、もう一方は頭を作らない。頭がないほうを招木に装着し、有頭のくびれた部分に縄をつけたと想定した。有頭部から折れているところまで 49 cm、折れて凹みがみ

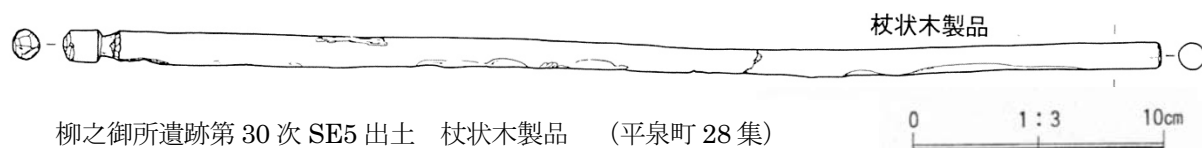


図15 まねき弓らしき木製品

られるところが4cm、そこから端部までが32cm、径は1cmを測る。招木の力がかかる具合から、凹みがある折れている部分が、招木に装着された箇所からやや下方に当たるのかと推測された。

類例は、滋賀県東近江市斗西遺跡から出土している（古墳時代～8世紀：能登川町1992）。

31SE7出土3262と、招木の足縄連結部材と考えられる杖状木製品の存在から、柳之御所遺跡に地機があったことは確実であろう。高機（図20）はどうであろうか。高機は絹のような繊細な糸を織るのに適しているとされる。次に、絹糸作りの可能性について試論を述べたい。

3. 平泉における絹糸・真綿糸作りの可能性—近世の製糸作業から—

2章で柳之御所遺跡から大・小の罫かけが出土していることをみた。大きい罫かけは、麻のような強直な植物性繊維用、小さな罫かけは絹のような動物性繊維用と考えられている（角山1992）。そのため、柳之御所遺跡でも絹糸が扱われていた可能性がある。

（1）絹糸・真綿糸作りの道具

1章で詳しくみたが、ここでもう一度、絹糸や紬糸作りに使用する道具を確認しておきたい。

絹糸：繭を煮る鍋、繭から糸口を探す箸かワラ束、罫、糸巻、罫かけ（舞羽）

紬糸：繭を煮る鍋、真綿を作る下馬・塗桶、真綿引（掛け）、罫、罫かけ（舞羽）、糸巻

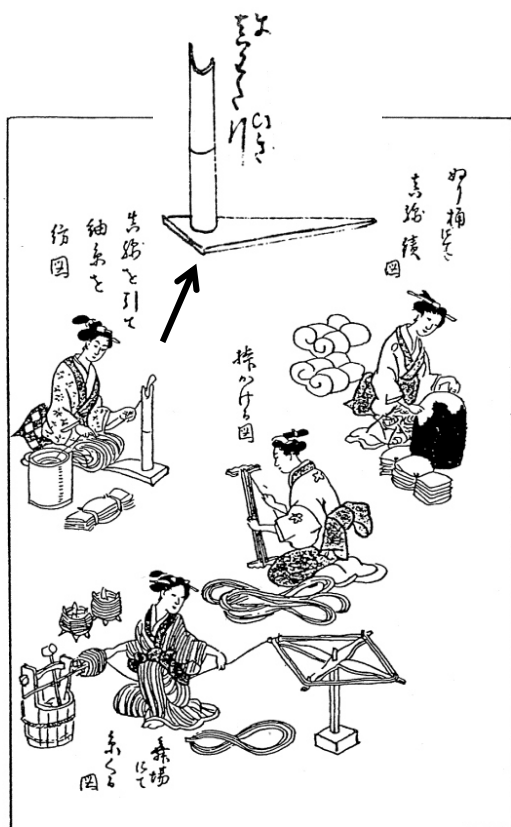
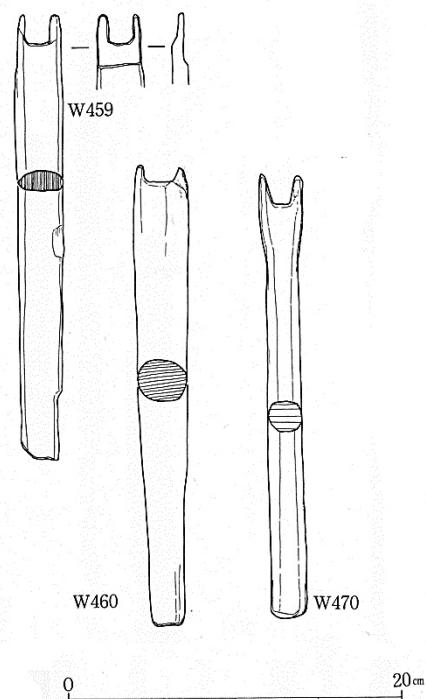


図16 成田重兵衛『蚕飼絹篩大成』上巻

図17 滋賀県斗西遺跡出土木製品
（能登川町1992）

(2) 真綿引について

栃木県の結城紬は、真綿から糸をつむぐ際、竹筒にきびがらを取り付けた「つくし」という道具を使う。図 16 の成田重兵衛『蚕飼絹篩大成』上巻（文化十年（1813））の「真綿を引て紬糸を紡図」には、竹筒の上部に角状の突起を作りだした道具を使用していることがわかる。この形状は、布巻具とした柳之御所遺跡 31SE7 出土 3262 が近い。3262 は切断されているため、布巻具使用後の二次使用と考えてみた。

同じような木製品は滋賀県斗西遺跡から 8 世紀のものが数点出土している（図 17）。

また、似たような形状であるが、10 cm 強と小さなものも出土しているので、紹介しておく（図 18）。

柳之御所遺跡第 21 次 SK55 出土木製品 3514 は、長さ 10.6 cm、幅 1.2 cm、厚さ 1.1 cm を測り、中央に径 0.2 cm の貫通孔が一つある。断面は多面体で、一端に 3262 と同じく角を作りだす。角の部分の片面はやや面をもつ。

奈良県平城宮跡で出土した『木製品図集成』掲載の不明品 7123 も、長さ 13.2 cm、径 1.3 cm で頭部は太く、U 字型の角は鋭く削られている（奈文研 1985）。これは下端にも角状突起が作り出されるようである。

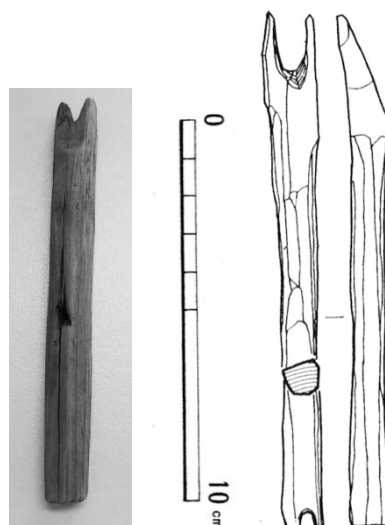


図 18 柳之御所遺跡第 21 次 SK55 出土 3514 (左) と、平城宮出土 7123 (右：『木器集成図録』)

おわりに

麻畑があった可能性から、繊維を取り出し、糸作りから布へという作業が行われていたと仮定し、使用される道具を出土遺物から探してみた。その結果、製糸から製織作業が可能な遺物を見出すことができた。

ここでまとめておく。

- ①手押木、紡錘車、杵が出土していることから、麻などの製糸が行われていた。
- ②総かけ（舞羽）の大・小が出土していることから、大は麻など植物繊維用、小は絹などの動物性繊維用が考えられ、麻だけでなく、絹糸の使用も想定された。
- ③布巻具、まねきの弓が出土しているため地機が使われていた。
- ④絹糸が扱われていたなら、高機もあった可能性がある。
- ⑤柳之御所遺跡 31SE7 の布巻具は、真綿引の道具に再利用された可能性がある。これは紬糸を作った可能性を示す

絹糸については、総の状態でもたらされ、製織した可能性がある。紬糸についても、真綿が持ち込まれた可能性もある。一方で、平泉で製糸から製織までの一環した作業は可能であったとも思う。

これら遺物の分布を簡単にみておく。総かけ（舞羽）は柳之御所遺跡第 18 次調査ではチュウ木に混ざってそれらしきものが出土しているし、泉屋遺跡、花立Ⅱ遺跡からも出土している。糸杵は柳之御所遺跡以外に花立Ⅱ遺跡、志羅山遺跡にある。手押木は、柳之御所遺跡で見つけられないが、志羅山遺跡と中尊寺金剛院跡から出土する。紡錘車は柳之御所遺跡、志羅山遺跡などで出ており、平泉内

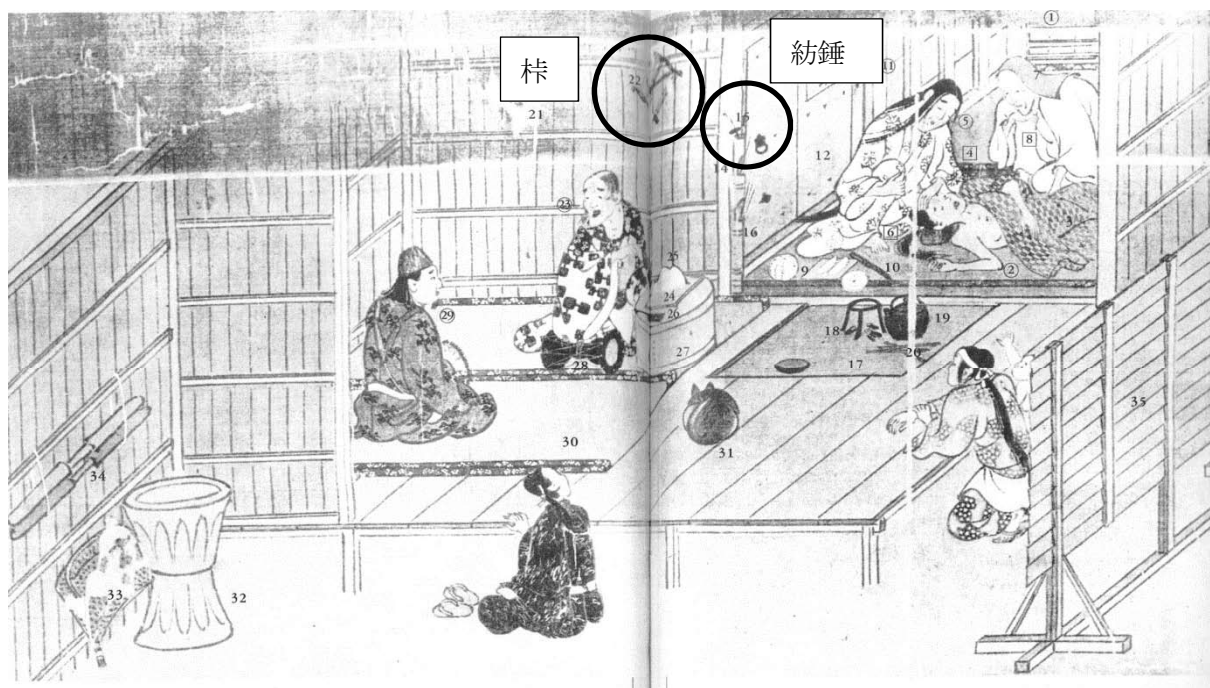


図19 中世の家の中に設置される杵と紡錘（『春日権現験記絵』：澁澤 1984）

の各家で製糸作業をしていたのだろう。これらは、職人の存在をしめすのではなく、自給自足の中での衣服作りの一環と考えられ、図19の『春日権現験記絵』にみえるような家の様子を思い浮かべる。これら紡織生産は、作った糸を売る、織物を売るといった生産地というよりは、柳之御所遺跡の家政機関で布として織られ、縫製されて衣類として活用されたのではないだろうか。平泉内全域で紡績具が出土することから、自給自足の日常の衣服調達と考えられる。それに携わったのは女子で、女子の重要な仕事だっただろう。

家族や従者の衣類をいそいそと準備する奥州藤原氏当主それぞれの奥方を始めとする女房たちの姿が想像される。

今回、取り上げなかった紡織に関わる他の道具について記しておく。

苧績みに使う麻笥（おぼけ）は、苧桶（おけ）から桶（おけ）の語源となったもので、民俗例からいうと、直径20cm前後の曲物が相当するという（角山1991）。結城紬では、この苧桶いっぱいの糸が一ぼけという単位になる。平泉で出土する曲物から特定するのは難しいだろうが、検討したい。

1章で「グルゲ」という苧績具を紹介したが、古代では「タタリ」と呼ばれる分枝した線柱が神宝として残る（近世の整経具の「タタリ」ではない）。「グルゲ」の形は、平泉でも多く出土する「陽物」

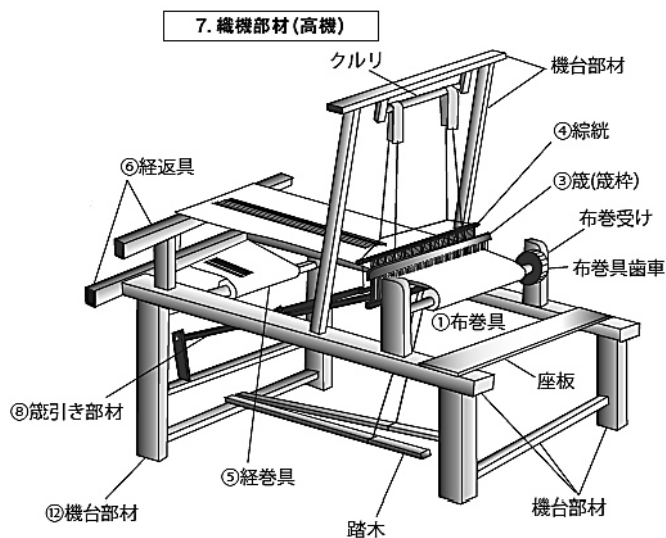


図20 高機の名称（伊東・山田 2012 画：黒須亜希子）

に近い。「績む＝生む」という言葉からも示唆的に思える。

砧らしき木製品の出土もあるが、これも織物と関係する。

柳之御所遺跡第 24 次調査 SE3 からは、1 ～ 2 cm ほどに縦割りして節は欠く、長さ 64 cm の竹 200 本が揃えた状態で出土している（町 38 集）。両端に加工の痕跡はなく、長さ 64 cm と伸子棒にしてはやや長いことから断定は難しいが、織った布を干す伸子棒の可能性も捨てきれない。

今年度は、出土遺物が紡織具であるかどうかの同定に終始したので、分布や時期差などについて述べることはできなかった。これらは最終年度の課題としたい。

平泉での麻の利用は、毛越寺の延年の舞の老女の面の髪の毛、金色堂の漆の下地などが知られる。

近世近代から昭和初期にかけて、平泉は麻の産地であった。いたるところ麻畑で、刈り取った麻を乾かし、毛越寺の大泉が池に漬けて、発酵させたという。産業としては刈り取った麻そのもの、剥いだ皮、糸、雪に曝した白麻など、製織までは行わなかったようだ。しかし、自給自足が大前提だった当時、大泉が池につけた麻から繊維を取り出し、糸を紡いで織る作業は、女子の仕事だった。現在 84 歳の小松代チヨさんは、その過程を生き生きと話してくださった。そして自分が採取した糸で織ってもらった布を大事に持っておられ、見せてくださった。お嫁に行くとき、戦争中だから着物もなくて、衣川のお母さんが織ってくれた布で下着をつくって持って行ったとのこと。

またフォーラムでご意見いただいたオガラを屋根に葺いたとか、苧挽して出た表皮は綿のかわりに布団に入れたとか、使えるものはさまざまな工夫をして、麻はあますところなく使われた。

12 世紀の平泉の人たちも、同じような使い方をしたのではないかと想像する。麻の時代を知っている御高齢の方々に、麻の使用方法を伺い、記録することは、現代の私たちでは想像できない、はるか 800 年前の暮らしの復元に役立つと思う。

註

（1）滋賀県東近江市で活動する麻遊会の南和美氏の御教示による。なお、筆者は、2014 年 7 月 5・6 日に能登川博物館主催、麻遊会年中活動の一環で行われた「昔の麻糸ちょこっと体験」に参加し、糸作りからコースターを作る作業を体験した。苧麻から繊維を採りだす工程は、この時の経験による。なお、麻遊会は、福島県昭和町の苧麻織を参考にしているとのこと。苧挽金も昭和町で使用されているものを複製したということである。竹製の苧挽金は、オリジナルだが、かつて栃木県で使用されていたようだ。

報告書

平泉町教育委員会 1992 『柳之御所跡発掘調査報告書—第 30 次調査概報—』岩手県平泉町文化財調査報告書第 28 集

平泉町教育委員会 1994 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第 44 集

平泉町教育委員会 1994 『特別史跡中尊寺境内 金剛院発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第 53 集

平泉町教育委員会 1994 『柳之御所跡発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第 38 集

平泉町教育委員会 1995 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第 47 集

平泉町教育委員会 1997 『志羅山遺跡第 52 次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第 67 集

平泉町教育委員会 2009 『平泉遺跡群考古資料精選 I』岩手県平泉町文化財調査報告書第 111 集

平泉町教育委員会 2014 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第 122 集

岩手県埋蔵文化財センター1995 『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書 228 集

岩手県埋蔵文化財センター1997『泉屋遺跡第 10・11・13・15 次発掘調査坊国書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書 247 集

岩手県埋蔵文化財センター2003『泉屋遺跡第 16・19・21 次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書 399 集

能登川町教育委員会 1992『斗西遺跡 (2 次調査)』能登川町埋蔵文化財調査報告書第 27 集

参考文献

伊東隆夫・山田昌久編 2012『木の考古学』海青社

近江麻布史編さん委員会編、本文・解説：渡辺順 1975『近江麻布史』雄山閣

澁澤敬三 1984『新版絵巻物による日本常民生活絵引』第 1・3・4 巻 平凡社

竹内晶子 1989『弥生の布を織る』東京大学出版会

角山幸洋 1991『織物』『古墳時代の研究』第 5 巻 生産と流通Ⅱ 雄山閣

1992「出土舞羽について」『関西大学東西学術研究所紀要』25

奈良国立文化財研究所編 1985『木製品図集成 近畿古代編』奈良国立文化財研究所史料 27 冊

成田重兵衛 1813（文化 10 年）『蚕飼絹篩大成』（『日本農書全集』所収） 農山漁村文化協会 1981

東村純子 2006『織物と紡織』『列島の古代史 ひと・もの・こと』5 専門技能と技術 岩波書店

2011『考古学からみた古代日本の紡織』六一書房

宮本馨太郎 1991『図録民具入門事典』柏書房

山下孝司 1992「「苧引金」覚書」『山梨考古学協会誌』5 山梨県考古学協会

吉川昌伸・吉川純子 2014「泉屋遺跡 28 次と伽羅之御所跡 20 次のトイレ状遺構の土壌分析」（平泉町第 122 集）

お世話になった方々

近江の苧麻織については滋賀県東近江市の「麻遊の会」南和美さん、麻については畳糸の産地であった長野県長野市鬼無里の鬼無里ふるさと資料館、平泉の麻作りについては岩手大学客員准教授・千葉信胤さんから御教示を得ました。民具は滋賀県浅井歴史民俗資料館、愛荘町金剛苑に見せていただきました。木製品については元興寺文化財研究所・木沢直子さんに御教示いただきました。記して感謝の意を表します。

レポート：唐菓子作り（2回目）

2015年1月25日（日）

11：00～平泉町公民館

文化財愛護少年団 6人

ユネスコ協会関係者他 6名

取材：2名

見学：2名

昨年度に続き、平泉ユネスコ協会・文化財愛護少年団の第5回活動「昔のお菓子作り」として取り組んだ。今回は、最初に平泉名産の長島リンゴでコンポートを作り、そのあとで米粉と小麦粉の唐菓子を作った。小麦粉は、全粒粉を使い、前日に甘酒を混ぜて発酵させたものと、水のみで捏ねたものを作ることにした。全粒粉を使用したため茶色の唐菓子となった。

レシピは去年と同じく、春日大社などに残る神饌の作り方を参考にした。米粉は水で耳たぶくらいの固さに捏ね、小さく丸めて湯がく。浮いてきたら取り上げ、麺棒で擀く。形がなくなり少し固めで擀くのをやめて、成形する。小麦粉は水で捏ねて耳たぶくらいの堅さになったら成形する。甘酒入りは前日に捏ねていたもので、そのまま成形する。発酵して柔らかいため成形しにくかった。

唐菓子は、「からくだもの」、「とうがし」といい、古代に中国から日本に伝わった粉を捏ねて形を整え油で揚げた、造形菓子である。子どもたちは、主に米粉の唐菓子を作り、想像豊かにさまざまな造形菓子を作り上げた。さすが平泉の子供たち、金色堂を造形した子もいた。



唐菓子の金色堂。仏様も作るという細やかさ。

大人は、現在も残る神饌や文献に残る唐菓子の形に挑戦した。またオリジナルで「ブト」の中にあんこを入れて、ブト饅頭を作った。洋野町のみみっこ餅とよく似ている。成形したものを油で揚げていった。古代や平泉の時代は胡麻油を使用したと考えられるので、今回は胡麻油も使用した。



大人が作った本物顔負けの唐菓子

米粉の唐菓子は、もっちりとした甘酒入りのものは甘くてふくら、小麦粉と水のみのはプリッツみたいな味である。トッピングは、12世紀平泉でも食べられていたエゴマで「じゅうね」を作ってもらった。長島リンゴのコンポートもそえて、食べた。大変美味しく好評であった。子どもたちからは、「こんなに美味しいのを食べていたなんて贅沢だ」という声も聞かれた。

今回は、取材の方々や盛岡大学の先生方ものぞきにこられ、興味を持っていただけた方が増えたと思う。「長島リンゴのコンポート」や「じゅうね」という平泉らしさも加わり、新しい平泉名物の創出に近づけたように感じた。



食事風景

院政期平泉の仏会と表象に関する歴史学的研究

菅 田 慶 信

はじめに

藤原基衡と秀衡の時、平泉は京都・畿内の仏教・政治と関係を深めつつ、日本中世社会のなかで「仏土」を発展させていく。仏土は、その場に集う人々の行（仏会）によって、現世で成就する（菅田慶信、2013A）。それ故に、そこに政治性と歴史性が発現する。本研究では、仏会の場において寺額とは何であったのかを具体的に明らかにし、また高野山の仏会に対する藤原秀衡の関わりのあり方から、平泉仏教の性格を明らかにしたい。

I 円隆寺の寺額に見る表象

(1) 寺院表象としての額

藤原基衡の時代、平泉は、東西大路の整備や方形区画を有する計画的都市として、めざましい発展をとげた（羽柴直人 2002）。この都市建設の中心たる毛越寺は、京都白河の法勝寺伽藍を模して建造されていた（清水擴 1992）。基衡の造成した平泉仏土の場は、どのような表象でもって装飾され、メッセージを発していたのだろうか。

毛越寺に関する文献資料は僅少である。その中で円隆寺（毛越寺）の寺号額に関する『吾妻鏡』文治五年9月17日条「寺塔已下注文」の「九条関白家、染御自筆被下額」と『今鏡』巻第五「みかさの松」の藤原忠通揮毫基衡の寺に関する箇所は、有名な史料である。下付した寺額が「えびす」の基衡の寺のものであったことを知った忠通が、使者を遣わしてその寺額を取り返し破却した、とする『今鏡』の言説に関する検討も、先学によってなされている（高橋富雄 1958、遠藤基郎 2005）。本節では、その業績を踏まえながら、そもそも寺額とは寺院にとって何だったのか、寺額が打たれるまでの経過、寺額の有する意味について、その場に即して解明していくことにする。

康和4（1102）年7月21日京都尊勝寺落慶供養に関わる公家日記を、まず取り上げる。同寺供養では、6月3日・10日・16日に、完成間近の「新御願寺」への堀河天皇の「御覧廻」「御覧造作」があり、諸国殺生禁断の太政官符が出されるとともに、18日には新御願寺供養日時勘文と僧名について、法勝寺の例にならうとする「定」があった（『中右記』同日条）。同月29日に、堀河天皇・白河法皇の御幸のもと「新御願寺諸堂」に御仏が安置され、新御願寺は「尊勝寺」と定まった（『中右記』同日条）。7月に入り、15日と16日に習礼がなされ、21日の丑時から開始され子時までに及ぶ壮麗なる尊勝寺落慶供養が執り行われた（『中右記』同日条、「尊勝寺供養次第」『新校群書類従』18 釈家部、『百鍊抄』同日条）。白河院政の総力をあげた尊勝寺供養は、御願寺供養の儀式次第にそった式文に準拠してなされ、「堂莊嚴御装束式文」を作成したのは、かの村上源氏左大臣俊房。供養願文は式部大輔藤原正家が、咒願は藤原敦宗がそれぞれ作り、能書家の定実が清書をし、尊勝寺の寺号額は、源俊房が書いた。「優妙之由、人々感歎」した（『中右記』同日条）。落慶供養の次第のなかで、寺号額揮毫が重要な要素として位置づけられていたのである。

大治5（1130）年10月25日待賢門院璋子御願法金剛院落慶供養では、導師を仁和寺覚法法親王が勤め、供養願文を式部大輔藤原敦光が起草し、内大臣源有仁が清書し、寺額は関白藤原忠通が記した（『中右記』同日条）。同様のことは、長承元（1132）年3月13日鳥羽上皇御願得長寿院（千体観音堂）落慶供養でも見られた（『中右記』同日条）。同院供養願文を式部大輔藤原敦光が、咒願文を文

章博士藤原時定が、それぞれ作り藤原朝隆によって清書された。落慶供養の次第式は、右大臣源有仁によって作成された。この時に寺額を書いたのは、関白藤原忠通。長尾宮が寺号を撰した。長尾宮とは、仁和寺聖恵法親王のこと（白河天皇第五皇子、母は藤原師賢女）。まさしく法親王による王家御願寺仏教政策の象徴とも言うべき事例であった（横山和弘 2002）。

かかる落慶供養の様相は、『帝王編年記』の言説にも明記されていた。すなわち康和4（1102）年、堀河天皇御願尊勝寺供養については、「導師、覚行法親王。額、堀河左大臣源俊房。扉、藤原章綱書之」、康治元（1142）年美福門院御願金剛勝院供養では、「額、藤原忠通。扉、藤原定信（行成の玄孫、世尊寺流）」とあった。『濫觴抄』（『新校群書類従 20 雑部』）にも法金剛院「額字関白（忠通）、願文敦光」と記載していた。落慶供養の一大仏会にあつて、願文とともに寺額が、重要な表象であったが故に、『帝王編年記』『濫觴抄』に明記されたのである。寛弘2（1005）年10月19日宇治木幡浄妙寺三昧堂供養の日、同寺に早朝到着した藤原道長一行は、何よりも「浄妙寺」と書かれた額名を見ている（『小右記』同日条）。供養の場に参列した人々によって、寺号額は可視的に確認され、公のものとなり、仏会勤仕の起点としての意味を付与されたのである。

寺号額を書することは、名誉な事であるとともに、仏会表象の表現者としての重責を担うことであった。寛弘4（1007）年12月10日、藤原公季の法性寺三昧堂供養に際しては、寺額がいまだ懸けられていないなか、能書でないと固辞した藤原道長は、功德のためとして揮毫し、落慶供養当日の午刻に南大門に懸けている（『百鍊抄』『御堂関白記』同日条）。このとき西門に懸けられた額を記したのは、かの藤原行成であった。寺額は、落慶供養の前に行われる習礼の場にあつて、すでに打たれていることが通例であったと思われ、元永元（1118）年12月17日に行われた最勝寺供養では、藤原忠通が12日に寺額を書いている（『殿暦』同日条）。しかし、先の法性寺々額のように、実に落慶供養の当日になって、それが書かれるという事例も散見する。治安2（1022）年7月14日法成寺金堂供養の寺号を、藤原行成が記したのは、落慶供養当日であった（『小右記』同日条）。

寺号額が、門に打たれるまでには、どのような状況が展開したのだろうか。このことを知る上で、承安3（1173）年10月21日最勝光院（建春門院滋子新御願寺）落慶供養に至ることを記した九条兼実の日記『玉葉』は、興味深い。新御願寺落慶供養に関する議定が、左大臣藤原経宗、建春門院々司ら公卿7人によって8月23日に開かれ（『玉葉』同日条）、平時忠筆の定文に基づき、同寺供養を円勝寺の例にそって行うこと、蓮華王院行幸の例による行幸、法金剛院の例による渡御、来る10月15・17日の習礼などが決定され、9月9日に女院判官代藤原経房によって九条兼実に伝えられた（『玉葉』同日条）。御堂御所障子絵の支度についても細部にわたって、兼実に説明された。円勝寺々額を記した藤原忠通の例にそって、能筆兼実に新御願寺額を記すようにとの要請であった。その背後には後白河院政に日常的に参画する、後白河院政の一分肢たる建春門院滋子がいた（栗山圭子 2002）。寺額揮毫を固辞する兼実に、再三にわたる要請が藤原経房より告げられている（『玉葉』9月11日条）。10月5日女院新御堂御所御移徙の日、左大臣藤原経宗から額字（寺号）が10日に決定すること、額の寸法は円勝寺額を用いることが兼実に指示される。円勝寺は二階門、新御堂は四足門ではないか、という兼実の疑義をうけて、四足門額の寸法事例を集めながら寸法を決定する旨が兼実に伝えられる（『玉葉』同月5日・9日条）。しかし12日になっても寺号が定まらず「難堪事」と嘆く兼実に、13日、額寸法を待賢門院暲子御願法金剛院の例とする、との「御定」が言い渡される（『玉葉』同月12・13日条）。額に記載される肝心の寺号名が最勝光院と議定されたのは、15日夜であり、翌日、兼実に、それが伝えられた。17日の習礼の日、額板が兼実のもとに送られた。兼実が最勝光院寺額を記して行事所に届けたのは、落慶供養前日の20日。続紙で額を覆い帖紙で結んで長櫃に納め、衣冠を正した兼

実の家司に命じて行事所に提出させたのである（『玉葉』同日条）。その一部始終は、かの藤原忠通寺号額送の故実に準拠していた。かくして、額は最勝光院南門に打たれたのである（『玉葉』同月21日条）。

寺額を門に打つまでの兼実の行動は、落慶供養にいたる法儀のなかの一コマであり、どの先例（式）にどう準じるかまで、まさしく有職故実の世界であった。寺額提出前日の18日、兼実は建春門院に参上し、中御門中納言藤原宗家と兵部卿平信範（滋子の叔父）とが額草につき検討している（『玉葉』）。同様のことは、承安4年2月23日八条院暲子新御堂落慶供養（仁和寺蓮華心院、小堂）の時も見られ、供養日に先立つ同月9日、兼実は、「字様」を文章博士藤原長光に仰せ遣わしている。額の字様は、「夜鶴庭訓抄」（『新校群書類従』21雑部）にある如く、それ自体が寺の表象の根幹をなしたのであり、まして御願寺の寺額となれば、その「字様」は、「評定」にさらされたのである（『玉葉』承安3年10月18日条）。「字様」は御願寺、大内裏・諸寺・諸山によって異なっていた（「右筆条々」『続群書類従』第31輯下）。書体、額の大きさと記載と落慶供養される寺院・門・儀式とのあいだで整合性が図られたのである。寺額を書くためには、能筆であることは当然として、仏会全体の法儀にも通じていることが求められたのである。

門に打たれた寺額は、寺院落慶供養の場に参列した衆生に真っ先に飛び込んでくる視覚的メッセージの表象であった。その寺号を揮毫することは、最大の善根であり「功德」でもあった。前述の如く、能書ではないと自称する藤原道長が、法性寺三昧堂寺額を揮毫したのも、その行いが「功德」（行）であるからであった。『古今著聞集』巻第7「法深房が持仏堂楽音寺の額の事」では、額を書くことは「一仏浄土の縁」となると記していた。寺額揮毫は、積善の最たるものであった。

もっとも、藤原忠通は、法性寺流の始祖として著名であった。寺号額や色紙形、能書に関しては、小松茂美の先駆的研究がある（小松茂美 1973）。藤原行成の6代の孫・伊行が書いた世尊寺流書道の秘書『夜鶴庭訓抄』（『新校群書類従』21雑部）の冒頭に「入木とは、手かく事を申す。この道をこそは、なに事よりもつたふべけれ。されど額、御願の扉、また異国の返牒、御表、色紙形、願文など人かゝすまじ」と記し、六つの書道大事の筆頭に額があげていた。さらに額に関しては「額は第一大事也。されどおほく古本を見て書。額にとりて大内額、書かふる所どものある也」ともあった。藤原行成揮毫比叡山横川霊山院古額を「一塵不_レ違_二點畫_一」九条兼実が写している。破損した古額の揮毫とはいえ、兼実にとっては、「写_二先賢之遺跡_一、一ハ可_レ悦、一ハ可_レ恐」であった。かつて藤原伊房が人をして写し取らせた同院寺額の草本を兼実が所有しており、その写本と本物の額を校訂したところ、相違が多いので新写し、草にとどめている（『玉葉』治承4年8月23日条）。藤原定信写しの額本を入れた櫃が、上賀茂神社の神庫に伝存していた（『明月記』健保2年3月25日条）。それは、「日記の家」に通底する（松蘭斎 1997）、額・色紙形揮毫に係る「能書の家」とでも言うべき有職故実の世界であった。

行西や忠通などの名だたる能書は、内裏殿舎諸門や京都御願寺、延暦寺、宇治平等院などの額を数多く書いている（『夜鶴庭訓抄』）。九条兼実も、10箇寺社の額を揮毫していた（小松茂美 1973）。本稿で注目したいのは、兼実が安芸厳島神社の額を記していること。かつて第50世天台座主前大僧正覚忠（宇治僧正、藤原忠通の子）が書いていたが、今また鳥居を建てるので、そこに打つ新額の揮毫を九条兼実に平宗盛が請うたのである（『玉葉』承安5年7月13日条）。安元3（1177）年6月18日、宗盛のもとへ、続紙に写し紙形添付の「伊都伎嶋額」が送られている。「都」か「津」のどちらの文字を使用するか、「官文殿式正文」記載の文字を確認して、兼実は執筆している（『玉葉』同日条）。この額こそが同年10月、平家一門が安芸厳島神社でおこなった、かの有名な一切経会・千僧供

養の法筵の場（鳥居）に打たれたのである。それは、瀬戸内海の海路の安全保障を約束する表象でもあった（高橋昌明 2007）。

（2）寺号の決定と円隆寺

寺額には、寺号が記されていた。言うまでもないことである。先述の承安3年最勝光院では、九条兼実が寺号名が知らされたのは、供養が行われる5日前であった。かかる事例は、決して最勝光院だけではなく。例えば、大治5（1130）年10月25日落慶供養の法金剛院の寺号決定は、同月14日であった（『中右記』同月14日条）。院御所白河殿に藤原忠通、源能俊、藤原忠教、源師頼、藤原通季、源師時、藤原為隆が召されて公卿議定がなされた。覚法法親王と聖恵法親王、僧正2名が新御堂の法名について原案リストを5通、一懸紙にして提出したものを為隆が読み上げ、藤原忠宗が宝勝院・殊勝院・蓮花蔵院を推挙、藤原忠通が法金剛院と実勝院を推挙した。公卿らの意見は左代弁為隆によって記載され院に奏せられ、法金剛院と実勝院が宜しとの仰せがあり、忠通の意向もあって法金剛院を法号とする定がなされた。法金剛院は、長尾宮（仁和寺聖恵法親王）が「撰」した法号であった（『中右記』14日条）。鳥羽院政を支える仏教勢力の最上層僧侶が法号（寺号）の案をいくつか「撰」じ、そのなかから公卿詮議によって決定していた。院御所議定は、鳥羽践祚後、家政的次元を超えた国政上の問題を扱うようになり、朝廷の最高審理機関であった（美川圭 1996）。その場で、新御願寺法号の決定がなされたのである。

同様のことは、長承元（1132）年2月26日、三条西御所において行われた新造千体観音堂の法号に関する殿上定でも見られた。覚法、聖恵、2人の僧正、天台座主忠尋の、5人が「撰」した寺号名案（法号勘文五通）が藤原頼頼より忠通に奉じられ、忠通御覧のあと、寺号名案を藤原頼頼が読み上げ、公卿の意見披露を経て、忠通の意向をうけた法成就院・光勝寺に絞られ、最終的に法号を「法成就院」となす、とした（『中右記』同日条）。法成就院は、長尾宮聖恵法親王が「撰」したものであった。法号決定とともに、新御堂への御仏安置と落慶供養の日時勘文も勘せられた。寺号の決定は、新御願寺落慶供養に至る壮大なる仏事遂行の最終段階における重要な儀式であったことを示す。

では、寺号は、具体的にいかなる要素を重視して決定されていたのか。得長寿院の寺号決定にいたる経過を見つめていくと、興味深い事実を見つけ出すことができる。長承元年2月26日、「新造千体観音堂」寺号を「法成就院」とする議定がなされ、落慶供養の準備も進み、3月9日には御仏安置と習礼がなされ、藤原忠通が法成就院の寺額を書き終え、明日の供養日に迎えるばかりの12日、突然として、寺号を法成就院とすること不可なり、とされたのである。その理由は、「就字與熟字同義也、然者熟字隨火、仍可有禁忌」というものであった（『中右記』）。10日に法勝寺阿弥陀堂御念仏に御幸中の鳥羽上皇が僧侶や参会の上卿に聞きただし、「難者申旨義不分明」「可用得長寿院」との鳥羽上皇の決定が藤原忠通に示されたのであった。関白忠通も「得長寿院於勅定者、不可有左右」とせざるを得なかった。寺号決定において、仏教思想に基づく選択よりも、むしろ禁忌が優先されたのである。

同様のことは、天承元（1131）年でもあった。同年8月、九体阿弥陀堂三所（白河泉殿二所・鳥羽殿一所）の寺号を撰し申すべし、との鳥羽上皇の御気色を伝える頭弁藤原頼頼の書状が、皇后宮権大夫源師時に届けられ、蓮花蔵院、浄菩提院など9つの寺号案のなかから、白河については浄光明院と法蓮華院を、鳥羽については成菩提院を源師時は「撰」している（『長秋記』天承元年8月25・28日条）。ここで師時が指摘したのは、「鳥羽水難地」であることから、鳥羽の寺号には「三水字」は用いないこと、とりわけ「浄字是争水」であること。白河にはその難がなく、「於法字、法成時依去水可被用」というものであった。この師時の撰は、鳥羽上皇の御意に叶うものであった。さらに

注目したいのは、寺号候補リストにあった「蓮花蔵院」に対して、たとえ（花か華か）一字たりと雖も「当時親王房号」に加えるは「憚りあり」として、禁忌にしたことである。「当時親王」とは、仁和寺法親王聖恵のこと。花蔵院宮と称されていた（『御室相承記』『仁和寺史料』）。院政期公家社会では、王家一族の房号、法号の文字を新御願寺に使用することを禁じていたのである。かかる禁忌の世界は、前述の長承元年得長寿院（新造千体観音堂）法号撰の殿上定においても見られた。治部卿源能俊が円光院の寺号を推挙したことに対して、藤原宗忠は、醍醐寺円光院は白河上皇中宮堅（賢）子の御願名である、と批判をしていたのである。白河上皇寵愛の中宮賢子の御願名と同じにすることは、憚られることであり、それを無視した治部卿源能俊の言動を「奇怪なり」と藤原宗忠は断じたのである（『中右記』）。

前述の承安3年新御願寺（最勝光院）御所の「本文」について、命を受けた藤原長光が大嘗会本文に相似せて撰し進めたところ、左大臣藤原経宗から「種々疑難」「可有禁忌」が指摘され、その中には「障子裏詩之中、金谷園花片々燃、此燃字可有忌」とあった。兼実は、「燃者花之盛之義也、更非焼之儀」と藤原経房に答申していた。新御願寺の寺号、装束は、憚り、禁忌をくぐり抜けて決定されていたのである。

寺号決定は、第一義的には、その供養法筵の場で照らし出される仏教思想（教説）から、その行い（供養）の本質をズバリ集約的に示す「語句」を選択し、表象するつかむこと、まさしく「撰」であった。ただし、実際の決定過程では、その上に分厚い世俗的な禁忌の世界が覆い被さっていたのである。寺号「撰」に潜む禁忌は、王権による文化表象の独占と恣意的解釈の強制、「正統的」仏教支配の拡大堅持にもつながるものであった。世俗権力の恣意性を付度し、禁忌に敏感に走る院政期王朝社会が見え隠れしている。

12世紀中期、鳥羽院政期の奥州平泉は、街路が形成され、一大仏土として大変貌を遂げようとしていた。京都の三井寺の阿闍梨範覚、増忠が基衡の千部一日経の講師として平泉に招請されていたし、範覚の兄弟で仁和寺僧の行範も住んでいた（菅田慶信 2014）。康治2（1143）年には興福寺悪僧が平泉中尊寺周辺に居住していた（前川佳代 2008）。これまで明らかにした寺号、寺号額が寺院表象において有する政治的意味は、平泉藤原氏に十分に伝わっていた。そのようななかで、平泉の円隆寺の寺号が「撰」されたのであった。

円隆寺については、「四円寺に因んで名付けられたであろう」とする五味文彦の見解があり（五味文彦 2007）、嘉勝寺は、六勝寺にあやかっただとする説（高橋富雄 1984）や、鳥羽天皇即位年号の嘉祥に因み法「勝」寺をも強く自覚した嘉勝寺々号と力説する説（菅野成観 2002）がある。先学の通りなのかも知れない。本研究で強調しておきたいのは、およそ京都からはるか離れた奥羽の地にあって、院政期王朝社会の御願寺を連想させる寺号が、現実としてつけられたことの意味である。そもそも、四円寺の円を意識した法号が、朝廷の方から藤原基衡の寺に付与されることは、ありえないこと。それにも関わらず京都の御願寺院そのものとしか言いようのない円隆寺・嘉勝寺の寺号を「事実」として藤原基衡が付していた。京都においても寺号は、為政者の世俗的な思惑・価値判断によって決定されていた。円隆寺・嘉勝寺は、院政期国家の国策的寺院であるがゆえにその寺号がつけられたのではなく、あくまでも藤原基衡の主体的決断をへた寺院表象として、「撰」されたのである。

（3）円隆寺額・色紙形に見る藤原基衡の外交戦略

額は、寺院表象の典型であったために、その寺院をめぐる世俗的動向を反映させていた。それは、平泉毛越寺においても見られた。『吾妻鏡』文治5年9月17日条「寺塔已下注文」に記載された円隆寺額に関する、かの有名な史料も円隆寺表象の文面にとらえ直すことができる。すなわち、円隆寺に

関するこの文章は、二つからなり、前半は、「鏤金銀、継紫檀赤木等、尽万宝交衆色」と荘嚴の華麗さを表現し、「本仏薬師丈六、同十二神将」を記し、「講堂、常行堂、二階惣門、鐘楼、経蔵」と伽藍を記した後に「九条関白殿下染御自筆被下額、参議教長卿書堂中色紙形」と記す。その後に続くのが、薬師丈六仏製作の雲慶への依頼、功物として奥羽・蝦夷地の名産の送付、鳥羽法皇が薬師仏の出京を禁じたこと、関白藤原忠通の力を得て安置に至った、とする有名な史料。行論上注目したいのは、何よりも円隆寺装束荘嚴の要素として、藤原忠通によって揮毫された寺額が、明白に表現されていることである。この寺額が、二階惣門に打たれたことは申すまでもない。前述、九条兼実が「円勝寺者、二階門也、此御堂者（最勝光院）、四足門也、定令相違歟如何」と述べたように、二階惣門の寺額は、四足門の門に打たれる額とは異なって、御願寺伽藍の威容を放っていたのである。確かに藤原忠通は、内裏殿舎門、最勝寺・証金剛院・宝莊嚴寺などの寺号額を記していた。小松茂美は、忠通筆額の 11 事例あげている（小松 1973）。しかし、京都からはるか離れた平泉円隆寺の寺号揮毫は、異例中の異例であった。それ故にこそ、能筆忠通の活躍を記した『今鏡』巻五「みかさの松」に、迎講として有名な延暦寺横川花台院の額（鈴木治子 1991）と「をくのえびすのもとひらとかいふがてら」の額とが例として取り上げられることとなった。それは、「えびす」をも靡かせた関白忠通の威光を誇示するための言説として、もっとも適切であったからに他ならない。寺額は鋭い政治性を内包する文化表象であった（『平家物語』巻第一「額打論」）。

また、寺額を返し奉らじ、とした基衡を「しれごとなり」と戒めた女は、基衡の妻（工藤雅樹 2009）。かの女は、『古事談』巻四の五及び『十訓抄』下第十に出てくる「女人沙汰」「妻女」と同一人物（入間田宣夫 2014）。円隆寺額の返納折衝は、京都に対する平泉側の外交合戦を象徴していた。それ故にこそ、基衡の要求を拒否する忠通像の『今鏡』と、基衡の代弁者たる忠通像の「寺塔已下注文」という真逆の言説が生じてくる。そこには、院政期国家の末端とはとうてい言えない、京都からの言説を不明瞭にさせてしまう平泉地域権力を見いだすことができる（遠藤基郎 2005）。

藤原基衡は、仁和寺覚法法親王を通して円隆寺額揮毫を藤原忠通に依頼していた（遠藤基郎 2005 年）。基衡は、美福門得子と、その従兄弟で鳥羽第一の近臣藤原家成を中心とする美福門院・院近臣貴族との繋がり、特には陸奥守藤原基成及びその一族との太いつながりのなかで、一大仏教都市建設を遂行していく（斉藤利男 2011）。藤原忠通と覚法とは異父兄弟。ともに母親は師子であり、師子の父は源顕房。顕房の子の信雅が陸奥守（1131～1135 年）であった。そこで培われた人脈を基衡が生かしたと言える。基衡千部一日経に見る講師増忠も家成の妻の兄弟であった（菅田 2014）。ここで確認しておきたいことは、覚法が藤原忠通との繋がりの中だけにあったのではないことである。永治 2 年（1142）の待賢門院出家を契機として、覚法は、撰閑家、特に忠実、頼長に近づいていく。むしろ異父・同母兄弟ながらも、忠通以上に忠実・頼長と覚法との間は緊密であった（柿島綾子 2013）。覚法ルートが忠実・頼長の方にも開けていたことを意味する。

そこで注目したいのは、「寺塔已下注文」にあるように、円隆寺「堂中色紙形」を記したのが参議藤原教長であること。教長は、忠通の入木の師であり、『今鏡』巻五みづぐさ、には「處どころの額」「みどうのしきしがた」なども書いた、能書。そして、円隆寺堂中色紙形は、寺額につぐ寺院荘嚴の文字表象であった。色紙形には堂中色紙形と障子色紙形があった（小松茂美 1973）。『夜鶴庭訓抄』では、「額、御願の扉、また異国の返牒、御表、色紙形、願文」と記し「御願のとびら、本文をゑにあはせて、土代をして書に、とびらの上の色紙形は、すこしおほきに」書くであった。この扉色紙形は、寺堂落慶供養にあわせて、当代きっての能書が記した。一例をあげるならば、円勝寺の寺額は藤原忠通が、扉色紙形は世尊寺嫡流で康治元（1142）年近衛天皇大嘗会の悠紀主基御屏風を記したこと

もある藤原定信が、それぞれ書いていた。この堂中色紙形は、仏の言葉（教え）を、文字通り表象する、寺堂荘嚴の要素であった。たとえば、康和4（1102）年7月21日尊勝寺供養につき、『帝王編年記』は、「御導師飼覚行法親王、額源俊房、扉藤原章綱」と端的明快に記していた。

平泉円隆寺落慶供養の場では、藤原忠通の書いた寺号額が二階惣門に打たれ、丈六薬師如来が安置された堂中の壁扉ごとに浄土世界を思わせる絵が描かれ、色紙形に藤原教長筆の詞が書かれていた。それは、藤原基衡の京都に対する仏教戦略の成果でもあった。すなわち、藤原基衡は、藤原忠実派公卿藤原教長（遠藤基郎 2005）との人脈も確保していたのである。忠実（教長派）と親しかった覚法との人脈が一役買っていたと思われる。毛越寺円隆寺落慶供養には、藤原忠通・美福門院のルート一本だけにあらず、摂関家藤原忠実・頼長のルートがあったことを意味する。そう言えば教長の従兄弟にあたる源忠已講が、秀衡から平泉に招請されていた（菅田慶信 2013B）。藤原教長の参議在任は保延7年（1141年）～保元元（1156）年。忠通死没は応保2（1162）年、覚法法親王薨去が仁平3（1153）年。ここから円隆寺落慶供養は保延7年～仁平2年、12世紀40年代から50年代前半と絞り込め、それは近年の毛越寺境内発掘の研究成果とも符合する（八重樫忠郎 2013）。円隆寺落慶供養にあたって藤原基衡は、忠実派、忠通派の二つの派閥を巧みにつながりながら外交工作を展開していた。それは、はるか東アジア通底する仏教世界建設を模索した清衡以来の外交戦略を基衡も受け継ぎ、平泉仏土の自立性を確保しようとするものであった。

（4）奥州合戦と伊豆願成就院の額

文治5（1189）年9月「寺塔已下注文」には、円隆寺薬師丈六像・十二神像は、雲（運）慶作、玉眼嵌入像の「始例」なり、とあった。それは、決して虚言にあらず。平泉僧侶たちが、相模国浄楽寺阿弥陀三尊像や伊豆国願成就院不動明王像（運慶作）も玉眼嵌入像であることを知っていた。玉眼嵌入の円隆寺仏が、運慶作であったことの証人は、源頼朝以下の鎌倉武士であった（川島茂裕 2003）。玉眼嵌入像「始例」の平泉仏とともに、源頼朝に強烈なるインパクトを与えたものがあつた。それは、かの忠通の手になる円隆寺々額である。二階惣門に高々と打たれた寺額は、京都御願寺も奥羽の地にもありなん、と頼朝をして痛感させるものであつた。そして、その衝撃と鮮烈なる印象は、鎌倉に持ち帰られた。

奥州合戦を終えた頼朝が、鎌倉に帰着してすぐの12月9日には、中尊寺二階大堂を模した永福寺造営の「事始」がなされた（『吾妻鑑』同日条）。それは、平泉仏教文化の継承と克服を期した頼朝宗教政策の重大な出発点であつた。まさしく同じ日、伊豆国願成就院北畔、頼朝が宿館を構えるべく犯土した所から「願成就院」と記した古額が出土したのである。「遠近雖難量、露點之鮮妍、蹤跡猶無消」古額は、その寺号の権威と正当性を表象していた。そもそも願成就院は、「依泰衡征伐御祈、北条殿草創之」したもので、鎌倉出立直前の文治5年6月6日に伽藍営作が開始されていた（『吾妻鑑』同日条）。奥州合戦には、神仏も動員されたのである（久野修義 2001）。そして、奥州合戦が終了し、「両国静謐」の今、「任願心願之所催、兼被撰定處」一字の違いもない願成就院寺号の古額が出土したのであつた。それは「自然之嘉瑞」であり、「誠是希代之嚴重」「仏閣之不朽、武家之繁栄、不可違此額一字」と、鎌倉武士政権の正当性と繁栄を保証するものであつた。願成就院古額の出土が、藤原泰衡成敗と直結していた。鎌倉を凌駕する一大仏教都市平泉の威容を、都市平泉の玄関とも言える毛越寺南大門に打たれた藤原忠通揮毫寺額によって見せつけた鎌倉武士にとって、平泉仏教の権威を超えるような仏法の表象、古額の出土は、決定的に重要であつた。

古額の出土は、地涌の文字を意味する。それは、祥瑞であり、神仏からのメッセージである（笹本正治 1996）。長承元（1132）年6月23日正八幡宮にて「八幡」の二文字を記した巨石二つが自然出

来したとの報告が大宰府から都に送られていた（『百鍊抄』同日条）。地中への埋経と地中からの文字湧出は、神仏と人間との言語交換である。『古今著聞集』巻第七「法深房が持仏堂楽音寺の楽の事」にあるごとく、額は魔の妨げを撃破し、住僧安堵、寺領豊饒を保証する呪力をも有していた（パスカル・グリオーレ 2012）。毛越寺南大門に打たれた寺額は、鳥羽天皇御願寺としての威容の光を発する表象であった。それを乗り越え、奥州征伐「成就」の正当性を現出させるためには、異界からの古額出現という呪術的回路が決定的に重要であった。

II 鎮守府將軍秀衡の高野山五大多宝塔釈迦如来開眼供養

（1）「年中恒例法会事」と「両寺一年中間答講事」

藤原秀衡の時になると、平泉館の改造、無量光院の建立、平泉四方鎮守の成立など、都市平泉の大改造がなされた。都市平泉では、八幡神・賀茂・伊勢など王城鎮守体制の神々を配置しない独自の宗教構造が成立した（菅田慶信 2010）。「寺塔已下注文」に記載された「年中恒例法会事」「両寺一年中間答講」こそ、自立性と選択性を柱に秀衡が編成した、仏都市平泉の仏会（儀礼世界・年中行事、教学振興）の体系であった（斉藤利男 2010）。

「年中恒例法会事」のうち三月に行われた一切経会と千部会こそは、仏教都市平泉仏会（六箇度法会）の中核をなしていた。平泉仏教の普遍性と権威に直結する法会として、鎌倉後期になっても、120人の講読師・請僧によって勤仕され、出羽・陸奥国各地から参勤した伶人が楽を奏で、仏会莊嚴を作り出していた（嘉元3年3月日中尊寺衆徒陳状案『平泉町史 史料編』44号文書）。この三月一切経会とセットになったのが「千部会」であった。それは、天治3（1126）年3月の鎮護国家大伽藍一区の落慶供養にて執り行われた千僧供養の伝統を引き継ぐものであった（斉藤利男 2010）。千僧供養が「千部会」として勤仕されていく事例は、興福寺千部会でも見られた。長寛2（1164）年8月興福寺では、法華經一千部の書写と千口僧侶を囑請して供養し、それを永代毎年勤修としての千部会となさん、とあった（「三十五文集」『続群書類従』第12輯上）。

千部会と似たものに千日講と千部一日経がある。前者は、法華經を一日一卷（あるいは一品）の講会を千日間なすこと。後者は、一日のうちに法華經書写（講説も）一部をし続けて千部の法華經書写を完成すること。恒常性を必要とする作善であり、千日講の催行者は、院・摂関家上級貴族などであった（龍口恭子 1990）。千部一日経は、藤原基衡がその終生をかけて催行しており、平泉法華經釈迦仏土を日常的に現出させていた（菅田 2014）。福原あるいは厳島神社などを場にして、平清盛が千僧供養を年中行事としておこなっていた（高橋昌明 2007年）。平泉においても、限りなく千僧供養に近い「千部会」が百人・千人請僧により行われていた。

「両寺一年中間答講」のなかには「長日延命講、弥陀講、月次問答講、正五九月最勝講也」があった。このうち最勝十講は、年中恒例法会としてではなく、中尊寺・毛越寺の問答講として位置づけられていた。注目したい。この最勝十講に懸けられたのが中尊寺所蔵「金光明最勝王經金字宝塔曼荼羅図」（藤原基衡時代の作）であり、そこには、藤原氏の滅罪生善の目的があったとも言われている（浜田隆 1971、長岡龍作 2010）。国家的法会の頂点に立つ最勝十講が（上島享 2010）、年中恒例法会ではなく、問答講としての純粋性を保ちながら、正・五・九月と三回も行われていることに平泉法会の特色があった。

「両寺一年中間答講」には、長日延命講・弥陀講が選択されていた。長日延命講に関わることと言えば、院政期京都でさかんだ延命法が想起される。延命法は、『金剛寿陀羅尼經』により、普賢延命菩薩を本尊とする修法であり、山門大法の第三にあげられるなど、台密でも重視された。延命

法そのものは聖武天皇の時にすでに勤仕例が見られるが（速水侑 1975）、特に重要なのは、代始の三壇御修法が後三条天皇の時からなされたことであり、それは後朱雀天皇護持僧仁海が宣旨によって長日延命御修法を修したことが起源となっている（土谷恵 1987）。「延命法者、東寺護持僧必所修也」（『玉葉』建久3年3月18日条）とあり、また覚法が孔雀経法、愛染王法、大北斗法とならんで長承2（1133）年2月23日に普賢延命法を修していることなど、玉体安穩を祈念する修法であった。

院政期社会にあつては普賢延命法とともに七仏薬師の延命法もさかんにおこなわれた。天徳元（957）年、良源が藤原師輔妻康子のために行つて以降、台密の修法として貴族社会で広まっていた（速水侑 1975）。康和3（1101）年3月6日天台座主仁覚が禁中にて七仏薬師法を修しているし（『後二条師通記』同日条）、『覚禅鈔』においても、「七仏経下云、（中略）皆得如意无病延年、命終之後生彼世界」とあつた。普賢延命像とともに薬師仏（あるいは七仏薬師）が延命法の修法の場で、同時に祀られる例は、『殿暦』嘉承元年6月22日条や『同』永久2年6月6日条など多出する。

もっとも、薬師仏に延命を祈願する場合もあつた。天永3（1112）年11月25日、白河法皇60歳の寶算の祝賀が法勝寺で行われたさい、藤原忠実が等身の丈六延命像を作ろうしたところ、法皇の仰せにより等身薬師仏に変更されている（『中右記』同日条）。やや時代は下がるが、貞永元（1232）6月28日沙弥仙尊田地寄進状の世界にも「夫薬師者、除病延命之本誓勝余仏」とあつた（『鎌倉遺文』4335号文書）。

翻つて平泉の仏会としての「延命講」とは何か。それは、何よりも円隆寺・嘉勝寺の本尊薬師如来の教えに係る講説としての延命「講」であつた。六勝寺が、密教の主導大日如来によって統率され、五大明王により怨霊夷狄調伏をおこない、玉体安穩と鎮護国家をめざしたのに対して（清水擴 1992）、仏土平泉は、それらによって修される仏堂もなく、調伏思想を有さなかつた（富島義幸 2000、斉藤利男 2010、菅田慶信 2010）。以上のことから、平泉の延命では、京都の状況を見据えながらも、薬師仏の教学問答講、まさしく延命講として行われていた、と考える。

平泉「両寺一年中間答講事」のなかの弥陀講を考えるさい参考になるのが、仁平3（1153）年6月15日に白河御堂にて鳥羽法皇皇后高陽院泰子の十斎阿弥陀講とともに始行された阿弥陀講である（『兵範記』同日条）。丈六仏の前に法華経・阿弥陀経・般若心経がおかれ、殿上人らの参列のもと導師相源、権律師覚算ら六人の僧侶により講がなされた。読経、説経のあと式が講ぜられた。この阿弥陀講は、永観筆の式文「往生講式」に基づいていた。永観が説く浄土教は、本覚思想が濃厚なものであり（大野達之助 1972）、永観「往生講式」（『大正新脩大藏経』84）は、『古今著聞集』巻第二「永観律師往生極楽の事」にある如く、院政期社会では著名であつた。

阿弥陀講は、15日をもって式日としていたが（『本朝世紀』久安2年3月4日条）、他に10日間おこなわれる阿弥陀講もあつた（『本朝世紀』同日条）。天養元年（1144）12月14日から開始し、23日に結願した鳥羽法皇の「十楽講」も（『台記』天養元年12月14・23日条）、十楽式を読み込んだ10日間にわたる阿弥陀講であつた（伊藤真徹 1974）。永観作「往生講式」のほかにも、往生講式は、数多く書かれた。第37世天台座主一乗房仁覚の「順次往生講作法」「順次往生要行」や真徹（勝陽房、比叡山東塔南谷）「順次往生講式」などがある。阿弥陀講においては表白が作成され、読み上げられた。その一例が「表白集」（『続群書類従』第28輯上）にもあり、「八十億劫の重罪」毎月恒例たるべし、とあつた。

仏土平泉には、大長寿院・金色堂・観自在王院と小阿弥陀堂・毛越寺常行堂・無量光院の六棟もの阿弥陀堂が存在し、日本有数の天台浄土教の聖地であつた。迎講の場としての無量光院は、極楽往生疑似体験の壮大なる装置であつたし、観自在王院は金剛界の阿弥陀像を祀った密教空間、大長寿院は

比叡山十界阿弥陀信仰に基づいていた（菅野成観 1991、2006）。「弥陀講」は、前述の6つの阿弥陀仏にわたる講説であった。叡山僧侶によって作成されたさまざまな講式は、平泉にもたらされていた。その一つに、藤原秀衡母請託の叡山僧侶澄憲作「如意輪講式」がある。この講式は、惣礼・敬白・教説・回向文を内容とし、駢儷対句の限りをつくした講式であり、特に第六門如意福德門、第七往生極楽門には天台における弥陀思想が流れていた（佐々木邦世 1997）。平泉の教学問答が「講式」の模範を京都に求めていたことを、秀衡母請託澄憲作「如意輪講式」は示している。院政期社会において、仏会・講問論議を執り行うべく、まさしくその数だけの講式が作成されていた（阿部泰郎 2005）。平泉の弥陀講の場においても、多くの講式に関する問答がなされ、それが、平泉天台浄土教世界を現実化していた。

（2）平泉の鎮守府將軍から高野山へ

平安末期になると、藤原秀衡が、関東・京都・白山・畿内にある寺社の興行に関わったとする、その地の人間の言説として記した資料が出現するようになる。「管根山縁起」（『新校群書類従』1神祇部）、「東大寺造立供養記」（『新校群書類従』19 釈家部二）、白山中居神社本地仏石徹白虚空蔵菩薩坐像（井上正 1986）、「紀南郷導記」（菅野成観 1994）、などがそれらである。前代の時には見られないことであった。秀衡期の平泉仏教に関する文献資料（同時代史料）は、基衡以上に僅少である。ここでは、『続群書類従』第28輯上の巻825『表白集』に載る「承安3（1173）年11月11日高野山檢校阿闍梨定兼塔供養願文」（以下「定兼表白」と記す）をとりあげ、分析を加える。

まず、書誌学的観点から、「定兼表白」を収録した『表白集』について確認しておく。『続群書類従』の『表白集』は、延文元（1356）年孟秋（陰暦7月）下旬に書写されたとの奥書を有している。この『表白集』は、名古屋市真福寺に伝存しているものを底本としており、自作の表白も含まれた勝賢の「表白集」断簡のうちの一つである（阿部泰郎 2005、小峯和明 2009）。院政期社会の盛況をきわめた諸仏会に関わり、あまたの法儀についての「次第」が記録・類聚されたが、それは守覚法親王が編纂した『紺表紙小双紙』に結実した（仁和寺蔵紺表紙小双紙研究会 1995）。さらには法儀の場で読み上げられた「表白」「願文」は、院政期顕密寺院学僧によって「表白集」として類聚・編纂された。そして、それらを集成し、より上位の水準における総合的な類聚である『十二卷本』（鎌倉初期成立、東寺観智院、早稲田大学など所蔵）として仁和寺守覚法親王が編纂していった（阿倍泰郎 2005）。前述の「定兼表白」は、守覚の法儀・表白編纂事業の一翼を担った勝賢自身による表白類聚集のなかに採用されたものである。

勝賢（1138～1196）は、藤原通憲（信西）の子、後白河院の乳母子である（『華頂要略』）。仁和寺最源の弟子として頭角を現し、永暦元（1160）年、21歳の若さで醍醐座主となった。乗海一門との争いが原因で醍醐座主職をやめた勝賢は、応保2年（1162）に醍醐寺から重要書物をもって高野山に逃れていた（仁安2年春まで）。一時京都に戻るが、嘉応2（1170）年から承安4（1174）年まで再び高野山に移っていた（柳澤孝 1967）。注目したいのは、勝賢が守覚に醍醐三宝院の大事、灌頂印明伝授を受け、承安元（1171）年高野山において、勸修寺寛信作『真言集』を、承安4年には勝賢の『秘藏金宝集』『無名抄』『玄秘抄密』を伝授したこと。勝賢と守覚は法嗣関係にあった（土谷恵 1997）。勝賢は、後白河法皇とも親密であり、守覚最大のブレーン。守覚こそ、仁和寺を扇の要として営まれた宗教文化の中心的存在であった（高橋昌明 2013）。「定兼表白」は、勝賢が高野山にいた承安3年（1173）11月、五大多宝塔釈迦如来像開眼供養に際して読まれたものであった。

定兼は、和泉国宇智郡に出生の第28世高野山檢校（1179年～1184年、日野西眞定編集・校訂『新校高野春秋編年輯録』名著出版、1982年、『本朝高僧伝』巻12）。大納言律師と称され、醍醐寺理性

院にて行嚴から伝法灌頂を受けた後、高野山北室院の兼賢を師とした（『続伝灯広録』）。高野山第21世検校兼賢の時、保元元年4月の高野山大塔落慶供養がなされるが、その仏会にさいして兼賢を補佐し大塔供養讃衆や請僧の動員に奔走したのが、定兼であった。（『大日本古文書 家分け 高野山文書8』「又続宝簡集」1974号文書）。金剛峯寺方と大伝法院方との抗争の咎により23世検校宗賢が薩摩に流罪になると、嘉応元（1169）年正月24世高野山検校禅信のもとで、定兼は執行代となった。同年3月には後白河上皇の高野山登拝があり、先規のように奥院御法事があり、大塔不断行法宣下の御手印が下された（『新校高野春秋編年輯録』）。鳥羽院政期末期から後白河院政期の高野山において手腕を発揮した僧侶であった。

なお、『続群書類従』「表白集」では、この表白に「高野山検校阿闍梨定兼塔供養願文」と記すが、「中尊寺供養願文」と同様に、この一文は「表白集」の編集者が後に付したものである。「願文」とあるものの、願文は施主の立場、表白は導師の立場から記載されたことから、厳密には「定兼表白」となるべきものである（山本真吾2006）。

この「定兼表白」では、最初に弘法大師が唐室より仏の秘法を伝えた日域無双の大師聖跡高野山で研鑽をつみ阿闍梨となった定兼が、以下のように表白していた。

「方今、奉_レ建_一立_一五大多宝塔一基_一、奉_レ図_一絵_一四面扉八方天并眷属等像_一、奉_レ安_一置_一等身皆金色釈迦如来像一体_一、奉_レ図_一絵_一尊勝仏頂種子曼荼羅一鋪_一、造宮之功、成_一輪奐之美_一斯新。但、開眼供養之儀、志雖_一功_一供_一仏_一、施僧儲事未_一具_一。□奥州鎮守府將軍藤原朝臣者、生_一將帥累葉之家_一、為_一勢徳希世之人_一。而仁儀受_一性_一仏法刻_一心_一、殊仰_一真乗之教行_一、專帰_一当山之仏法_一。故今、送_一四年之衣糧_一、表_一三業之精誠_一。因_一茲展_一一日之法筵_一、設_一無遮之齋会_一、財施旁及_一三百余口之淨侶_一、霞浪普播_一二千余輩之衆徒_一。加_一之当山長老之為_一唱導_一、實是上乘之軌範也。満堂諸徳之来_一梵筵_一、寧_一非_一金剛之仏子_一哉。大願云万佳事已畢。早以_一此無辺之善根_一、將_一祈_一彼万歳之遐筭_一、兼又彼室家並賢息、為_一増福延寿_一、年来修_一尊勝仏頂之秘法_一。星霜久積_一薰修_一已深。自今以後、移_一件勤行於此道場_一、遙可_一期_一永代_一也、爾則家門彌栄、弘_一災障於万里之外_一、名誉益盛、保_一福祿於千秋之中_一、重乞吾山安穩、百王之帰依無_一改_一、四海波平、三密之法水遍灑。乃至法界平等利益。敬白。

承安三年十一月十一日 金剛仏子定兼敬白

この表白から、以下のことが読み取れる。五大多宝塔（塔四面扉に八方天と眷属等像を図絵、等身皆金色釈迦如来像一体を安置、尊勝仏頂種子曼荼羅一鋪を図絵）の造宮は修したが釈迦如来の開眼供養は未遂であったこと。「将帥累葉家」の「奥州鎮守府將軍藤原朝臣」がその開眼供養の施主となった。秀衡は4年間にわたり衣糧を高野山に送り「三業之精誠」を表したので、「一日之法筵」「無遮之齋会」（開眼供養）を執り行ったこと。秀衡は、300口の淨侶に財施し、2000余輩の衆徒に霞浪を施し、高野山の長老を唱導とした。また「彼室家」と「賢息」が増福延寿のため尊勝仏頂の秘法を修してきたこと。今後はその勤行を高野山に移して永代に期されたい、と。

まず注目したいのは、藤原秀衡が五大多宝塔釈迦如来開眼供養の施主となったのは、4年間にわたって衣糧を高野山に送った作善の結果であること。奥州藤原秀衡から高野山への働きかけがあつてこそ、釈迦如来開眼供養への結縁がなしかつとも言える。この承安3（1173）年より4年遡ると、嘉応元年か2年に至る。そして、嘉応2年といえ、7月に秀衡が鎮守府將軍に補任されていた。鎮守府將軍就任とほぼ前後して、秀衡が高野山へ衣料を送り続けたことになる。そこには、先学が明らかにしたように、鎮守府將軍であることへの秀衡の強烈なアピールがあつた（入間田宣夫2013、斉藤利男2013）。

次に問題にしたいのは、尊勝仏頂秘法を修してきた「彼室家」とは、秀衡の室家、つまり陸奥守藤

原基成の娘であり、「賢息」とは藤原泰衡（承安3年時点で15歳）であること。実は、高野山と奥州との繋がり、秀衡の鎮守府將軍拜任で初めて開かれたにはあらず、遡ること20年前すでに存在していた。すなわち、久安5（1149）年、造国司播磨守平忠盛に高野山大塔建立の鳥羽院宣が出され、かの大塔再建が始まるが、その大塔本尊五仏造立の奉行に陸奥守藤原基成が、仏師に円信法眼がなり、仁平元（1151）年10月13日に造作が開始され（『新校高野春秋編年輯録』、「高野山興廢記」『大日本仏教全書』）、数度の困難を乗り越えて、保元元（1156）年4月、大塔供養・五仏開眼供養が大々的に執行されていた。五仏造立奉行者藤原基成の名声は、高野山歴代検校のあいだでも知れ渡っていたのである。

さらに言えば、基成の兄藤原隆教の妻は、かの平忠盛の娘であり、隆教との間に生まれた隆親も陸奥守になっていた。藤原忠隆（基成父）一族による陸奥守独占の時代は1159年平治の乱まで20年間も継続していた（斉藤利男2013）。高野山大塔は、久安5（1149）年、播磨守平忠盛が造国司となり鳥羽院の院宣によって造営を開始され（『平安遺文』2670・2671号文書）、忠盛の死後は、清盛があとをついでいた。堀河天皇宣旨・鳥羽法皇院宣の高野山大塔再建事業を積極的に請け負うことで、平忠盛・清盛は勢力を拡大していった（高橋昌明2011）。藤原基成の大塔塔本尊五仏造立奉行は、かかる平氏政権の高野山興行の一翼を担うものでもあった。かの五大多宝塔一基造立、そして釈迦如来像開眼供養も、大塔造立に象徴される高野山興行に継続してなされたものであった。歴代御室が金剛峯寺参詣し、堂舎整備、法会興行をなし、高野山興隆に深く関与していた中であって（横内裕人2008）、妻の親、藤原基成の名声と縁は、秀衡にとっても戦略的ルートとなった。

高野山には、藤原基衡が頼りとした覚法法親王が参詣を繰り返していた。高野山が、後継者覚性法親王の育成の場、さらには御室に後継法親王を披露することでもあった（柿島綾子2013）。高野山において、後白河院の意向をうけて勝賢から守覚法親王に聖教が伝授されていた（土谷恵1997年）。高野山にいる守覚の前で、五大多宝塔釈迦仏開眼供養の施主になることには、平泉仏国土の主たる藤原秀衡が、奥州鎮守府將軍であることを強く印象づけるものであり、「乱世之基」と嘆息する公家（『玉葉』嘉応2年5月27日条）に対し、その地位を納得させることであった（斉藤利男2014）。定兼をして「奥州鎮守府將軍藤原朝臣、將帥累葉之家に生まれ、勢徳希世の人」と言わしめたのである。この歴史的言説としての「定兼表白」は、法会后、高野山にいた勝賢に伝授され、勝賢の「表白集」のなかに編入されていった。高野山にて教修中の守覚を通じて後白河院へも、秀衡の名声は伝えられていたのである。異例の鎮守府將軍を直ちに実効あるものとすべくとった秀衡の、巧みな仏教戦略であった。

（3）秀衡の釈迦信仰発信

「定兼表白」で読まれた五大多宝塔には等身金色釈迦如来像が安置され、四面扉には、八方天、つまり四方四隅の八方を守護する天神（帝釈・焰摩・水天・毘沙門・伊舎那・火天・羅刹天・風天）と眷属が描かれるとともに、「尊勝仏頂種子曼荼羅」が一鋪かけられていた。この「尊勝仏頂種子曼荼羅」には、善無畏訳「尊勝仏頂修瑜伽法軌儀」と不空訳「仏頂尊勝陀羅尼念誦儀軌」があるが、堀河天皇護持僧寛助の別行では、善無畏訳の曼荼羅図は種子をもって表した（『望月仏教大辞典』世界聖典刊行協会、1933年）。尊勝仏頂曼荼羅は、仏頂尊の功德や境地を讃えて尊勝陀羅尼を唱え、滅罪生善・延命増寿・淨除業障・破地獄を祈願する尊勝法場で本尊として懸けられた。

「定兼表白」にあるように、藤原秀衡妻と泰衡は、増福延寿のため、年来、尊勝仏頂の秘法を修していた。尊重仏頂陀羅尼の読誦は、院政期の王家・貴族・顯密寺院では、ごく一般的であった。一例をあげるならば、長治元年5月1日、鳥羽殿では、仁和寺覚行が導師となり、尊勝曼荼羅をかけて、

題名僧が着座するなか、巳の時から申の時までの間に17万遍の陀羅尼が称された(『中右記』同日条)。尊勝陀羅尼といえば、『古事談』巻三の四七に性信法親王が高野山で百日間、尊勝法を修した(「御室相承記」康平2年7月)とあるように、高野山はメッカであった。根来寺大伝法院本堂でも、中央の大日如来の脇侍に金剛薩埵像と尊重仏頂像が安置され、尊勝仏頂法が修されていた(中川委紀子2014)。しかも、京都の御所や公家邸宅で開催された尊勝陀羅尼では、「人々所進之尊勝陀羅尼」とあるように、法会参列者が事前に読誦してきた陀羅尼の数が、その法会場で報告、つまり結縁され、数万遍尊勝陀羅尼として成就された(『中右記』嘉承元年2月8日条)。承安3年の高野山五大多宝塔釈迦如来開眼供養により、秀衡妻・泰衡が積んだ尊勝仏頂の秘法の勤行を高野山の道場に移すとは、彼らの作善が高野山に結縁していくことでもあった。それは、逆に言えば、王都仏教の渦中に平泉仏教が参画していくことでもあった。

承安3年秀衡が施主となった五大多宝塔釈迦如来開眼供養。五大多宝塔とは、「五仏が安置された多宝塔」のことであったか。金剛界五仏は、金剛界大日如来に、東の阿閼仏、南の宝生仏、西の無量寿仏、北の不空成就仏が配されていた(川勝賢亮1984、濱島正士1984)。不空成就仏は釈迦牟尼仏と団体である。高野山大塔(東塔)が胎藏界五仏を安置し、金剛界五仏を安置したのが西塔であり、多宝塔形式であった(山岸常人2001)。この多宝塔は、比叡山や宇治木幡淨妙寺、中尊寺多宝寺の多宝仏・釈迦仏の二仏並座とは異なるものであったと考えられる(川勝賢亮1984、富島義幸2001)。いずれにしても、大日如来信仰のメッカ高野山で五大多宝塔の安置仏等身金色釈迦如来開眼供養の施主に秀衡になったことは、鎮守府将軍とともに奥州藤原氏の釈迦信仰の証を内外に示すものであった。清衡・基衡と続いてきた釈迦信仰は、平泉仏土のもっとも中核たる仏教理念として秀衡に受け継がれ、後白河院政へ向かって強烈に発信されたのである。

おわりに

鎮守府将軍藤原秀衡の「平泉仏土」には、源忠已講(菅田2013B)、後白河落胤「平泉姫宮」、後白河法皇近臣中原基兼らの僧侶・王家・貴族が来住していた(保立道久2004)。日本列島の北部に成立した「平泉仏土」は、空前の煌びやかさを放っていく。「有_二一万余之村_一、毎_二村建_二伽藍_一」(『吾妻鑑』文治5年9月23日条)のなかには、岩沼市志賀岩蔵寺丈六仏像もあった。紫波郡比爪館の東方「蓮華庵寺」の七仏薬師如来像は(岩手県立博物館201)、平泉仏教世界の多元的構造を暗示していた。「平泉仏土」は「村ごとの伽藍」の連合体であった(菅田慶信2013A)。法華経釈迦信仰を核としながらも排除差別の論理構造を有さない「平泉仏土」の平和が、100年の長きにわたって続いたこと。それは、日本史発展のもう一つの確かなる一水脈である。

[引用文献]

- 阿部泰郎「総説」国文学研究資料館編『真福寺善本叢刊第二期11 記録部五 法儀表白集』「総説」臨川書店、2005
 伊藤真徹『平安浄土教信仰史の研究』第3篇第1章、平楽寺書店、1974
 井上正「美濃・石徹白虚空蔵菩薩坐像と秀衡伝説」『仏教芸術』165号、1986
 入間田宣夫「御館は秀衡將軍嫡流の正統なり」『平泉の政治と仏教』高志書院、2013
 入間田宣夫『藤原清衡 平泉に浄土を創った男の世界戦略』集英社、2014
 岩手県立博物館『比爪 もう一つの平泉』2014
 上島享『日本中世社会の形成と王権』「中世国家と仏教」名古屋大学出版会、2010
 遠藤基郎「平泉藤原氏と陸奥国司」入間田宣夫編『東北中世史の研究 上巻』高志書院、2005

- 大野達之助『上代の浄土教』吉川弘文館、1972
- 柿島綾子「12世紀における仁和寺法親王」小原仁編『「玉葉」を読む』勉誠出版、2013
- 川勝賢亮「天台多宝塔の本尊」川勝編『多宝塔と法華経思想』東京堂出版、1984
- 川島茂裕「寺塔已下注文に見える運慶について」『岩手史学研究』86号、2003
- 菅野成観「平泉無量光院考」『岩手史学研究』74号、1991
- 菅野成観「都市平泉における鎮守成立試論」『岩手史学研究』77号、1994
- 菅野成観「平泉の宗教と文化」入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、2002
- 菅野成観「中尊寺十界阿弥陀堂の成立」『宮城歴史科学研究』第60号、2006
- 工藤雅樹『平泉藤原氏』無明舎、2009
- 栗山圭子「二人の国母ー建春門院滋子と建礼門院徳子ー」『文学』第3巻4号、2002
- 小松茂美『平等院鳳凰堂色紙形の研究』中央公論美術出版、1973
- 小峯和明「表白の世界」『中世法会文芸論』笠間書院、2009
- 五味文彦『王の記憶ー王権と都市ー』新人物往来社、2007
- 斉藤利男「仏教都市平泉とその構造」『兵たちの極楽浄土』高志書院、2010
- 斉藤利男『奥州藤原三代』山川出版社、2011
- 斉藤利男『平泉 北方王国の夢』講談社、2014
- 佐々木邦世「よみがえる『信の風光』-秀衡の母請託『如意輪講式』を読む」中尊寺仏教文化研究所『論集』創刊号、1997
- 笹本正治『中世の災害予兆』吉川弘文館、1996
- 清水擴『平安時代仏教建築史の研究』第2部第3章、中央公論美術出版、1992
- 鈴木治子「『横川花臺院迎講記録』：解説ならびに翻刻」大正大学国文学踏査16、1991
- 高橋富雄『奥州藤原氏四代』吉川弘文館、1958
- 高橋富雄『平泉の世紀 藤原清衡』清水書院、1984
- 高橋昌明『平清盛 福原の夢』講談社、2007
- 高橋昌明『増補改訂清盛以前』平凡社、2011
- 高橋昌明「平重盛と四天王寺万灯会について」『平家と六波羅幕府』東京大学出版会、2013
- 土谷恵「小野僧正仁海像の再検討」青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、1987
- 土谷恵「中世初頭の仁和寺御流と三宝院流ー守覚法親王と勝賢、請雨経法をめぐるー」阿倍泰郎他編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究ー論文編』勉誠社、1997
- 富島義幸「平泉・建築とその空間」『平泉文化フォーラム2000 瓦からみた平泉文化』2000
- 富島義幸「変容する両界曼荼羅」『朝日百科 国宝と歴史の旅』朝日新聞社、2001
- 長岡龍作「平泉の美術と仏教思想」入間田宣夫編『兵たちの極楽浄土』高志書院、2010
- 仁和寺蔵紺表紙小双紙研究会編『守覚法親王の儀礼世界・仁和寺蔵紺表紙小双紙の研究』勉誠社、1995
- 龍口恭子「千日講の基本的考察」日本佛教史の研究会編『日本の社会と佛教』永田文昌堂、1990
- 中川委紀子『根来寺を解く』朝日新聞社、2014
- 羽柴直人「平泉の道路と都市構造の変遷」入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院2002
- パスカル・グリオー「文字の呪力と予言をめぐるー扁額を中心に」『アジア遊学』159号、2012
- 濱島正士「多宝塔の初期形態について」川勝編『多宝塔と法華経思想』東京堂出版、1984
- 浜田隆「金光明最勝王経金字宝塔曼荼羅図」藤島玄二郎監修『中尊寺』河出書房新社、1971
- 速水侑『平安貴族社会と仏教』第1章第2節、吉川弘文館、1975

- 久野修義「中世日本の寺院と戦争」『戦争と平和の中近世史』青木書店、2001
- 保立道久『義経の登場』日本放送出版協会、2004
- 誉田慶信「平泉・宗教の系譜」入間田宣夫編『兵たちの極楽浄土』高志書院、2010
- 誉田慶信「平泉造園思想に見る仏教的要素」藪敏裕編『平泉文化の国際性と地域性』汲古書院、2013A
- 誉田慶信「日本中世仏教のなかの平泉」『平泉文化研究年報』第13号、2013B
- 誉田慶信「平泉仏教の歴史的 성격に関する文献資料学的考察」『平泉文化研究年報』第14号、2014
- 前川佳代「『苑池都市』平泉」『平泉文化研究年報』第8号、2008
- 松蘭斎『日記の家』吉川弘文館、1997
- 美川圭「公卿議定制から見る院制の成立」『院政の研究』臨川書店、1996
- 八重樫忠郎「平泉・毛越寺境内の新知見」橋口定志編『中世社会への視角』高志書院、2013
- 柳澤孝「高尾曼荼羅の白描本」『高尾曼荼羅の研究』吉川弘文館、1967
- 山岸常人「日本の塔の形式と意味」『朝日百科 国宝と歴史の旅』下巻、朝日新聞社、2001
- 山本真吾『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院、2006
- 横内裕人「仁和寺御室考」『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、2008
- 横山和弘「法親王制成立過程試論」『仁和寺研究』3号、2002

日本国内における「平泉寺」について ―平泉地名と平泉寺―

伊藤 博 幸

はじめに

筆者は先に、平泉―ひらいずみ―の読みは、元来「へいせん」で、その源流は古代中国に求められ、わが国への将来の主たる契機は盛唐の宰相李徳裕（787―849）の別業（別荘）である洛陽南郊の平泉山荘に行き着くことを述べた⁽¹⁾。それを媒介したのが平安前期にわが国に将来された唐の白居易（白樂天、772―846）の詩文集『白氏文集』であることも近年の研究で明らかにされている⁽²⁾。洛陽南郊の平泉山荘において、白居易はたびたび酔遊したことを詩に詠っているからである。

中国における平泉伝承は古く周代までさかのぼり、伝説上の聖山崑崙山の頂上の春山にあつて、穏やかな清水が湧くところで、仙人が住む理想郷であつた。それを平泉（へいせん）といった。また、隋の煬帝の支持で智顗が創建した、天台山の天台宗国清寺のある佛壟山南麓の地は、それ以前は道教の聖地で、平泉と呼ばれていた。やはり「地平らかにして泉清し」の空間であつた。古くより人々の信仰を集めた山岳霊場が、神仏信仰に際しても取り込まれる様相を見ることができる。古代中国で成立した平泉思想は、唐代には宰相たちによって、別業として具体化されていたのである。

このような平泉概念や天台山と平泉名称との関係を、奥州藤原氏は承知していたようであり、磐井郡衣川の地への命名の時期は、藤原敦光の「中尊寺落慶供養願文」草案作成時期とそれほど差異がないと推定した。そして藤原清衡が接した平泉情報には、苑池・清水・林泉・竹林等々を備えた大規模な邸宅であること、その源流は崑崙山にある理想郷であつたこと、都とは離れた別業（別荘）地であること、さらには楽園的隠遁生活の場であること等々であつたと想定した。

本稿は、これを踏まえてわが国における「平泉」問題をその成立に絞って考えてみる。その際、資料とするのは国内に残るいくつかの「平泉寺」地名をトピックとする。また、参考として日本国内の「平泉」地名の一覧も掲げる。

1. 日本国内の「平泉」地名について

記述が前後するが、はじめに「平泉」地名を取り上げる（表1・図1）。

わが国の平泉地名の数は、それほど多くはない。表1に掲げるように全部で8例が確認できる。用例は「平泉（ひらいずみ）・平出水（ひらいずみ）」である⁽³⁾。その分布は、東日本が6例、西日本は2例である。

所在地としての「平泉」地名の読みはすべて「ひらいずみ」である。用例は基本的に町名・大字・小字名で、②平泉遺跡（能代市比八田）、③平泉村（岩手県西磐井郡平泉町）、⑤平泉村（新潟県佐渡郡金井町＝現佐渡市）、⑥平泉村（茨城県鹿島郡神栖町＝現神栖市）、⑦平泉神社（三重県津市）、⑧平出水村（鹿児島県大口市平出水＝現伊佐市）などがある。このうち⑥茨城県平泉村は、古文書に「平いつみ」として歴史的には16世紀末までその存在を遡ることができる。また⑤佐渡市平泉は、旧佐渡郡金沢村と平泉村が合併して金井町となり字名として残ったものである。⑧の鹿児島県平出水村は、河川名にも平出水川があり、地名としては、平泉・平和泉とも記される場合がある。

表 1 日本における平泉地名一覧表

No.	名 称	所 在 地	そ の 他
①	平 泉	北海道川上郡標茶町磯内分平泉	小字
②	平 泉	秋田県能代市比八田平泉	小字
③	平 泉	岩手県西磐井郡平泉町	町名
④	平 泉	宮城県栗原市若柳有賀平泉	小字
⑤	平 泉	新潟県佐渡市金井町平泉	大字
⑥	平 泉	茨城県神栖市平泉	大字
⑦	平 泉	三重県津市分部平泉神社	神社名ひらいずみ
⑧	平出水	鹿児島県伊佐市大口平出水	平泉・和和泉とも

2. 日本国内の「平泉寺」について

次に「平泉寺」について見ていく（表2・図2）。表2に見るようにわずかに6例である。所在地の寺院の読みはすべて「へいせんじ」である。

①は平清水焼で有名な山形市の千歳山平泉寺で、客殿には平安時代後期の釈迦如来坐像が祀られ、本堂は平安時代中期の本尊大日如来坐像を納める大日堂である。この場合、千歳山大日堂の別当が平泉寺とする。本堂坂の東の林にある池は中興慈覚大師が錫杖で穿った霊池とされ、地名平清水や寺号平泉寺はこの池に由来するとされる。地名平清水はもとは平白水と書いたという。源頼朝の祈願所ともいわれる。大日堂左手（西側）の裏山には白山権現を祀る白山社がある。

②佐渡市の如意山平泉寺は字平清水にあり、寺伝では奥州平泉の榎五郎が、毘沙門天を負って諸国修行中に当地に来て、元禄期に11世賢盛とともに再建したという。代々檀家総代を務める榎家を通称平清水ともいう。

③はいわゆる白山平泉寺あるいは越前平泉寺である。勝山市にある。元来が霊山としての白山信仰の拠点であり、奈良時代初め泰澄大師開創といわれる。記録では、はじめは平泉と呼ばず、「越前白山社」「白山」とあって神社を主体とした標記である。『縁起』等によれば、泰澄大師は境内の林泉で祈禱したところ、白山神が現れ、その導きで白山の頂上を極めたという。その林泉が現在の参道左手（北側）にある御手洗池であり、字名平清水、平泉寺の由来とされる。天文6年（1537）の奥書をもつ『霊応山平泉寺大縁起』には「秀衡は寿永2年（1183）、白山へ銅像2体を奉納、平泉寺へは釣鐘を寄進。そして自分の住む城郭を平泉館と改め、その後、愛孫1人を平泉寺に遣わした」と記され、これが奥州平泉地名が越前平泉寺に由来するという伝承を生む。越前白山周辺には、さらにいくつかの奥州藤原氏に係る伝承を残すが、すべて秀衡（と義経）に関わっているものである。また、白山神の管理者という意味合いから、白山別当平泉寺ともいわれる。このパターンは、山形市の大日堂別当平泉寺と同じである。

④は愛知県知多半島にある平泉寺である。『当時縁起』によれば、慈覚大師円仁の創建で淳和天皇勅願の寺という。文治年間源頼朝が当寺に泊まったともいう。本尊不動明王とともに木造毘沙門天立像・木造阿弥陀如来坐像は作風を同じくする平安時代末期の様式。

⑤伊賀市の平泉寺は、18世紀中ごろの文書によれば、湯舟村には桂岩寺・山庵寺・平泉寺が記されている。明治初年に廃寺となった桂岩寺・山庵寺は平泉寺が併合し、浄土宗となった。

⑥福岡県平泉寺は、『京都郡誌』によれば、上片島字平泉寺屋敷には浄土宗の平泉寺があったが、

大友氏の兵火に罹り焼失したという。

表 2 日本における平泉寺一覧表

No.	名 称	所 在 地	宗 派	開創伝承	本 尊	関連地名	その他
①	千歳山平泉寺	山形市平清水	天台宗	行基	大日如来 釈迦如来	平清水 平白水	慈覚大師中興、林 泉霊池
②	如意山平泉寺	佐渡市畑野町丸 山	単立		毘沙門天	平清水	奥州平泉の榎氏 が再興
③	霊応山平泉寺	勝山市平泉寺町 平泉寺	天台宗	泰澄大師		平清水	林泉御手洗池、秀 衡伝承あり
④	鳳凰山平泉寺	愛知県知多郡阿 久比町棕岡	天台宗	慈覚大師	不動明王		平安末期の木造 阿弥陀如来
⑤	平泉寺	三重県伊賀市西 湯舟平泉寺	浄土宗		阿弥陀如来		
⑥	平泉寺	福岡県京都郡荻 田町上片島字平 泉寺	浄土宗			平泉寺屋 敷	兵火で焼失

3. 平泉寺の成立について

先稿では、奥州「平泉」の地名として確認できる事例は、遡っても 12 世紀中頃だと指摘した⁽⁴⁾。すなわち、西行の家集『山家集』の「衣河」を詠んだ詞書中の事例を根拠にしたものである。ここでは歴史的にも記録類の多い越前平泉寺関係史料から、「平泉」とともに関連するもう一つの地名「平泉寺」問題を改めて検討し、その成立時期を考えてみる。

最近検討が進んでいる『泰澄和尚伝記』の中には、「平泉寺」の名称は全く記されていないという⁽⁵⁾。もちろん、のちの壮大な平泉寺境内に関する記述もないという。『泰澄和尚伝記』は伝記史料であるが、中央の記録、例えば平泉寺の末寺化について園城寺と延暦寺が争った事件を記す『本朝世紀』久安 3 年（1147）4 月 13 日条にも「越前国白山社」「社領字平清水」とあり、「平泉寺」はない。

抑、今夜延暦寺僧綱已講等、依門徒訴群参法皇御所白河北殿、尋其由緒、以越前国白山社、可為延暦寺末寺之由、所訴申也、件社、当時非叡山末寺、園城寺長吏僧正覚宗所執行社務也、而社領字平清水住僧等、依僧正苛酷、猥注寄文、始所寄与延暦寺也、仍有此訴云々。（傍線部筆者注）

延暦寺と園城寺（三井寺）はともに天台宗であるが、天台寺門宗の対立から 10 世紀末頃に延暦寺山門派と園城寺寺門派の二派に分かれたことは、周知のところである。

これによれば、越前国に白山社があり、当時白山社の社務は園城寺の長吏である僧正覚宗が執行していた。また字平清水には、僧らが居住していた。内容は僧正覚宗が苛斂誅求を行うので、今後は延暦寺末にして欲しいという訴えである。つまりこの段階、「平泉寺」という名称はなく、「白山社」「平清水」と呼ばれていることを確認できる。これ以後、すなわち比叡山延暦寺の末寺化して、天台宗山

門派と結びついて一大勢力となる過程で「平泉寺」が成立していったと考えられる⁽⁶⁾。

同じく『百鍊抄』久安3年(1147)4月7日、5月4日条をしてみる。

4月7日。天台僧綱、以越前白山、可為延暦寺末寺之由、訴申。無裁許。

5月4日。覺宗入滅之後、以白山、可為延暦寺末寺之由、被仰下事。仁平二九覺宗入滅。(傍線部筆者注)

短い記事ではあるが、これによれば4月の段階の延暦寺末寺化申請は、まだ裁許されていない。したがって、先述の『本朝世紀』においても同様と解される。約一月後の5月にいたって白山(社)の延暦寺末寺化は、(園城寺長吏僧正)覺宗の死後とする裁可が下る。そして、覺宗は仁平2年(1152)9月に入滅と覺書ふうに記される。すなわち越前白山社の延暦寺末寺化は、仁平2年以後のこととみてよい。ここでも地名は「越前白山」「白山」であり、「平泉寺」はない。

史料上での「平泉寺」の初見は、『醍醐雜事記』長寛元年(1163)11月日の左弁官下文である。

一、平泉寺僧徒、院領越前国牛原庄に居住し、所役に従わざるの事、

一、同時籠居の夜打・強盜の輩、還って当庄を冤凌するの事、(傍線部筆者注)

これより、史料上で推定できる「平泉寺」の名乗りは、仁平2年(1152)以後、長寛元年(1163)の間とみてよい。

『源平盛衰記』には「城をば薙に構たり。平泉寺の長吏齊明は、木曾が下知に随て、門徒の大衆駆催し、一千余騎にて」云々、『平家物語』(火打合戦)には「木曾義仲、身がらは信濃にありながら、越前国火打が城をぞかまえける。彼城郭にこもる勢、平泉寺長吏齊明威儀師、」云々とある。(傍線部筆者注)

12世紀後半には越前平泉寺の寺号が寺勢の拡大化とともに、一般化していることを確認できる。

ちなみに発掘調査で、遺物の量が増加するのは12世紀からで、この時期に平泉寺の基礎が据えられ、その後、遺物は14世紀中頃に急増していく⁽⁷⁾。

おわりにかえて—平泉の平清水について

以上、わが国における「平泉寺」の成立について、越前平泉寺をトピックに分析を加えてきた。成立の時期は、現段階では12世紀中頃を上限とする。これは前稿で指摘した「平泉」地名の史料上の上限時期とも一致する。「平泉」と「平泉寺」が歴史的にも関連性をもっていることを窺わせる。

「平泉寺」の関連地名では、「平清水」がある。山形市平泉寺、佐渡市平泉寺、勝山市平泉寺の所在地字名はすべて「平清水」である。

ところで2012年11月、「平泉遺跡群出土文字資料検討会」が開かれ、その報告が翌年3月に刊行された⁽⁸⁾。このうち共同研究者の一人、時田里志氏が担当した「柳之御所遺跡出土の和歌状の書付について」では、草書体の仮名文字と思しき文字について、

み□□□くに泉(カ)

みたりしひら(平) 清泉(以下略)

と読み取り、和歌かとした。平清泉は「ひらしずみ」ないし「ひらいずみ」と読んでいる。なお、検討会では同メンバーの平田光彦氏は、この読みを支持しない。

仮に「ひら清泉」とすれば、もう一つの読み「ひらしみず」の可能性はないであろうか。つまり、和歌の中に平泉のもう一つの字地名を読み込んだ可能性である。それが「ひらしみず」である。それは前述の「平泉寺」と「平清水」の地名セット関係からも支持されるであろう。この時代、奥州平泉は現地名としては消え去ってしまった「平清水」とも呼ばれていた可能性を指摘して本稿を終えたい。

中国で成立した平泉思想は、12世紀になるとわが国でも天台教団と結びついて「平泉寺」というかたちでリセットされ、関連地名「平清水」を生み、独自の展開を示したと考えられる。前稿で指摘したように、平泉思想をはじめに体現したのは藤原清衡であるが、奥州平泉において「平泉寺」を造営しなかったことは、清衡段階（ことに前半期）はまだ「平泉寺」自体が未成立であっただけでなく、「平泉（へいせん）」自体も未導入と推定される。彼が平泉思想にふれ得たのは、早くても晩年期の「中尊寺落慶供養願文」草案作成時期前後であったか。

参考文献

- (1) 伊藤博幸 2014 「「平泉」思想と藤原清衡」『平泉文化研究年報』第14号 pp.25-30.
- (2) 静永 健 2010 『漢籍伝来—白楽天の詩歌と日本』勉誠出版 pp.113-119.
藪 敏裕 2013 「平泉起源考」『平泉文化の国際性と地域性』汲古書院 pp.5-20.
- (3) 以下に述べる平泉地名等については、平凡社『日本歴史地名体系』本のうち「山形県の地名（体系6）」（1990）、「新潟県の地名（体系15）」（1986）、「茨城県の地名（体系8）」（1982）、「愛知県の地名（体系23）」（1981）、「三重県の地名（体系24）」（1983）、「福岡県の地名（体系41）」（2004）、「鹿児島県の地名（体系47）」（1998）を参照し、また小字については郵便番号簿から検索して作成した。うち山形市平泉寺と福井県勝山市平泉寺は、現地調査を実施したものに基づく。その他についても、最新情報になるよう補訂した。
- (4) 伊藤博幸 2014 pp.25.
- (5) 岩井孝樹 2007 「泰澄と白山越前修験道」『仏教芸術』294号 pp.64-91.
- (6) 松浦義則 2006 「第二章 平泉寺の誕生と発展」『勝山市史』第2巻 pp.81-130.
松村英之 2012 「白山平泉寺旧境内の貿易陶磁—青白磁仏像を中心に—」『第33回日本貿易陶磁研究集会 記録された貿易陶磁発表要旨』日本貿易陶磁研究会 pp.105-116.
- (7) 松村英之 2012 pp.108-112.
- (8) 岡陽一郎・阿部勝則・小岩弘明・時田里志・七海雅人・平田光彦 「平泉出土文字資料の再検討 その2」『平泉文化研究年報』第13号 pp.67-73.



图1 平泉地名分布图



図2 平泉寺分布図

平泉藤原氏の権力基盤に関する基礎的研究（その2・承前）

七海雅人

第二章 平泉藤原氏の勢力範囲と鎌倉幕府との関係

1 平泉藤原氏の人的基盤の整理

前号第一章において、平泉藤原氏をめぐる人間関係を（A）一族の配置の状況〔事例1比爪（樋爪）氏、2本吉冠者隆衡、3藤原清綱（亘十郎）〕、（B）姻戚関係のあり方〔事例4常陸大掾氏、5佐竹氏、6石川氏、7岩城氏⁽¹⁾、8佐々木秀義〕、（C）郎従・被官の検出〔事例9信夫佐藤氏、10金剛別当秀綱・子息下須房太郎秀方、11伴藤八、12金十郎、13勾当八、14赤田次郎、15（名取）熊野別当、16名取郡司、17若九郎大夫・同次郎、18余平六、19田河行文、20秋田致文、21由利惟平、22あかうそ三郎、23大河兼任、24新田三郎入道、25二藤次忠季、26河田次郎、27豊前介清原実俊、28橘藤五実昌、29中原基兼、30散位道俊、31小槻良俊、32瀬川次郎、33海道四郎、34石埼次郎、35大夫小大夫・大夫四郎、36タラウタユ（太郎大夫か）、37陸奥介、38宮城県伊具郡丸森町大古町遺跡の経営主体⁽²⁾〕、という三項目にわけて列挙した。なお（B）については、3代秀衡の妻の父である藤原基成を事例39、（C）については「中尊寺文書」天治3年（1126）3月26日付、中尊寺経蔵別当職補任状案の署判者に名を連ねる「坂上季隆」を事例40、「金清廉」を事例41、「俊慶」を事例42として追加したい⁽³⁾。

これらの事例について、史料の年次などをもとに便宜上出現順にならべてみると、次のようになる。
a 初代清衡の世代：4・9・30・31・40・41・42。b 2代基衡の世代：3・5・6・7・8・39。c 3代秀衡・4代泰衡の世代：1・2・27・28・29・32・33・34・37・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・32・33・34・35・36・37・38。

また、拠点や居住地が明らかな事例について、地域別に分類した場合は次のように整理できる。d 磐井郡（平泉）・気仙郡・奥六郡：1・11・12・17・27・28・29・30・31・32・33（？）・34・39・40・41。e 北奥：26。f 南奥：2・3・6・7・9・15・16・37・38。g 出羽：19・20・21・22・23・24・25。h その他：4・5・8。

この結果を見ると、（C）郎従・被官については、どうしても『吾妻鏡』における文治5年奥州合戦関連の記事に依拠してしまうため、c 3代秀衡・4代泰衡の世代における事例検出が大半を占めることになる。ただしそれでも、d 磐井郡（平泉）・気仙郡・奥六郡に集中する傾向は認められるだろう。また平泉藤原氏とf 南奥、さらに北関東の領主層との関係については、a 初代清衡の世代・b 2代基衡の世代における婚姻関係にもとづいた同盟的な結びつきと、阿武隈川流域への関与という二つの特徴を指摘することができる。

さらにg 出羽国の領主層との関係については、前号第一章末尾においても触れたが、今のところc 3代秀衡・4代泰衡の世代、それも奥州合戦・大河兼任の乱の局面においてのみしか見出せていない。この点について入間田宣夫氏は、治承・寿永内乱期、平泉藤原氏が奥羽両国を「管領」する政権としての実質をそなえるにいたり、出羽国日本海沿岸部の武士団もまた、ようやくそのもとへ従属することになったのではないかと、という見通しを示している⁽⁴⁾。出羽国と平泉藤原氏との関係は、今後さらに深めていくべき問題である。

2 課題の設定

以上簡単な整理ではあるが、平泉藤原氏の政治権力を支えた人的な基盤と、その動向について確認した。本章では、この成果をふまえた上で、二つの課題についてとりくみたい。一つ目の課題は、平泉藤原氏の勢力範囲・拠点分布の展開のあり方を示すことである。斉藤利男氏は、最新の著書において平泉藤原氏の歴史的展開を総合的に叙述した。本稿の関心・課題に即してその論点の一部を摘要すれば、藤原氏は平泉の北側に広がる北奥・蝦夷島に対する強固な支配・管轄を基盤としていたこと、本来は対等・同盟的な関係にあった領主層の勢力範囲である南奥に対して、多賀国府周辺の領主層を足がかりとしてのぞんでいったこと、そうした全奥羽支配総体の中で独自の交通ネットワークを形成し、「日本国の枠組みを超えた『北方王国』ともいえる独立的な権力」を構想したこと、その達成を獲得・継承した鎌倉幕府は奥羽両国の支配権を「奥州羽州地下管領」権という朝廷授権の権限として整序し、蝦夷島の支配は朝廷が介入しない「東夷成敗」権として切り離し確保したこと、などの項目をあげることができる⁽⁵⁾。鎌倉幕府による奥羽の支配までをも見通す大きな枠組みの提示である。この斉藤氏の議論を学ぶことにより、平泉藤原氏の政治権力の展開過程と、奥羽の領主層編制の具体的な様相とは、どのように関連づけて整理することができるのか、さらに関心は深まるのである。そこでまずは、平泉藤原氏の勢力範囲・拠点分布のあり方について具体的に整理してみたい。

二つ目の課題は、平泉藤原氏の跡を襲った鎌倉幕府が、奥羽両国に対して獲得した権限の問題である。斉藤氏も指摘する鎌倉幕府が朝廷に認めさせた「奥州羽州地下管領」権こそが、内乱期の平泉藤原氏が実現した権限に直結し得るものと理解するならば⁽⁶⁾、その内容に近づくことによって、藤原氏の政治権力の性格の一端を探ることができるのではないだろうか。またそれは、治承・寿永内乱期、各地に勃興した武士による地域的軍事権力の実態という観点から、平泉藤原氏と鎌倉幕府との関係をどのように考えるか、という問題意識とも繋がるものといえるだろう。そこで「奥州羽州地下管領」権の内容をめぐる議論について、あらためて検討を試みたい。

3 平泉藤原氏の勢力範囲—基礎的事項の確認—

周知のように、平泉が所在する磐井郡と、その北側に広がる奥六郡が平泉藤原氏の中核的な勢力範囲、本拠地と考えられる。また、磐井郡の東に位置する金氏一族の拠点である気仙郡も、それに準じるものとして位置づけることができる⁽⁷⁾。それでは、この範囲の外側に広がる奥羽の世界は、平泉藤原氏とどのような関係を形づくっていたのであろうか。

(1) 南奥との関係

前号や別稿⁽⁸⁾でもすでに述べたが、まず平泉藤原氏の由緒の地である亘理郡は、事例3 藤原清綱の所見などから、藤原氏によって直轄的な掌握がおこなわれていた可能性を指摘したい。これに事例9 信夫佐藤氏の存在を意識すれば、初代清衡・2代基衡期において、平泉藤原氏の勢力は阿武隈川流域部に配置されるにいった、と見ることができるだろう。信夫郡（・伊達郡）と亘理郡には含まれた伊具郡における事例38 大古町遺跡の出現や、高蔵寺阿弥陀堂の造営などは、そうした当該地域掌握の志向性の中に位置づけることができる。

つぎに、平泉藤原氏の本拠地である磐井郡、そしてそれに準じる気仙郡の南接地域に目を向けたい。そこには、事例2 本吉冠者藤原隆衡の名字の地である本吉庄が所在する。この荘園は元来、摂関家領

として藤原忠実から頼長へ伝領されたものであり、保元の乱によって没官され、後院領へ編入された。周知のように頼長領の時代、現地における年貢の徴収・送進の場面において、2代基衡の関与が認められる。また、磐井郡東南部に立荘された高鞍庄も、本吉庄と同様に基衡が現地の管理にあたっていた⁽⁹⁾。この旧摂関家領荘園群に対する基衡の権限は秀衡へ相伝され、本吉庄に関する権限は、さらに秀衡から隆衡へ分割相続がなされたと見ることができるだろう。

そして栗原郡についても、平泉藤原氏の直轄支配領域の南端にあたるという見解が、考古学の見地から示されている⁽¹⁰⁾。この点は、狭川真一氏によって「平泉型宝塔」と名付けられた平泉に所在する特徴的な形状の石塔が、栗原市金成町有壁において確認されることも傍証の一つとなるのではないだろうか⁽¹¹⁾。また伝承の類いとはなるが、宮城県松島町瑞巖寺が所蔵する中世松島寺の由緒を記した「天台記」には、3代秀衡の死没にあたり、その嫡子「頼平」という人物が松島寺へ栗原郡を寄進したという話も見えている⁽¹²⁾。前号でも触れたとおり、『吾妻鏡』の奥州合戦記事において、栗原郡津久毛橋は平泉藤原氏の直轄的領域の世界へといざなう境界的な地点として描かれていた。したがって、少なくとも3代秀衡期には、その直接的な影響力が栗原郡へも及ぶにいたったととらえることは妥当なように思われる。

その上で秀衡は、栗原郡の南に位置する長岡郡へも進出し、事例27 清原実俊の奉行によって小林新熊野社を造営していた。この新(今)熊野社は、都市平泉においても北方鎮守の一つとして勧請されており、その背景については、秀衡と後白河上皇との連絡、さらには紀伊国熊野勢力との結びつきを想定することができる⁽¹³⁾。したがって、北上川の支流江合川を西側にのぞみ、陸上交通の結節点でもある長岡郡⁽¹⁴⁾に新熊野社が造営されたという点は、後述する陸奥国の院分国化という動向の中で後白河上皇との連絡を強めていった秀衡が、その王権との関係を背景にしつつ、直接影響力を行使し得る直轄的な領域の広がりや交通ルートに即してさらに南へと求めていった成果の一つとして位置づけられるかもしれない。

最後に、多賀国府方面を取りあげる。前号で述べたとおり、事例15 泰衡の「一方後見」熊野別当は、名取郡の熊野別当をさすものと理解したい。また名取郡の北に位置し、冠川(現・七北田川。当時の河口は宮城県七ヶ浜町の湊浜に位置した)を挟んで多賀国府に対置する八幡庄に拠った事例37 陸奥介の一族も、秀衡との間に主従関係が形成されていた可能性が高いといえる。こうした動向の背景については、上に述べた熊野勢力との連絡だけでなく、平泉藤原氏が陸奥国押領使職に任じられ、または在庁拒捍使との連携(もしくは2代基衡自身が拒捍使に就いた可能性⁽¹⁵⁾)などを介して、国衙在庁層・国府周辺地区へ接近していった状況が想定される。そしてこの結果、平泉藤原氏と名取川下流部・冠川下流部との関係が形成されたのであり、それに阿武隈川河口部逢隈湊の掌握と、現在の旧・北上川下流部宮城県石巻市真野・水沼地区に存在したと考えられる「古井内湾」⁽¹⁶⁾の掌握とを合わせれば、藤原氏による三陸地域から多賀国府・南奥にいたる沿岸部交通、ならびにその範囲の内陸へ向かう河川交通への連絡が実現することになる。したがって、藤原氏の直轄的領域の南へ向かう広がりや、こうした交通ルートの掌握という状況をてこにしながら進められていったと推測したい。

(2) 北奥・蝦夷地との関係

この地域と平泉藤原氏との関係については、上掲斉藤利男氏の最新著書に尽くされている。一点のみ強調したいのは、斉藤氏も注目した北海道勇払郡厚真町の宇隆1遺跡から発見された常滑産陶器の存在である。経塚の外容器としての利用が推定されるものであり、それゆえにこの地域は平泉藤原氏の北方交易の主要拠点だったのではないかと、という考えがめぐらされている。前号では、この話題を取

りあげ、鎌倉幕府に敗れた泰衡が逃亡するにあたり、蝦夷島を目指して「糟部郡」（糠部）へ向ったと記す『吾妻鏡』の記事と関連づけることにより、当該期、外浜方面だけでなく、下北半島や八戸方面から北海道南部太平洋側にいたる交通ルートについても、平泉藤原氏の勢力によって切りひらかれていたことが明らかになっていくのではないかと指摘した。

この点については、鎌倉時代末期、「蝦夷沙汰」職権を帯した津軽安藤氏の惣領家に付属する相伝所領の一つに、糠部宇曽利郷があることも気をつけたい⁽¹⁷⁾。また、さらに話題を広げれば、蝦夷島における平泉藤原氏の交易拠点、鎌倉幕府によって継承され、津軽安藤氏も含め北条氏勢力が関与していく可能性を考えることもできる。2007・2008年度に調査された厚真町オニキシベ2遺跡のアイヌの墓所からは、鎌倉市佐助ヶ谷遺跡や松島町瑞巖寺境内遺跡など、北条氏との関係が強い地点において見出されるスタンプ施紋の漆器が検出されている⁽¹⁸⁾。このことは、同地の在来の勢力と北条氏勢力との間に直接的な関係が構築されていた証左の一つといえ、鎌倉幕府は平泉藤原氏が築き上げた北方の交易ルートを温存しつつ、北条氏所領となった津軽・糠部を経由して鎌倉と結びつける体制をつくりあげていたことを示唆させる。厚真町の埋蔵文化財に関しては、宇隆1遺跡だけでなく、オニキシベ2遺跡が含まれる厚幌ダム遺跡群の今後の調査活動・成果についても、注目しなければならない。

（3）出羽国との関係

前述のとおり平泉藤原氏と出羽国との関係は今後の課題であるが、陸奥国本吉庄・高鞍庄と同様に、藤原頼長を本所とする出羽国大曾祢庄・屋代庄・遊佐庄の現地管理もまた基衡の任にあったことはよく知られている。この点、一説に比爪俊衡の子息河北冠者忠衡の名字「河北」が庄内地方最上川北側の地域を指し、遊佐庄河北大楯が忠衡の拠点であったという指摘は興味深い⁽¹⁹⁾。また、鎌倉・南北朝時代の「中尊寺文書」に、秋田郡・由利郡・田川郡内に所在する中尊寺領が認められ、これらは平安時代以来の所領であったと考えられている⁽²⁰⁾。この点は、奥州合戦において藤原泰衡の郎従として所見する事例19～22の領主の名字を示す郡名と一致するものであり、これまた注目に値するといえるだろう。

ただし、考古学の成果によれば、出羽国における遺跡の内容は平泉と様相を異にし、「平泉とは外樣的な関係であった可能性が高い」と指摘されている⁽²¹⁾。したがって、文献史料の記載内容と考古学の成果に基づく知見とを、どのように整合的に理解・解釈していくかが、今後問われることになる。

以上、平泉藤原氏の勢力範囲について、雑駁ではあるがいくつかの論点を提示した。その際、浮上してきた問題の一つは、南奥や出羽国方面の掌握のあり方も含めて、平泉藤原氏と国衙との関係はどのようにとらえることができるか、というものであろう。これはまた、平泉藤原氏と鎌倉幕府の関係を考える上でも大切な視点と思われる。

4 平泉藤原氏と鎌倉幕府との関係

（1）治承・寿永内乱期の平泉藤原氏

平泉藤原氏と鎌倉幕府との関係を考察するにあたり、まず治承・寿永内乱期における平泉藤原氏の国制上の位置づけを確認しておく。

内乱が始まると、平宗盛が主導する朝廷の新たな官軍構想の中へ、秀衡は編入されることになる。すなわち自らが畿内・丹波・近江・伊賀・伊勢惣官職を帯した宗盛は、地域的軍事権力の連携による鎌倉幕府の追討体制を描き出し、養和元年（1181）1月、鎮守府将軍に再任されていたと目される秀衡⁽²²⁾に対しても頼朝追討の宣旨を発給し、秀衡はそれを了承する請文を提出した。その上で宗盛は、

同年8月、秀衡の陸奥守任官も実現させることになるが、その背後には、秀衡と源頼朝の連絡を遮断しなければならぬ喫緊の状況があったと考えられる。この任官に先立って、京都の藤原兼実のもとには、頼朝が秀衡女子を娶る約諾成立の情報が届いていた⁽²³⁾。実際、秀衡と頼朝の非公式的な接触は十分にあった可能性があり、そうした関係形成の中で、本吉冠者隆衡を仲介とし、糠部戸立の駿馬が頼朝のもとへ贈られるということもあったのではないだろうか。このようにして秀衡は、国司制度上、多賀国府の機能を掌握下におさめ、留守所も接收したと考えられる。また寿永元年(1182)3月には、平頼盛が陸奥出羽按察使に任じられ、官制上、平家一族も奥羽両国を管轄する体制がしかれた⁽²⁴⁾。

つぎに、後白河上皇との関係を整理したい。その主要な結びつきは、貢馬制度を介して実現したものと考えられる。遠藤基郎氏によれば、陸奥守藤原基成の時期、陸奥国司による院への貢馬というあり方が、平泉藤原氏による貢馬へ切り替えられることになった⁽²⁵⁾。これにより、平泉藤原氏と治天の君との関係は体制化へと向かい、その上で安元2年(1176)、後白河院分として院近臣藤原範季が陸奥守に任官、鎮守府將軍兼帯の形で現地へ赴任したことは⁽²⁶⁾、秀衡と後白河上皇との連絡をより強化する方向にはたらいたといえるだろう。この傾向は、平家都落ちの後、秀衡が陸奥守を解官されても継続したと考えられる。元暦元年(1184)、源義経による畿内近国の軍政が施行され、この年8月には伊勢平氏の乱にともない出羽守平信兼が解官された。さらに10月には陸奥守が秀衡から藤原宗長へと交替するが、この宗長の任官もまた院分によるものであり、秀衡は依然、後白河上皇の管掌下にあつて連絡を取り得たと推測されるのである⁽²⁷⁾。

(2) 鎌倉幕府による陸奥「国土貢」の掌握・京都送進

そうした状況の中で、秀衡と頼朝との公式的な交渉がもたれることになる。文治2年(1186)4月、陸奥国の「国土貢」である貢馬・貢金は、鎌倉経由で京都へ進めることとする秀衡の請文が頼朝のもとへ届いた。それは、頼朝が秀衡に対して「御館は奥六郡主」、自身は「東海道惣官」として、「国土貢」に関しては、どうして自分が管領しないことがあろうか、勅定の内容を守るところである、というはたらきかけの結果であった。この頼朝の行為は、秀衡の支配領域を「奥六郡」という地域呼称・空間に限定する意思を明確に表明した上で、いわゆる寿永2年(1183)10月宣旨の内容執行の一環に位置づけられるものと理解することができる。

なお、この交渉に先んじて、文治元年(1185)12月、頼朝の推挙によって源雅頼・兼忠父子の陸奥国知行国化が実現していた(源義経・行家与同人搜索のため)。この人事によって、陸奥国は院分国から離れることになったのであり、それと合わせて貢馬・貢金の朝廷への送進に頼朝の関与が始まったということは、そこに秀衡と後白河上皇との繋がりを遮断する意思のあらわれを見ることがもできるだろう。

また、寿永2年10月宣旨に裏打ちされたとおぼしい頼朝の「東海道惣官」という自負は、鎌倉幕府による南奥地域領主層へのはたらきかけにも向けらる。まず、平家没官領白河領が頼朝の所領へ編入され、好嶋庄も関東御領(鎌倉殿直轄領)として成立し、陸奥国の南端がはやく鎌倉幕府に取り込まれた。また、国衙在庁層への工作も始まり、その結果、留守所(新留守所・本留守)や陸奥介の一族が、平泉藤原氏から離反していく道筋がつけられたと想定される。その上奥州合戦に際しては、南奥石川庄を本拠とする石川氏一族が平泉方・幕府方に分裂したことが指摘されており、岩崎・岩城・檜葉・標葉氏ら海道の在来勢力の中にも平泉方から離れる者が現れ、戦後は幕府の陸奥国御家人として存続することになる⁽²⁸⁾。

（3）「奥州羽州地下管領」権のゆくえ

文治5年奥州合戦により平泉藤原氏は滅亡し、奥羽両国は鎌倉幕府の掌握下に入る。鎌倉幕府は藤原氏が達成した権限等を引き継いでいくことになるが、そのあり様の一端について、今回は「奥州羽州地下管領」権のゆくえと題して瞥見したい。

『吾妻鏡』によれば、奥州合戦後、鎌倉幕府は平泉藤原氏の先例を強調し、その継承者としての地位を自認する。その法的根拠は、奥州合戦を終えた頼朝が、唯一朝廷に認めさせた権限、「奥州羽州地下管領」と呼ばれる奥羽全域にわたる一種の支配権であった。それは「泰衡管領跡」と表現され、「陸奥出羽両国知行するべき由」を記す勅裁によって実現したという⁽²⁹⁾。

その実際のあり様は、治承・寿永内乱の中で、藤原秀衡が奥羽両国の国衙軍制を領導して形成した、地域的軍事政権の一類形としてとらえられるものであり⁽³⁰⁾、後白河上皇や藤原兼実の言葉を用いれば、「くだんの国もとより大略慮掠」、「むなしく失いおわんぬ」⁽³¹⁾という状況に体现されるものであった。その一端は、後年、鎌倉幕府が陸奥出羽両国諸郡郷地頭所務の事について、秀衡たちが知行の時は境ごとに札を懸けていたという話を参照し、それに倣う方針を示したという事例や⁽³²⁾、秀衡亡き後、泰衡・国衡兄弟に推戴された大將軍としての源義経が、現地へ下向してきた出羽国知行国主の勢力に対して合戦をしかけた姿⁽³³⁾などにも認めることができるだろう。

それでは、この「奥州羽州地下管領」の権限は、鎌倉幕府のもとではどのような場面において、確認することができるのだろうか。ここでは、三つの事例を紹介したい。

一つ目は、正治2年(1200)、地頭畠山重忠から上申された葛岡郡、すなわち長岡郡の小林新熊野社の坊領境相論に対して、当時、有力御家人たちによって訴訟に関する直接聴断権を停止されていた鎌倉殿源頼家が、問注所執事三善康信を介して本件を委嘱され、当該論所が描かれた絵図の中央に墨を引き、「所の広狭、その身の運否に任すべし」という裁許を下したという逸話である⁽³⁴⁾。この頼家の行為は、有力御家人の合議機関が十全に機能していなかったことを示す証拠の一つとされるものだが⁽³⁵⁾、最近、藤本頼人氏は丁寧な考証によって、そもそも頼家期における訴訟制度は、鎌倉殿への庭中方式を止め、有力御家人の取り次ぎ、「談合」「評議」を経て、鎌倉殿の裁定の準備を整える体制に転換したものであったと評価した。この考えにもとづけば、上の境相論に対する裁定行為も、頼家期の訴訟制度に則ったものとして理解することが可能である⁽³⁶⁾。ただし、ここでは小林新熊野社が「秀衡管領」の由緒をもち、「武門繁栄」の祈祷を担う機関ゆえ、地頭である畠山重忠は自身による裁許を辞退し、康信を介して頼家へ「挙申」した、ということに注目したい。この点を強調するならば、この重忠の行為の背景には、鎌倉殿による「奥州羽州地下管領」権の保持と、その権限実行の期待があった、と解釈することもできるのではないだろうか⁽³⁷⁾。しかし、この頼家の判断は、在地社会に混乱を巻き起こしたものと見え、およそ二か月半後には、秀衡の時代において所領の境ごとに札が懸けられ、秩序の維持がなされていた点を頼朝が遵守した、という上記の先例を持ち出し、「境以下の事非論」については、そうした頼朝の先例にしたがうべきである、という法をもうけるにいたるのである。

二つ目は、関東御領好嶋庄の荒野所当に関する預所伊賀氏と一分地頭岩城氏との相論をめぐる、文永9年(1272)の幕府裁許状に引用された、「建保三年(1215)下文」の内容である。それによれば、地頭の荒野開発にあたり、その所領は地頭別名として3か年以降は雑公事を免除する、しかし町別所当として准布10段を幕府へ納入しなければならない、ということが定められたという⁽³⁸⁾。この史料をもって寛雅博氏は、「陸奥国にひろがる広大な荒野は、幕府の荘務権の如何にかかわらず、地頭たちの開発により、反別一反の准布を納める関東御領と化していった」と評価した⁽³⁹⁾。そこで、こ

の寛氏の考えをふまえた上で、このような特別な年貢公事の処置を鎌倉幕府の陸奥国掌握の過程に引きつけて理解するならば、その権原は鎌倉殿のもとに置かれていた「奥州羽州地下管領」権にもとめることができるのではないか、という思いにいたるのである。

実際、陸奥国には、他国に見られない関東御公事の一つが存在していた。それが三つ目の事例、陸奥国に所領を保持する御家人、もしくは国内の荘園公領全体に賦課されたと考えられる「召米」という負担である。その収取は幕府政所の管轄であり、おもに幕府関係の寺社修造用途に宛てられた税目と考えられる（百姓への在地転嫁が許容されていた可能性もある）。鎌倉幕府の御家人名簿ともいえる史料として有名な建治元年（1275）、京都六条八幡宮造営用途支配注文の「陸奥国」項には、筆頭になぜか御家人名ではなく、「陸奥国 四貫文」と国名があげられている。これもまた、「召米」の一例なのではないかと考えてみたい⁽⁴⁰⁾。

以上、「奥州羽州地下管領」権の内実を求めながら、平泉藤原氏と鎌倉幕府の関係の一端を考察した。平泉藤原氏を滅ぼした鎌倉幕府は、奥羽の大地と、そこから生成される果実に対して、特定の権限を獲得するにいった。その権限の由来こそが「奥州羽州地下管領」権であり、それは平泉藤原氏が治承・寿永内乱の中で奥羽両国を軍事的に掌握していた状況を、「知行」という形に整えたものとして理解することができる。大山喬平氏は、そうした事態を、いわゆる文治元年（1185）の国地頭制において構想された一国的な「田地知行」のあり方が、「形をかえて、奥羽の地に現出せしめられていった」ものとして高く評価したのであった⁽⁴¹⁾。

したがって、平泉藤原氏の政治権力のあり方は、ローカルな話題にとどまるものではない。むしろ、中世の政治制度史・武家政権論の展開を論じるにあたり、その起点の一つに据えられるような魅力ある素材、歴史事象としてとらえられるのである。

【注】

- (1) 岩城氏に嫁し白水阿弥陀堂を造立したとされる、平泉藤原氏出身の女性「徳尼」については、中世後期以降に出現する伝承とし、岩城氏と平泉藤原氏との間に直接的な関係を見出すことには疑問をもつ理解もある（中山雅弘「中世前期の磐城」〈柳原敏昭・飯村均編『御館の時代』高志書院、2007年）。
- (2) この遺跡については、12世紀末に一旦活動が終了し、13世紀後半から再開されるという解釈が示されている（羽柴直人「東日本初期武家政権の考古学的研究」〈博士（文学）総合研究大学院大学・学位論文、2011年〉175頁。前号（七海雅人「平泉藤原氏の権力基盤に関する基礎的研究（その1）」〈『平泉文化研究年報』14、2014年〉）では斎藤良治氏のご教示を参考にして、この遺跡は奥州合戦後も継続して営まれているという理解を示した。羽柴氏の見解を受けて、さらに考えを進める必要がある。
- (3) 前掲注（2）七海論文の注（27）参照。なお同稿では、61頁24行において記載ミスをおこなった。同行の「（27）（28）」は「（30）（31）」の誤りである。お詫びし、訂正をお願いしたい。
- (4) 前掲注（2）七海論文はじめに参照。入間田宣夫「御館は秀郷將軍嫡流の正統なり」（同『平泉の政治と仏教』高志書院、2013年所収、初出2009年）。
- (5) 斉藤利男『平泉 北方王国の夢』講談社、2014年。前掲注（2）七海論文の注（1）も参照。
- (6) 前掲注（4）入間田論文。
- (7) 前掲注（5）斉藤著書、271頁。
- (8) 七海雅人「平泉藤原氏・奥羽の武士団と中世武家政権論」（入間田宣夫編『兵たちの登場』〈兵たちの時代Ⅰ〉高志書院、2010年所収）。
- (9) 代表的な研究として、高橋富雄『奥州藤原氏四代』（吉川弘文館、1958年）、大石直正「奥羽の摂関家領と前九年・後三年合戦」（同『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、2001年所収、初出1986年）をあげる。

- (10) 八重樫忠郎「平泉藤原氏の支配領域」（入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、2002年所収）。
- (11) 狭川真一「平泉の石造文化」（入間田宣夫編『兵たちの生活文化』〈兵たちの時代Ⅱ〉高志書院、2010年所収）。
- (12) 七海雅人「霊場・松島の様相」（東北中世考古学会編『中世の聖地・霊場』高志書院、2006年所収）。
- (13) 菅野成寛「都市平泉における鎮守成立史論」（『岩手史学研究』77、1994年）、大石直正「十二世紀の奥羽における地域の形成と交通」（前掲注（9）同著書所収、初出1993年）。
- (14) 中世長岡郡の範囲については、南北は宮城県旧古川市の江合川左岸から高清水町まで、東は旧遠田郡田尻町西端の沼木地区を限る一帯と考証されている（伊藤信「長岡郡と新田郡」〈『仙台郷土研究』244、1992年〉）。また『吾妻鏡』には長岡郡と葛岡郡が混同して登場するが、葛岡という地名は宮城県大崎市（旧・玉造郡岩出山町）の葛岡地区に該当する。したがって長岡郡の西は、この葛岡地区にまでいたると考えられる（『古川市史』第1巻通史Ⅰ〈大崎市、2008年〉326～327頁〈伊藤信執筆部分〉）。
- (15) 遠藤基郎「平泉藤原氏と陸奥国司」（入間田宣夫編『東北中世史の研究 上巻』高志書院、2005年所収）。
- (16) 藤沼邦彦「石巻市水沼窯跡の再検討と平泉藤原氏」（『石巻の歴史』第6巻、石巻市、1992年）、入間田宣夫「中世の民衆生活」（『石巻の歴史』第1巻、石巻市、1996年）。かつて存在したと想定される「古井内湾」は、少なくとも12世紀から13世紀前半にかけて湊の機能を果たしていたのではないかと考えられている。また真野地区には、平泉藤原氏以来の在地の勢力である高橋氏が展開し、鎌倉時代になり葛西氏が牡鹿郡の地頭としてのぞむと、その被官である都沢氏も勢力を築くことになる。
- (17) 斉藤利男「四通の十三湊安藤氏相伝文書と八戸南部氏」（藤木久志・伊藤喜良編『奥羽から中世をみる』吉川弘文館、2009年所収）。
- (18) 厚真町教育委員会編『オニキシベ2遺跡』（厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財発掘報告書4）2011年。
- (19) 前掲注（2）羽柴論文、301頁。綿貫友子「奥羽の港町」（平川新・千葉正樹編『講座東北の歴史』第2巻、清文堂出版、2014年所収）。
- (20) 前掲注（5）齊藤著書、295頁。
- (21) 前掲注（10）八重樫論文。
- (22) 菅野成寛「『延慶本平家物語』追討宣旨考」（『岩手史学研究』79、1996年）。
- (23) 『玉葉』養和元年4月21日条。
- (24) 『公卿補任』寿永元年条。
- (25) 前掲注（15）遠藤論文。
- (26) 『公卿補任』建久八年条、『吉記』安元2年4月17日条。藤原範季は、治承3年（1179）、平清盛による後白河院政停止にともない解官される。また後年、本吉冠者隆衡を京都にかくまったことでも知られる（白根靖大「本吉冠者・藤原隆衡と大河兼任の乱」〈羽下徳彦編『中世の地域と宗教』吉川弘文館、2005年所収〉）。
- (27) 前掲注（8）七海論文。
- (28) 以上、前掲注（8）七海論文、同「鎌倉幕府と奥州」（柳原敏昭・飯村均編『鎌倉・室町時代の奥州』高志書院、2002年所収）、同「鎌倉御家人の入部と在地住人」（安達宏昭・河西晃祐編『講座東北の歴史』第1巻、清文堂、2012年所収）。なお、文治年間においても多賀国府の所が機能し、独自に文書を発給していたことは、「鹽竈神社文書」文治2年4月28日付、公文所下文（『鎌倉遺文』90号）の存在により裏付けられる。
- (29) 『吾妻鏡』宝治2年2月5日条。
- (30) 前掲注（4）入間田論文。
- (31) 『玉葉』養和元年8月6日条。
- (32) 『吾妻鏡』正治2年8月10日条。周知のように、平泉には「奥州羽州両国省帳田文已下文書」が保管されていた（『吾妻鏡』文治5年9月14日条）。
- (33) 『玉葉』文治4年2月8日条。
- (34) 『吾妻鏡』正治2年5月28日条。
- (35) 杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」（『日本古文書学論集』5、吉川弘文館、1986年所収、初出1981年）。

- (36) 藤本頼人「源頼家像の再検討」(『鎌倉遺文研究』33、2014年)、同「源頼家」(野口実編『中世の人物 京・鎌倉の時代編』第2巻、清文堂、2014年所収)。
- (37) 七海雅人「鎌倉幕府の陸奥国掌握過程」(『中世の杜』東北大学文学部国史研究室、1997年)。
- (38) 「飯野家文書」文永9年5月17日付、関東下知状(『鎌倉遺文』11033号)。
- (39) 寛雅博「鎌倉幕府掌論」(『三浦古文化』50、1992年)。なお、この寛氏の議論に対する評価については、清水亮「鎌倉幕府御家人役賦課制度の確立過程」(同『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、2007年所収)を参照。
- (40) 前掲注(37)七海論文。なお「召米」の幕府政所管轄を根拠に、これを関東御領(鎌倉殿直轄領)の固有の負担と解釈する考えもあるが(大石直正「陸奥国の荘園と公領」〈『東北学院大学東北文化研究所紀要』22、1990年〉、三好俊文「八幡荘と治承・寿永内乱」〈『市史せんだい』23、2013年〉)、本稿ではその説は採らない。
- (41) 大山喬平「文治の国地頭をめぐる源頼朝と北条時政の相剋」(『京都大学文学部研究紀要』21、1982年)。

(未完、次号につづく)

平安貴族社会における陸奥国の位置づけ —10 世紀末期～11 世紀初頭を中心に—

滑 川 敦 子

はじめに

本報告は、平成 26 年度平泉文化共同研究「平安貴族の日記にみる陸奥国への関心—平泉文化をめぐる時代的環境—」の成果の一部である。

これまで平泉文化研究は、文献史学・考古学・建築史学・美術史学などさまざまな分野から行われてきたが、当文化の形成・発展の前提となる時代的環境を明らかにした研究は管見の限り見当たらない。そこで平泉文化が開花した時期（11 世紀～12 世紀）において、当該期の貴族の日記（古記録）から陸奥国に関連する記事を博搜・抽出し、その分析を通して平安貴族が陸奥国についていかなる関心を抱いていたかを明らかにするべく、上記研究テーマに取り組んできた。

本稿では、『小右記』・『御堂関白記』・『権記』など 10 世紀末期～11 世紀初期の日記をもとに、平泉の文化形成の前提となる当該貴族社会のなかで、陸奥国がいかなる位置づけにあったか考えてみたい。

第 1 章 10 世紀末期貴族社会における陸奥国と陸奥守

第 1 節 陸奥国における軍事貴族の存在形態

10 世紀半ば以降、奥羽支配の推進・強化のため、陸奥・出羽の国守あるいは鎮守府将軍・秋田城介に任官した桓武平氏や秀郷流藤原氏、橘氏の軍事貴族が現地に下向した。桓武平氏の場合、平貞盛が天曆 1 年（947）鎮守府将軍を経て、天延 2 年（974）に陸奥守に補任されており、兼忠（貞盛の弟繁盛の子）が天元 3 年（980）秋田城介に任官しているのが見える。秀郷流藤原氏では、秀郷の孫にあたる藤原文脩が永延 2 年（988）に鎮守府将軍に補任され、橘氏は時舒が天禄 2 年（971）出羽守として見任している。そして 10 世紀末期までにはその子孫が奥羽に土着していき、在地の軍事的有力者の間で競合が発生するという状況も生まれた。そうした現状を如実に表しているのが、『今昔物語集』巻 25 の第 5 にみえる平維良と藤原諸任の紛争である（注）。

今昔、実方中将ト云フ人、陸奥守ニ成テ其ノ国ニ下タリケルヲ、其ノ人ハ止事無キ公達ナレバ、国ノ内ノ可然キ兵共皆前々ノ守ニモ不レ似ズ。此ノ守ヲ饗応シテ夜ル昼ル館ノ宮仕怠ル事無カリケリ。而ル間、其ノ国ニ平維茂ト云フ者有ケリ。此レハ丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ、武蔵権守繁盛ト云ガ子、上総守兼忠ガ太郎也。其レヲ曾祖伯父貞盛ガ甥并ニ甥ガ子ナドヲ皆取り集テ養子ニシケルニ、此ノ維茂ハ甥ナルニ亦中ニ年若カリケレバ、十五郎ニ立テ養子ニシケレバ、字ヲ余五君トハ云ケル也。亦其時ニ藤原諸任ト云フ者有ケリ。此レハ田原藤太秀郷ト云ケル兵ノ孫也。字ヲバ沢勝ノ四郎トナム云ケル。此ノ二人墓無キ田畠ノ事ヲ諍テ、各道理ヲ立テ守ニ訴ケルヲ、何レモ理也ケルニ、亦二人乍ラ国ノ可レ然者ニテ有レバ、守定メ不レ切シテ有ケル程ニ、守三年ト云ニ失ニケレバ、其後共ニ愁ノ憤リ不レ止シテ、互ニ不ニ安ラニ思テ有ル程ニ、各此ノ事ヲ便無キ様ニ中言スル者共有テ、不レ吉ヌ様ニ聞セケレバ、本ハ極ク中吉カリケル者共ノ、只悪ニ悪ク成テ、互ニ我レヲバ然ヤ云ケル。然コソ不レ云ザラメナド云フ事ドモ、共ニ重ク成ニケレバ、実ニ言放テ大事ニナリニケリ。然レバ既ニ各ノ軍ヲ儲テ可ニ合戦ニ義ニ成ヌ。

当史料によると両者（維良は「余五君」、諸任は「沢勝四郎」と表記）は、陸奥国で田畠争いを起こし、当時陸奥守の任にあった藤原実方にそれぞれ道理を訴えたものの、裁断が下されないまま実方が死去（長徳 4 年<998>）したため、調停不可能になって合戦に至ったというものである。維良は先述した兼忠の子であり、陸奥国では「国の然るべき者」としての地位を築いており、「兵三千人許」を動員する軍事的実力を保持していた。一方、諸任もまた前出の秀郷の孫で、従五位下の位階を有した陸奥国の住人にして「大君」と称された橘好則の妹を妻としており、維良同様陸奥における軍事的実力者であったと思われる。

以上のように 10 世紀末期の陸奥国では、奥羽支配で活躍した軍事貴族の子孫が土着・競合しており、それは時として軍事的衝突も惹起したようである。先述の『今昔物語集』によると、その調停役を担ったのが陸奥守であるが、当該期の陸奥守にはどのような人々が任官したのか次節で見ていきたい。

（注）当史料では「維茂」と表記するが、「維良」と同一人物であることが野口実氏の研究で明らかにされている（「平貞盛の子息に関する覚書」のち同氏著『中世東国武士団の研究』高科書店、1994 年を参照）。

第 2 節 小一条家藤原師尹と陸奥国一宮城県山王遺跡出土の題箋軸から一

近年、渕原智幸氏は前節にて触れた藤原実方の陸奥守補任の背景について、文学作品で語られるような左遷によるものではなく、実方の出自である小一条家が代々陸奥守任官によって築き上げてきた家産を維持するためだったことを明らかにしている。本節では、氏の研究成果に学びつつ当該期陸奥守に任官した小一条家がいかなる家であったか、陸奥国との関係のなかで明らかにしていきたい。

小一条家は、藤原師輔の弟師尹を祖とする家柄である。師尹は安和 2 年（969）における左大臣源高明の追放（安和の変）に際し、その首謀者と目された人物である。小一条家がいかにして陸奥国と関係を有したか定かではないが、師尹は応和 3 年（963）に陸奥出羽按察使に任官している。しかし当該期の陸奥出羽按察使は遙任であるため、当官職に任官された者が直接現地に赴任することはないが、陸奥国との関係を物語る資料がある。それが宮城県多賀城市にある山王遺跡で出土した「右大臣殿餞馬収文」の題箋軸である。これは、陸奥守が右大臣に餞として馬を贈った時の収文（受取状）を貼りついて保管するのに用いたものと思われ、当資料について平川南氏が以下のように推察されている。

「当時、陸奥国の按察使は大納言まで兼任しているが、右大臣に昇進すると、按察使の職を辞すのが常であった。そこで陸奥国守は、東北地方の最高行政官“按察使”が右大臣に昇進するにあたって餞別として陸奥国の最高の贈り物・馬を進上したと考えられる。もちろん、按察使は在京しているが、陸奥国を任地とする建前から一種の儀礼として右大臣への貢馬を“餞（うまのはなむけ）”と表現したのであろう。陸奥国守から餞別の馬が都の右大臣家に送られその収文（受取状）が陸奥国司宛に送付されたと考えられ、その一連の文書（送る際に付せられる陸奥国司解文の案文等）に題箋を付して保管していたのであろう」

この平川氏の推測のなかで注目されることは、陸奥出羽按察使が大納言まで兼任し右大臣に昇進するとその職を辞することであり、現に師尹もまた康保 4 年（967）に右大臣に昇っているため同時に按察使を辞任したものと思われる。なお、この題箋木簡が出土した山王遺跡の年代は 10 世紀前半頃と推定されており、辛うじて師尹が「右大臣殿」である可能性はある。もしそうではないにせよ、10 世紀前半頃の陸奥国において、右大臣に昇進して按察使を辞した人物にその祝儀として「餞馬」を贈

る慣習が存在したのは事実である。ゆえに師尹もまた、当木簡の「右大臣殿」ではないにせよ、こうした儀礼を享受していたことであろう。またこのような陸奥国からの貢納は、按察使の右大臣昇進の時だけのものではないだろうから、師尹はじめ按察使になった者たちは定期的に受けていたとも考えられる。

しかし、陸奥出羽按察使の任官は小一条家だけが有した特権ではない上に、師尹の按察使就任は一時的なもので、この後小一条家が陸奥国において代々権益を有する直接的要因にはならない。

結論から先に述べるならば、小一条家が陸奥において代々権益を有することができたのは、当時陸奥国で軍事的実力者として発展を遂げていた軍事貴族である桓武平氏の平貞盛と結びついていたからである。前述のとおり貞盛は、天曆1年(947)に鎮守府將軍の任にあったが、天延1年(973)前後に蝦夷の反乱が発生し、その鎮圧のため天延2年(974)に陸奥守に任命された(『類從符宣抄』第8・寛弘7年6月8日大江匡衡申文)。この貞盛と小一条家の関係は、南北朝期に成立した系図集成である『尊卑分脈』において貞盛の子である維叙が実は藤原濟時(師尹子)の子と伝わっている点にあり、真偽は定かではないものの貞盛と小一条家の強い結びつきを物語っている。

瀧原氏が指摘したように、貞盛以降5代の陸奥守(藤原為長・藤原国用・平維叙・藤原実方)は小一条家の総帥藤原濟時に近い人物であった。そこで、彼らがどのような人物であったか系譜関係を中心により詳しく見ていくこととする(【系図】「一〇世紀末期～一一世紀初期の陸奥守任官者関係系図」を参照。任期については瀧原氏論文を参照)。

第3節 小一条家関係者の陸奥守任官

藤原為長は、濟時の従兄弟で両者の母親が姉妹である(藤原定方女)。為長の兄弟には、『源氏物語』の作者・紫式部の父藤原為時がおり、姉妹には平貞盛の子維将に嫁いだ女性がいる。『日本高僧伝要文抄』第2所収の「慈恵大僧正」の伝記に、延暦寺座主の地位にあった慈恵大僧正良源が、永観2年(984)比叡山西塔の宝幢院を造営しようとして資金不足に悩んでいたところ、当時陸奥守の任にあった為長が援助を買って出た話が記されている。良源に送った手紙のなかで為長は、国分寺に押し入った盗賊が金泥の大般若経を略奪し、野外にて経文を焼いて金を採取していたところ、為長が捕らえ取った金30両を押収したが、経文から取った金であるため仏事に宛てて欲しいと思い、良源に寄附すると述べている。注目したいのは「守」つまり為長が経文を焼いて金を採取している賊徒を目撃して捕らえたという点であり、武断的性格を有する人物であることが分かる。また、為長の孫にあたる為通については、『尊卑分脈』のなかに「為二従者一被二殺害一」という物騒な記述もあり、為長の武断的性格は個人的なものではなく、家系的に存在していたと思われる。為長の任期は天元3年(980)から永観2年(984)までと推定される。

藤原国用は、前任の為長のような小一条家との血縁関係は管見のかぎり見当たらないが、瀧原氏が藤原実方との関係から小一条家の家司的存在と推察している。家系に着目した場合、国用の従兄弟に藤原致忠がおり、『日本紀略』安和2年(969)12月26日条にみえる陸奥守致正と同一人物であることはすでに明らかにされている。ゆえに国用の一族には陸奥守経験者がいることが判明する。

この致忠に注目してみると、陸奥守に在任していたのは康保4年(967)から天禄2年(971)頃と考えられ、前述の平貞盛の前々任にあたる。『今昔物語集』巻第23によれば、致忠は長保1年(999年)橘惟頼とその郎等を殺害した罪により、佐渡国に流罪になっている。また、致忠の子保昌は「勇士武略之長名人也」(『尊卑分脈』)と称されるように武勇に優れた人物として著名であり、その弟保輔もまた「強盜張本、本朝第一武略、蒙二追討宣旨一事十五度後、禁獄自害」(『尊卑分脈』)と記される

ほど武断的性格を有し、彼らの姉妹は清和源氏系の軍事貴族である源満仲の妻になっている。

このような武断的性格をもった近親者が周辺にいたことから推察するに、国用も少なからず武的側面を有していた可能性が高い。なお、国用の任期は寛和1年(985)から永祚1年(989)までと推定される。

平維叙は先述のとおり平貞盛の子であり、「実右大将済時男」(『尊卑分脈』)とあるように済時の実子とも伝えられる人物である。この維叙の陸奥守在任中、藤原済時は陸奥出羽按察使を兼任しており(『公卿補任』正暦4年～長徳1年条)、陸奥の国務を介して桓武平氏と小一条家が結びついたことを表している。この事実を考えあわせるならば「実右大将済時男」という伝承が発生した背景には、両者の間に強い政治的関係があったことが想定される。渕原氏が指摘するように、済時の関係者が代々の陸奥守に任官したことで陸奥国関連の権益が徐々に蓄積される一方、済時が按察使を兼任したことにより陸奥国からの収入は増進したはずである。そうして構築されていく小一条家の家産を維持するためにも、陸奥国における軍事的実力者と結ぶ必要があったと考えられよう。なお、維叙の任期は正暦1年(990)から正暦4年(994)までと推定される。

陸奥国からの収益が小一条家の家産として確立するなか、新たに陸奥守に任官したのが藤原実方で、前節にて提示した『今昔物語集』の「実方中将」のことである。【系図】を見てみると、実方は済時の兄定時の子で済時にとっては甥にあたるが、父定時が早世したと思われ叔父済時の養子になったようである。実方の任期は長徳1年(995)から長徳4年(998)までであるが、在任中に陸奥国において死去している。また実方の養父である済時も実方の陸奥守任官の3か月後に急死しており、その後の小一条家では陸奥国の権益を維持するのは困難を窮めたと思われる。

以上陸奥守に任官した小一条家関係者を詳しく見てきたが、陸奥守になった小一条家関係者は軍事貴族とつながり、家系的に武的性格を有する家柄の出身であった。『今昔物語集』の記述にみるように陸奥守は在地において平維良や藤原諸任のような軍事的実力者の調停役を担っており、場合によっては武力を行使して対処しなければならない可能性もあったはずである。ゆえに関係者の武的性格は、前節で述べたような10世紀末期の陸奥国を統治していくために必要不可欠であった。

また小一条家自体、その家祖である師尹の代からすでに武的性格を有していたようで、師尹の舎人一人が師尹の甥である藤原兼家の家人に殺され、その報復に師尹の家人数百人が兼家の邸宅に押しかけている(『日本紀略』安和2年<969>2月7日条)。そうした小一条家の家風に陸奥国を統治するための武力が積み重ねられていくことで、その武的性格を強めていったと思われ、済時の子孫である為任や定任については「被一射殺二」という物騒な様相を呈するまでに至った。また、『大日本古文書』家わけ文書15・山内家文書所収の「山内首藤氏系図」では、済時の系統が先祖となっており小一条家の武的性格は武家の先祖に相応しいと見なされるまでになったのである。

第2章 11世紀初頭貴族社会における陸奥国と陸奥守

第1節 藤原道長関係者の陸奥守任官―源満正・橘道貞―

藤原済時・実方の急死にともない、小一条家において陸奥国の権益を維持するのが困難になっていく一方、11世紀初頭の貴族社会に台頭してきたのが藤原道長である。長徳1年(995)に内覧宣旨を受け右大臣に任じられた道長は、翌年には左大臣に昇進し名実ともに当該期の貴族社会の頂点に立った。ゆえに当該期の貴族社会において、陸奥守の任官は時の権力者である道長の意向が多分に反映されるようになった。

前章第2節で述べた藤原実方の後をうけて陸奥守に任じられたのが、清和源氏源経基の子で源満正

である（【系図】参照）。『日本紀略』正暦5年（994）3月6日条によると、盗賊追捕に際し武者として動員されており、陸奥守任官以前から満正は有力な軍事貴族としての立場を確立していたようである。また満正は上流貴族に混じって、おそらくはその警護役として左京北部（一条）に居住していたことから（『御堂関白記』寛弘6年〈1009〉11月26日条）、当時の貴族社会において信任厚い人物だったと思われる。なお満正の陸奥守在任期間は、長保1年（999）から長保5年（1003）と推定される。

陸奥守在任中の満正の行動については不明であるが、『尊卑分脈』によると満正の子忠隆は、かつて陸奥守の任にあった平維叙の娘を妻としていることから、陸奥国支配のなかでの戦略として婚姻関係を結んだ可能性が指摘できよう。また陸奥守解任後においても、満正は道長への馬を献上していることから（『御堂関白記』寛弘1年〈1004〉12月27日・寛弘2年〈1005〉1月19日各条）、道長との結びつきを強めていき、後年満正の孫娘（満正長子忠重の女子）が道長の孫通房（頼通子）の乳母に選ばれるほどの緊密な関係を構築するに至った（『栄花物語』巻24「わかばえ」）。しかし、満正の後その子孫は近江・美濃・尾張方面へ勢力を拡大し、陸奥国には活動拠点を置かなかったようである。

満正に続いて陸奥守に任官したのは橘道貞であり、女流歌人として著名な和泉式部の夫にして母同様歌人として名高かった小式部内侍の父親である（【系図】参照）。道貞の在任期間は、寛弘1年（1004）から寛弘5年（1005）までと推定される。陸奥守任官以前の道貞の活動について着目してみると、道貞は療養のため訪問した道長の子頼通を迎え入れたり（『御堂関白記』長保1年〈999〉7月18日条）、頼通の春日祭参列の際には道長邸を訪れその準備を勤仕している様子（『御堂関白記』寛弘1年〈1004〉2月5・6日条）が散見される。ゆえに道貞は道長家の家司的役割を果たしていたようで、同時に道長の信頼も厚かったようである。

このような道貞と道長の関係は、道貞の従姉妹・橘徳子の存在に拠るところ大きいと思われる。徳子は道長の女彰子が入内した一条天皇の乳母の一人であり、長保2年（1000）1月には従三位に叙されたことで（『御堂関白記』同年正月27日条）、「橘三位」と呼ばれた人物である。さらに徳子の子には道長の側近として仕えた藤原資業がおり、資業は長和5年（1016）4月道長に道貞の死去を報じているが、その際道貞を「舅」と呼んでいることからして（『御堂関白記』同年同月16日条）、道貞と資業の間に婚姻関係があったものと推定される。

このように橘徳子や藤原資業との関係から道貞は、野々村ゆかり氏が提唱された天皇家・摂関家の紐帯となりうる「乳母の家」に準ずる存在であり、そうしたなかで陸奥守に任官したと考えられる。また道長は道貞の陸奥国赴任につき餞を行ったり（『御堂関白記』『権記』寛弘1年〈1004〉3月18日条）、道貞やその妻子へ贈り物をする（『御堂関白記』寛弘1年〈1004〉3月21日・閏9月16日各条）など心を尽くしており、道長と道貞の間には厚い信頼関係があったことが窺える。

前述の満正同様、陸奥守在任中の道貞の活動については定かではない。しかし後年前九年合戦の折に源頼義に来援した清原武則の甥で、それぞれ清原軍の第2陣・第4陣の押領使を務めた橘貞頼・頼貞兄弟がいるが（『陸奥話記』）、道貞の「貞」の字を通字としており道貞の子孫と思われることから、道貞自身もしくはその一族が隣国出羽の軍事的実力者である清原氏と婚姻関係を結び、道貞は陸奥国の国務に携わるなかで軍事的性格を帯びていったと考えられる。

以上のとおり、源満正・橘道貞ら道長関係者の陸奥守任官について見てきた。前代の小一条家関係者の陸奥守任官同様、満正・道貞ともに武的性格を有したが、小一条家のように済時を中心とする血縁関係・姻戚関係ではなく、藤原道長家の家政のなかで位置づけられながら任官した点に相違がある。しかし、前述したとおり満正が小一条家関係者の平維叙と姻戚関係になっていることから、藤原済時・実方の死去を機に、小一条家は陸奥国の権益に基づく家産の維持が困難になったものの、在地におけ

る影響力は少なからず存続していたと考えられる。

第2節 道長親近者の陸奥守任官—藤原済家・藤原貞仲—

前節に見たとおり陸奥守任官をめぐる政治的状況が複雑な様相を呈する一方、道長は関係者のなかでもより近い存在を陸奥守に推挙したようである。それが藤原済家と藤原貞仲である。

藤原済家は、道長の側近にして道長の母方の一族（山蔭流藤原氏）と同族で、道長とは従兄弟同士の間柄にあった人物である（【系図】参照）。また済家の子済政や兄弟の輔公も道長の側近として活動している。陸奥守任官以前において、済家は子息済政とともに敦成親王（のちの後一条天皇）家の別当に就任しており（『御堂関白記』寛弘5年<1008>10月17日条）、父子ともども道長の信任は厚かったと思われる。

済家の陸奥守在任期間は寛弘6年（1009）から長和2年（1013）までと推定され、在任中済家は幾度となく道長に馬を献上しているのがみえる（『御堂関白記』寛弘7年<1010>11月28日・長和1年<1012>閏10月12日・長和2年<1013>12月28日の各条）。また、『尊卑分脈』によれば済家の子済政の脇付に「為二父済家一被二射殺一」とあり（【系図】参照）、済家もそれまでの陸奥守任官者同様、武断的性格を有していたと考えられる。

済家の後任として任官したのが、藤原貞仲である。貞仲は「親二近左府一人々」（『小右記』長和1年<1012>6月29日条）の一人とされ、道長とは近い間柄であった。また貞仲の系譜に着目すると、貞仲の女子が藤原為時の子で紫式部の兄弟にあたる藤原惟規に嫁ぎ貞職を生んでおり（『尊卑分脈』）、為時の兄弟はかつて小一条家との関係で陸奥守に任官した藤原為長である（【系図】参照）。ゆえに貞仲の家系もまた、武断的性格を有する家柄と思われる。

そうした貞仲の武断的性格が、寛仁2年（1018）8月鎮守府將軍平維良との合戦を引き起こした（『御堂関白記』同年同月19日条）。平維良については第1章第1節で触れたとおりであるが、陸奥国の軍事の実力者であり、その勢力は鎮守府將軍に再任されるほどであった（『御堂関白記』長和3年<1014>2月7日条）。一方貞仲もまた、合戦を起こすほどであるから維良に対抗しうる軍事力を保持していたと考えられる。

『尊卑分脈』で貞仲の系譜に着目すると、貞仲の祖父為忠は検非違使・上総介・常陸介、父高節は常陸介を歴任していることから、為忠・高節の父子2代にわたり常陸国に所縁があったようである。だとすると、貞仲の家系は代々常陸介を歴任し、在地の軍事有力者である常陸平氏を武力として組織するなかで武断的性格を有していったとも考えられる。

維良に対抗しうる貞仲の軍事力はどのようなものが想定されるか、第1章第1節で挙げた『今昔物語集』巻25の5の説話の続きから考えてみたい。

維茂ガ方ニハ兵三千人許リ有リ。諸任ガ方ニハ千餘人有ケレバ、軍ノ員モコヨナク劣タリ。然レバ此ノ戦ヒ止メテムト諸任云テ、常陸国様へ超ニケレバ、維茂此レヲ聞テ、然レバコソ我ニ手向ハシテムヤナド息巻テ、日来有ケル程ニ、集タリケル兵共モ暫コソ養ケレ。遙ニ久ク成ヌレバ、各要事有ナド云テ、皆本国ニ返リヌ。

これは、維良が3000の兵を集めたの対し、諸任は1000人ばかりしか動員できず、この合戦は中止にしようと言って常陸国に退いたため、これを聞いた維良は兵力を温存することができたが、兵たちは要事（用事）があると云って皆「本国」に帰ってしまったという内容である。史料中の「本国」とは、説話の最後に「此ノ維茂ハ東八ヶ国ニ名ヲ挙テ、弥ヨ並ビ無キ兵ニ被レ云ケル」とあるように、「東八ヶ国」つまり坂東8か国である。

当史料から考えるに、維良の兵は「本国」つまり坂東から陸奥国に到来したようである。それと同様の状況は、維良と対抗しうる貞仲側にもあったと考えられる。貞仲が動員できたと思われる常陸平氏は海道平氏でもあり、出羽国の清原氏とのつながりをもつ武士団であるから、広域的な軍勢力が想定される。

以上のように、藤原済家・藤原貞仲ら道長親近者の陸奥守任官について見てきた。両者ともに前代同様の武的性格を有していたが、道長と血縁的にも近い側近が陸奥守に任官している。済家・貞仲といった道長がより近い存在を陸奥守にしたのは何故か、次章で考察してみたい。

第3章 陸奥交易御馬制度と陸奥交易御馬御覧

第1節 陸奥交易御馬制度の確立

10 世紀末期から 11 世紀初頭の平安貴族社会において成立した国家儀礼として、「陸奥交易御馬御覧」がある。当儀礼は天皇が紫宸殿にて陸奥国から貢納された馬（陸奥交易御馬）20 疋を見分するというものであるが、この馬の手配・供給は陸奥守の職務であった。ゆえにこの儀礼の遂行は陸奥守の手腕にかかっていたと思われる。

陸奥交易御馬は、10 世紀前半からすでに行われていたようであり、その初見史料が『日本紀略』延喜 16 年（916）3 月 15 日条である。この時は、宇多法皇 50 歳の御賀料として「陸奥交易進御馬」50 疋が貢納され、紫宸殿に出御した醍醐天皇が見ている。さらに、天曆 7 年（953）においては村上天皇が仁寿殿に出御して「陸奥臨時交易御馬」19 疋を見たという記事も見られる（『西宮記』同年 11 月 2 日条）。しかし、この時期の陸奥交易御馬は交易目的や貢進する馬の数量が一定していないため、臨時的性格が強く制度としては未熟であったと思われる。

陸奥交易御馬が制度的に確立していくのは、やはり 10 世紀末期に入ってからである。『本朝世紀』正暦 1 年（990）8 月 5 日条によると、当時陸奥守の任にあった藤原国用（第 1 章第 3 節参照）が永延 2 年（988）9 月 15 日に官符を蒙り陸奥交易御馬を貢進している。しかし、永延 2 年から 2 年後に貢進が実現したものの、官符には 20 疋とあったにもかかわらず実際貢納できた馬は半分の 10 疋であった。定数どおりに貢進できなかった例は正暦 5 年（994）も見られ、当時の陸奥守平維叙（第 1 章第 3 節参照）もまた「疾疫」により 10 疋しか貢納できなかったようである（『為房卿記』応徳 2 年〈1085〉12 月 4 日条）。

また定数どおりに貢納できても、陸奥守在任期間中に貢進できなかったこともあったようである。寛弘 1 年（1004）の陸奥交易御馬においては、源満正（第 2 章第 1 節参照）による貢進と思われるが定数 20 疋はクリアしたものの、この時期はすでに橘道貞が陸奥守に在任しており（寛弘 1 年 3 月赴任）、任期中（長保 1 年〈999〉～長保 5 年〈1003〉か）には実現しなかったようである。

陸奥交易御馬を定数どおりかつ任期中に貢納できたのは、管見のかぎり寛弘 5 年（1008）が初めてである。『権記』同年 12 月 4 日条によると、宮中にて陸奥交易御馬御覧が実施され、その見分のため一条天皇が南殿（紫宸殿）に出御している。この時の陸奥守は橘道貞で彼による貢進と考えるならば、馬 20 疋を任期中に貢進できたと確認できる。以後長和 1 年（1012）・寛仁 1 年（1017）に陸奥交易御馬御覧が実施されているが（『御堂関白記』長和 1 年 11 月 17 日・寛仁 1 年 12 月 5 日各条）、それぞれ当時の陸奥守であった藤原済家・藤原貞仲（第 2 章第 2 節参照）による貢進と思われ、滞りなく遂行されたようである。

以上のように陸奥交易御馬の貢進状況を概観すると、10 世紀末期に貢進するべき馬の数が 20 疋と定められ、陸奥守の在任期間中に一度貢進するのが原則となることで、陸奥交易御馬は制度的に確立

したと思われる。しかし、正暦 1 年から寛弘 1 年の例に見るように、定数どおりかつ任期中に貢進できなかったりと制度的には不安定だったようである。そして寛弘 5 年（1008）に至って初めて、陸奥守在任中に定数どおりの貢進が可能になり、長和 1 年・寛仁 1 年の例に見るように、11 世紀初頭に陸奥交易御馬は制度として安定したと思われる。

そこで、陸奥交易御馬が制度として確立した背景について考えてみたい。10 世紀半ばより国家主導で奥羽支配の整備・拡充が推進されているように、陸奥国の政治情勢は不安定だった。天延 1 年（973）前後に大規模な蝦夷の反乱が勃発し、陸奥守は約 2 年間空席状態になるという異例の事態も発生した。そうした蝦夷の反乱の収束を目的に陸奥守に任じられたのが、桓武平氏系の軍事貴族・平貞盛であるが、貞盛以降の陸奥守は軍事貴族ではなくても武的性格を有する人物が代々任官している。これは、一時平穏になったとしてもいつ何時急変しても不思議ではない陸奥国の政情に対応してのことと思われるが、陸奥守だけでは円滑な統治を行うことはできなかったはずである。

そうした状況のなか現地に台頭してきたのが奥六郡の安倍氏である。安倍氏は 9 世紀後半以降、鎮守将軍として陸奥国に赴任した安倍比高の子孫が留任・土着し、10 世紀中頃から推進された鎮守府支配機構の再編のなかで鎮守府在庁官人の統率者となっていく。このような在地の有力者との関係もまた、陸奥交易御馬の貢進に大きく影響していたであろう。前述したように、寛弘 5 年（1008）陸奥守橋道貞の代に初めて陸奥交易御馬は制度的に安定したが、道貞は出羽の清原氏と姻戚関係を有していたようであるから（第 2 章第 1 節）、道貞の貢進には少なからずこの関係が多分に反映していたと考えられる。

また陸奥交易御馬が制度的に確立した背景として、10 世紀中期における「駒牽」の衰退が挙げられる。駒牽は、主として毎年 8 月に行われた宮中の年中行事で、東国（甲斐・武蔵・信濃・上野）に設置された「御牧」（勅旨牧）から貢進された「御馬」を、天皇が見分し左右近衛府・左右馬寮および親王・公卿・官人などに分給する国家儀礼である。延喜年間（901～923）までは儀式どおりに行われていたが、承平・天慶年間（931～947）を境に武蔵・上野・甲斐からの貢馬の遅延が次第に大きくなっていった。そうした現状に対し朝廷は式日および貢馬数の確保を試みたものの、11 世紀中期までには武蔵・上野・甲斐の駒牽は停止するに至った。その上駒牽は本来、天皇の面前で貢馬を牽き回すことに重要な意味があったが、一条天皇を最後に天皇の出御・御覧がなくなってしまったのである。

以上のように、10 世紀後半以降における陸奥国の円滑な統治や国家儀礼の衰退が相俟って陸奥交易御馬が制度的に確立したと考えられる。

第 2 節 陸奥交易御馬御覧の成立

前節でみたように、10 世紀末期から 11 世紀初頭にかけて徐々に定着していった陸奥交易御馬制度は、「陸奥交易御馬御覧」という新たな儀礼を成立させた。天皇が陸奥交易御馬を実見する行為自体は、前節で挙げた延喜 16 年（916）・天暦 7 年（953）の事例に見たように 10 世紀前半にも実施されている。しかし、実見する場所について前者は紫宸殿、後者は仁寿殿と一定しておらず、儀礼として確立していない。ゆえに陸奥交易御馬御覧は、10 世紀末期における陸奥交易御馬の制度的安定化にともなって成立したと考えられる。

11 世紀初期における陸奥交易御馬御覧の儀式次第は以下のとおりである。

- ①陸奥交易御馬解文を外記に付し上奏。
- ②天皇が南殿（紫宸殿）に出御し、道長が参入。
- ③南庭にて御馬 20 疋を左右近衛番長以下が 3 回牽き回し、騎乗して 4、5 周し下馬。

- ④南庭に御馬 20 疋が列立し、召により左右近衛将・左右馬寮頭が参入。
- ⑤東宮に御馬 1 疋を牽き分け、左右近衛将・左右馬寮頭にも分給。
- ⑥道長は西階より南庭に下りて御馬 1 疋を賜り、一拝して一旦日華門を出て退出するが、すぐに日華門を通り、宣陽殿を経て再び参上。
- ⑦道長着座後、左右近衛番長以下は馬を取って日華門・月華門を出て（左近衛は日華門、右近衛は月華門）、馬寮の鞍を馬に設置し天皇の面前に列立。
- ⑧順次御馬を取って騎乗し日華門・月華門を出て、再び入場し南庭を馳走（前に左近衛、後に右近衛が連なって馳走）。
- ⑨天皇が退出した後、左大弁が貢馬 20 疋の交易を奏上。
- ⑩左右馬寮に各 10 疋ずつ賜り、東宮に牽き分けた御馬は東宮に届けられる。

以上①～⑩が陸奥交易御馬御覧の一連の流れである。従来の駒牽とほぼ同一の儀礼であるが、大きく異なるのは王卿への牽き分けがなく東宮・執柄（道長）のみに牽き分けている点であり、時の権力者である道長にとっては優越性の高い儀礼であった。また『北山抄』において、「除二信濃御馬一外、近代皆絶無二御覧之儀一。唯陸奥御馬所レ覧也。近例雖二信乃御馬一、猶無二御出一」と明記され、陸奥交易御馬御覧では天皇の御出・御覧が重視されたようである。そうした国家儀礼の実情のなかで、陸奥交易御馬および陸奥交易御馬御覧の重要性がクローズアップされ、当該期の平安貴族社会において陸奥国や統治する陸奥守の位置づけも変容したと思われる。

また道長自身、馬の蒐集には執心で全国各地から良馬を集め人々に分け与えたほか、残った馬のなかで選りすぐりのものを自身の厩舎で管理していたようである（『栄花物語』巻 30）。実際全国各地における道長への馬の献上数を見てみると、陸奥 119・常陸 71・出羽 54・上野 53・信濃 23・越後 21・駿河 18・甲斐 10・遠江 10 であり、陸奥国からの馬の献上数が大多数で、おそらく人々に分け与えていた馬の多くも陸奥国からのものであったであろう。献上主体は現任・前任の陸奥守・鎮守府将軍がほとんどで、なかでも第 2 章第 2 節で触れたように陸奥守藤原済家は頻繁に道長に馬を献上している。『御堂関白記』長和 1 年（1012）閏 10 月 12 日条によると、済家の馬の献上は「是先日依二仰遣一」とあり道長の意向によって陸奥国の馬を献上していたと思われる。

以上のことから、新たな国家儀礼として成立した陸奥交易御馬御覧、道長自身の馬の蒐集や贈与を通じて、当該期の平安貴族社会のなかで陸奥国からの馬は重要な位置を占めるにいたった。そして、より多くの陸奥国からの馬を確保するために、道長は自身により近い存在を陸奥守に推挙したと考えられる。しかし、駒牽の貢馬が承平・天慶年間（931～947）の戦乱により大幅に遅延しているように、陸奥国内で内乱や騒動が発生すると馬が確保できなくなる可能性も孕んでいたはずである。それゆえに従来どおり武的性格を有する人物を陸奥守に任官させ、万一の場合は軍事力を発動できうるよう対処していたと思われる。

おわりに

以上第 1 章から第 3 章を通じて、10 世紀末期から 11 世紀初頭の平安貴族社会における陸奥国の位置づけについて、陸奥守の任官状況を中心に考えてきた。陸奥国は 10 世紀以来、その支配の整備・拡充が推進されてきた場所であるだけに、統治する陸奥守は軍事貴族のほか軍事貴族出身でなくても武的性格を有する家柄の人物が任官されてきたことは注目すべき点である。そうした特徴は、同時期に陸奥交易御馬制度や陸奥交易御馬御覧が確立したことで、陸奥国からの馬の確保のためにより顕著になっていったと考えられる。

また、正治2年(1200)に成立した『官職秘抄』のなかに、陸奥守については「以ニ可レ然人一任レ之。依レ兼ニ鎮守府一也」とある。今回考察対象にした10世紀末期から11世紀初頭においては、陸奥守の鎮守府將軍兼任は見られないが、古来より鎮守府將軍の職務(武力行使)を任せられるほどの力量のある「可レ然人」が陸奥守にふさわしいと考えられていた可能性はあるだろう。こうした人間関係の積み重ねが、のちに奥羽最大の内乱である前九年合戦・後三年合戦へつながってゆくと思われるが、両合戦をめぐる政治的背景は今後の課題にしたい。

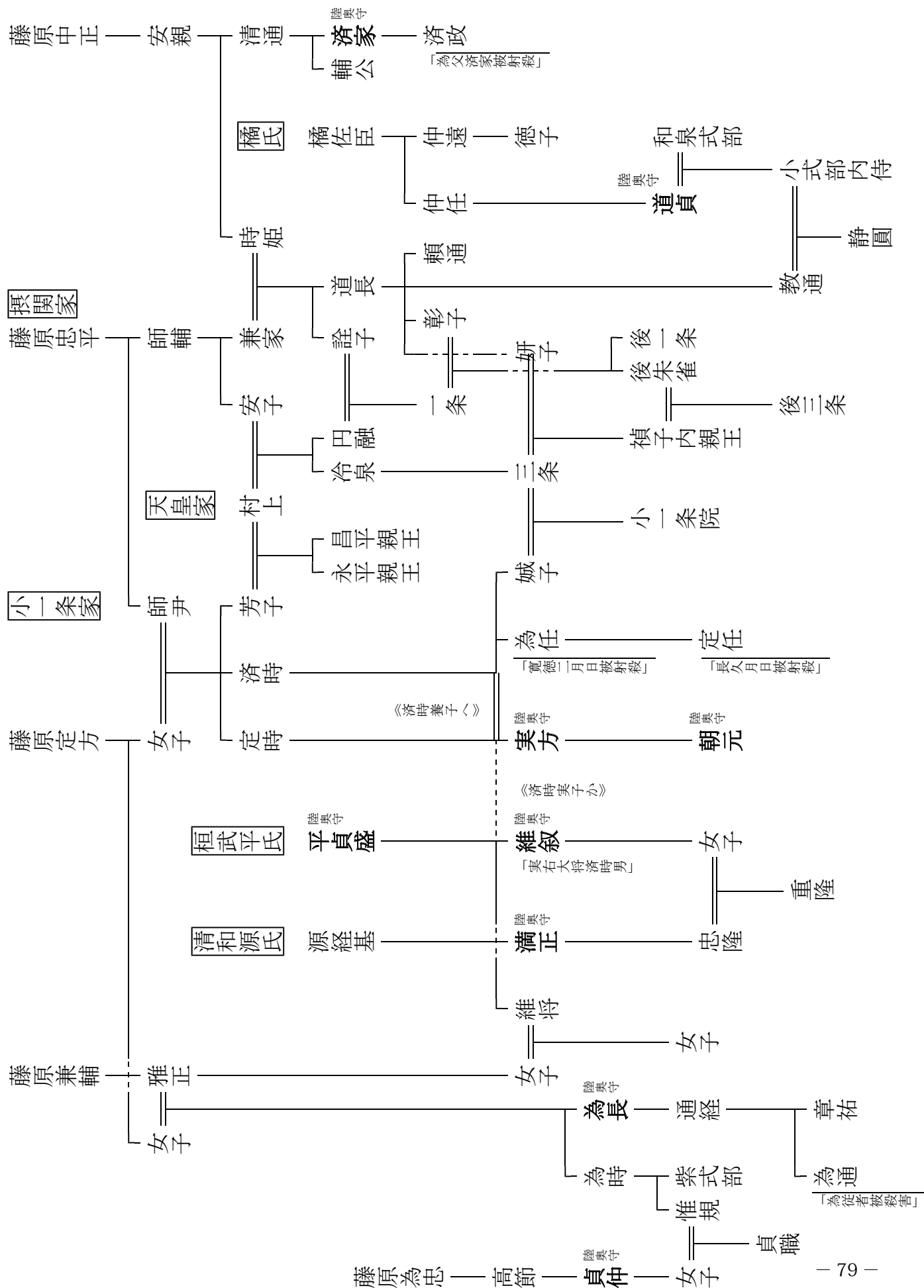
【参考文献】

- ・泉谷康夫「摂関家司受領の一考察」(同氏著『日本中世社会成立史の研究』高科書店、1992年)。
- ・伊藤博「和泉式部と橘道貞」(『大妻女子大学文学部紀要』22号、1990年)。
- ・大石直正「奥州藤原氏の貢馬」(同氏著『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、2001年に所収)。
- ・岡野範子「家司受領について―藤原道長の家司を中心に―」(『橘史学』16号、2001年)。
- ・大日方克己「八月駒牽―古代国家と貢馬の儀礼―」(同氏著『古代国家と年中行事』吉川弘文館、1993年)。
- ・加瀬文雄「藤原道長をめぐる馬と牛」(佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、1995年)。
- ・加瀬文雄「藤原道長執政期の駒牽について」(『成城大学民俗学研究所紀要』21、1997年)。
- ・加藤友康「摂関時代の地方政治」(『中央史学』31号、2008年)。
- ・寺内浩「受領考課制度の成立」(同氏著『受領制の研究』塙書房、2004年に所収)。
- ・中込律子「摂関家と馬」(服藤早苗編『王朝の権力と表象 学芸の文化史』森話社、1998年)。
- ・野口実「列島ネットワークの中の平泉」(入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、2002年)。
- ・野口実「源平藤橘の軍事貴族」(『本郷』38号、2002年)。
- ・野々村ゆかり「摂関期における乳母の系譜と歴史的役割」(『立命館文学』624号、2012年)。
- ・樋口知志「『奥六郡主』安倍氏について」(『歴史』96輯、2001年)。
- ・平川南「多賀城市山王遺跡の木簡について」(多賀城市文化財調査報告書第26集『山王遺跡―第9次発掘調査報告書―』1991年)。
- ・浏览智幸『平安期東北支配の研究』塙書房、2013年。
- ・元木泰雄『武士の成立』吉川弘文館、1994年。
- ・元木泰雄『源満仲・頼光』ミネルヴァ書房、2004年。

〔付記〕本稿は、第15回平泉文化フォーラム(平成27年1月24・25日、於岩手県奥州市)にて行った共同研究報告「11世紀貴族社会における陸奥国の位置づけ」をもとに、加筆・修正して成稿したものである。

【系図】一〇世紀末期～一二世紀初期の陸奥守任官者関係系図

(『尊卑分脈』より作成)



地域・時代別にみた四面廂建物の特徴
- 平泉の特性をさぐる四面廂建物—

荒木志伸

はじめに

本稿では、平泉の四面廂建物の特徴をさぐるために、東北地方地域別・時代別の傾向についてみておくこととしたい。

1、時代的変遷

年代が判明する全国の四面廂建物について、江口氏の検討をもとに、時代的な傾向を検討してみたい。

表 1 時代・地域別にみた四面廂建物数

	① 7, 8 世紀	② 9, 10 世紀	①・②の増減比較
九州	20	48	2.4 倍
近畿	51	23	0.5 倍
関東	49	93	1.9 倍
東北	20	72	3.6 倍

全国的にみると、7, 8 世紀代には 175 棟であったのに対して、9, 10 世紀代に入ると 270 棟と増加する。また、東北地方では特に平安時代に入ってから増加傾向が顕著である。それに次ぐのが九州地方である。日本列島内の歴史地理的な要因により、四面廂建物が積極的かつ継続的に採用された地域と、そうでない地域とがありそうである。

2、東北地方における四面廂建物

東日本の四面廂建物集成をもとに整理すると、表 2, 3 のようになる。そこからみえる傾向についてまとめると、以下のようなになる。

(1) 地域的特徴

東北地方には 2011 年の段階で 105 事例が存在する。このうち、陸奥国・91 件、出羽国・12 件と、圧倒的に陸奥国域から検出されていることがわかる。

(2) 遺跡の性格と年代

時代ごとに、それぞれ性格の遺跡から四面廂建物が確認されているのか、概観しておきたい。

表に示したように、まず出現期である 7 世紀後半代には、宮城県仙台市郡山遺跡や大崎市名生館官衙遺跡で確認できる。8 世紀に入っても、引き続き城柵官衙の内部、それも政庁正殿などの中心的な建物に採用される傾向が非常に強い。これは、9 世紀代に入っても同様の特徴であり、一貫して城柵官衙の中心部において象徴的な建築様式であったといえよう。

表 2 陸奥国の四面廂建物

	遺跡名	所在地	検出数	性格が判明する事例	年代	遺跡の性格	備考
1	志波城	岩手県盛岡市	3	政庁正殿 2 政庁内 1	9 世紀前半～ 中頃	官衙	
2	岩崎台地 遺跡群	岩手県北上市	5	-	平安時代	集落	
3	北上南部工業 団地内	岩手県北上市	1	-	-	集落	
4	高瀬	岩手県遠野市	1	-	-	集落	
5	胆沢城	岩手県奥州市	11	政庁正殿 3 曹司(東方官 衙)8	9 世紀前半～ 11 世紀	官衙	
6	伯済寺	岩手県奥州市	5	-	平安時代	官衙カ	時期は B,C 期
7	林前Ⅱ	岩手県奥州市	2	-	平安時代	集落	堂カ
8	徳丹城	岩手県矢巾町	2	政庁正殿 1	9 世紀	官衙	
9	鳥海柵	岩手県金ヶ崎 町	4	-	11 世紀中葉	柵	
10	多賀城	宮城県多賀城 市	7	政庁正殿 2 曹司 5	8 世紀中葉～ 10 世紀中葉	官衙	
11	市川橋	宮城県多賀城 市	2	-	-	官衙ほか	
12	山王	宮城県多賀城 市	4	主屋 4	10 世紀前葉	国司館	
13	館前	宮城県多賀城 市	1	主屋 1	9 世紀前葉	国司館	
14	郡山	宮城県仙台市	4	政庁正殿 1	7 世紀後半～ 8 世紀初め	官衙	
15	御堂平	宮城県仙台市	1	-	平安時代末 ～室町	不明	仏堂カ、 礎石
16	堂田	宮城県白石市	1	-	平安時代	不明	仏堂カ、 礎石
17	新田柵 推定地	宮城県田尻町	1	-	8 世紀中葉	官衙	
18	東山官衙	宮城県加美町	1	曹司 1	9 世紀代	官衙	

19	名生館 官衙	宮城県大崎市	1	政庁正殿 1	7 世紀後半～ 8 世紀初め	官衙	
20	中屋敷前	宮城県大河原 町	2	-	平安時代中 葉	寺院カ	
21	一里塚	宮城県大和町	2	-	9 世紀中葉以 降	集落	
22	一本柳	宮城県美里町	1	-	8 世紀末～9 世紀前葉	居宅	仏堂カ、 神社カ 1
23	西木流	福島県会津若 松市	2	-	9 世紀中葉～ 後葉	官衙か居宅	
24	東高久	福島県会津若 松市	1	-	9 世紀前半～ 中頃	不明	堂カ
25	屋敷	福島県会津若 松市	3	-	9 世紀中葉～ 10 世紀前半	居宅	
26	慧日寺跡	福島県磐梯町	1	-	9 世紀	寺院	
27	宮ノ北	福島県会津坂 下町	2	-	11 世紀後半 ～12 世紀	荘所カ	
28	青木	福島県会津坂 下町	1	-	10 世紀前半	不明	
29	大江古屋敷	福島県会津坂 下町	1	-	10 世紀中葉 ～後半	居宅カ	
30	油田	福島県会津美 里町	1	-	8 世紀末～9 世紀前葉	居宅カ	
31	西原廃寺	福島県福島市	2	-	平安時代	寺院	仏堂
32	大槻向原	福島県郡山市	1	-	-	不明	
33	下羽広	福島県郡山市	1	-	8 世紀～9 世 紀カ	集落カ	
34	達中久保	福島県石川町	3	仏堂カ	8 世紀中葉～ 9 世紀前半	集落カ	村落内寺 院カ
35	江平	福島県玉川村	2	仏堂カ	9 世紀前葉～ 中葉	集落カ	村落内寺 院カ
36	根岸	福島県いわき 市	3	政庁正殿 1	7 世紀後半～ 8 世紀後半	官衙	居宅の建 物も
37	鏡ノ町	福島県塩川町	3	-	9 世紀末葉～ 10 世紀前葉	官衙か居宅	
38	泉廃寺	福島県南相馬 市	2	政庁正殿 2	8 世紀前半～ 後半	官衙	

表 3 出羽国の四面廂建物

	遺跡名	所在地	検出数	性格が判明する事例	年代	遺跡の性格	備考
1	秋田城	秋田県秋田市	3	-	8 世紀末～9 世紀後半	官衙	堂風建物有
2	金沢柵 推定地	秋田県横手市	3	-	-	柵	
3	大鳥井山	秋田県横手市	1	-	11 世紀前葉～中葉	柵	
4	城輪柵	山形県酒田市	1	-	9 世紀前葉	官衙	
5	明成寺	山形県酒田市	1	-	10 世紀前葉カ	不明	
6	高瀬山	山形県寒河江市	1	-	8 世紀中葉～9 世紀中葉	集落	
7	成沢西	山形県山形市	1	-	10 世紀前葉	居宅カ	
8	達磨寺	山形県中山町	1	-	10 世紀前葉	官衙カ	

城柵官衙以外の性格の遺跡はというと、陸奥国南部、特に現在の福島県域では四面廂建物は若干検出される。しかし、これらの遺跡からは出土文字資料が出土し城柵と近接し深い関係を有するものや、仏堂と想定できるものなど、一般的な集落とは異なる遺跡であることも確かである。

10 世紀代になると、四面廂建物が国司館、それも主屋と考えられる施設に採用されることは興味深い。また、11 世紀に入ると、陸奥・出羽両地域ともに、安倍・清原氏の柵跡などにみられるようになる。平泉の四面廂建物の系譜を検討する上で、留意すべき点であろう。

(3) 陸奥国の事例について

宮城県多賀城市に所在する多賀城跡には、合計 11 棟の四面廂建物が存在する。それらは政庁のほか、曹司エリアからも多く発見されている。広大な多賀城では、機能が城内で分散設置されていた。それぞれの区画を統括するような建物様式として、四面廂建物が採用されていた可能性があろう。

岩手県奥州市の胆沢城では、政庁正殿（Ⅲ期）では 11 世紀に入っても四面廂建物が採用される。これは、他の城柵官衙遺跡では見られない特徴である。同地域において 11 世紀中葉に入り、安倍氏にとって重要な柵であった鳥海柵内に確認できることは注目しておきたい。

(4) 出羽国の様相について

出羽国府と考えられる山形県酒田市の城輪柵跡では、Ⅰ期の政庁正殿に採用されているが、Ⅱ期以降は政庁建物群が、南と北でコの字型構造をそれぞれ採用するような形態となったこともあり、四面廂建物構造が採用されることはなかった。

なお、出羽国で検出例が少ない点については、官衙のあり方そのものが異なる等の背景も、少なからず影響しているのではないだろうか。ただし、11 世紀代になり、秋田県横手市の金沢柵、大鳥井山遺跡から

複数棟検出されることは、その系譜も含めて注目しておきたい。

3、まとめと今後の課題

平泉前史段階において、東北地方での四面廂建物の性格は城柵官衙遺跡によく認められることは、先述のとおりである。かつ、安倍・清原氏の柵やそれ以前の城柵など、地域の拠点施設の中心的建物に一貫して採用されてきていることが判明した。こうした系譜は、平泉の四面廂建物を検討する上でも

ただし平泉の場合、東北地方のみならず他地域でも四面廂建物が採用されなくなった時期である。また、柳之御所跡や泉屋遺跡、志羅山遺跡をはじめとして、多くの遺跡で長期間にわたり、しかも複数棟、検出されることが特徴である。つまり、前史段階でもその性格は、一様ではないことを前提として分析する必要がある。

なお、遺跡の性格としては不明としたものの、その立地から四面廂建物の性格を検討する上で注目しておきたい。大鳥井山遺跡は、小吉山、大鳥井山の独立丘陵上に立地する遺跡である。『陸奥話記』の清原氏の一族・大鳥山太郎頼遠の本拠地とされ、発掘調査により土塁・空堀が二重に巡り、柵と物見櫓を備えた構造が判明した。内部からは掘立柱建物や、竪穴住居跡などが検出されているが、全体的に小規模なものが多い。年代は10世紀後半～12世紀代とされ、近接する払田柵が10世紀代に廃絶していることから。その関係性も注目される。四面廂建物であるが、大鳥井山の山頂部から検出された。周囲からの景観上、非常に好地にあり、ランドマークのような役割が推測される。柵内の建物ではあるが、宗教的な意味合いも視野に入れても良いかもしれない。同様の事例として、2014年度の陣館遺跡（金沢柵跡推定地）の発掘調査では、梁間約6.3m、桁行10.5mの建物の四面廂建物が検出された。大鳥井山遺跡で発掘されたものと同規模であることも見逃せない点であるが、山麓域や交通路を強く意識した立地と、周囲からみわたすことのできる場所にランドマークとして象徴的に建造されていることは見逃せない。

今回の検討内容をふまえて、今後は平泉の個別の遺構のあり方について、詳細に検討していきたいと考えている。

【主な参考文献】

- 横手市教育委員会 『横手市市 通史編 原始・古代・中世』2009
『平成26年度 陣館遺跡発掘調査現地説明会資料』2014
- 奈良文化財研究所 『古代の官衙 遺構編』2003
- 八重樫忠郎 「東北地方の四面廂建物」『前九年・後三年合戦-11世紀の城と館-』2011
- 江口桂 「東日本における古代四面廂建物の構造と特質」『四面廂建物を考える』2012
- 青木敬 「検出遺構における四面廂建物」『四面廂建物を考える』2012
- 荒木志伸 「多賀城と城柵」『考古調査ハンドブック 11 古代官衙』2014

第 15 回平泉文化フォーラム 実施報告

岩手県教育委員会は第 15 回平泉文化フォーラムを、平成 27 年 1 月 24 日（土）と 25 日（日）に奥州市を会場として開催した。今回のフォーラムは、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学いわて学習センター、一関工業高等専門学校）、岩手大学平泉文化研究センターとの共同開催とした。

第 15 回 平泉文化フォーラム

1. 日 時 平成 27 年 1 月 24 日（土） , 25 日（日）
2. 場 所 水沢グランドホテル
3. 主 催 岩手県教育委員会、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校）、岩手大学平泉文化研究センター

共 催 奥州市教育委員会、平泉町教育委員会、一関市教育委員会、

4. 日 程

【1 日目】 13:15 基調講演「平泉、鎌倉、一乗谷 ―都市・館・威信材にみる武家権力―」
小野正敏（前 人間文化研究機構理事）

15:00 遺跡報告① 白鳥館遺跡の調査成果 （奥州市世界遺産登録推進室）

15:20 遺跡報告② 柳之御所遺跡ほかの調査成果 （平泉遺跡群調査事務所）

15:40 遺跡報告③ 無量光院跡の調査成果 （平泉町教育委員会）

16:00 研究報告① 平泉の四面廂建物 荒木志伸（山形大学）

16:30 研究報告② 院政期平泉の仏会と表象に関する歴史学的研究
誉田慶信（岩手県立大学）

【2 日目】 9:15 研究報告③ 12 世紀平泉の暮らし 前川佳代（奈良女子大学）

9:45 遺跡報告④ 骨寺村荘園遺跡の調査成果 （一関市教育委員会）

10:05 遺跡報告⑤ 伽羅之御所跡ほかの調査成果
（（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）

10:35 研究報告④ 11 世紀平安貴族社会における陸奥国の位置づけ
滑川敦子（報告歴史博物館）

11:05 研究報告⑤ 平泉藤原氏の権力基盤に関する基礎的研究・中間報告（2）
七海雅人（東北学院大学）

11:35 研究報告⑥ 日本国以内における「平泉寺」について
伊藤博幸（岩手大学平泉文化研究センター）

5. 入場者数 のべ 450 名

平泉文化研究年報 第 15 号

平成 27 年 3 月 30 日

発 行 岩手県教育委員会

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

編 集 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

印 刷 北上アビリティーセンター

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Articles

Hiraizumi, Kamakura, Ichijodani

ONO Masatoshi

The aspect of the living of Hiraizumi in the 12th century

MAEKAWA Kayo

Historical study of Buddhism ceremony of Hiraizumi in the 12th century

HONDA Yoshinobu

“Heisenji-temple” in Japan

ITO Hiroyuki

Fundamental research about Hiraizumi Fujiwara's power base ,part2

NANAMI Masato

The study of the Mutsu in the aristocracy of Heian period

NAMEKAWA Atsuko

The feature of forth eaves buildings examined by region and age

ARAKI Shinobu

Report of the 15th Hiraizumi Culture Forum

Iwate Board of Education

10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan